

# 消防年報

令和6年版



越谷市消防局



## はじめに

この消防年報は、令和6年4月1日現在の越谷市における消防現勢及び令和5年中の消防業務の統計資料を総合的に収集し、越谷市消防局の概要を広く紹介することを目的として編さんしたものです。

ご高覧いただき、ご活用いただければ幸いです。

令和6年7月

越谷市消防局



## 目 次

越谷市章・越谷市のシンボルマーク・越谷特別市民 ガーヤちゃん・	
越谷市民憲章・越谷市の木・越谷市の花・越谷市の鳥	1
越谷市の概況	2
埼玉県消防現況図	3
越谷市消防局の沿革	4
ひと目でわかる越谷の消防	19
新型コロナウイルス感染症への消防局の対応について	20

### 総務編

1 消防機構図	23
2 消防局（5課）事務分掌	24
3 消防署事務分掌	26
4 消防署所配置図	27
5 消防庁舎等の概要	28
6 非常用電源設備等の概要	28
7 人口の推移	29
8 年度別消防費予算額（当初）に対する負担比較	29
9 職員の状況	
(1) 職員配置状況及び定数	30
(2) 階級別年齢	31
(3) 消防職員の年齢構成	32
(4) 階級別勤続年数	33
(5) 再任用職員の状況	34
(6) 消防職員特殊技能その他資格取得状況	35
(7) 年度別消防職員教育訓練受講者数	36

### 予防編

1 防火対象物の状況	
(1) 防火対象物数（延べ面積150㎡以上）	37

(2) 防火対象物関係届出・申請等状況	38
(3) 防火対象物の用途別中高層建築物数	39
(4) 地区別中高層建築物数	40
2 消防同意事務の状況	
(1) 消防同意処理状況	41
(2) 地区別消防同意状況	41
(3) 防火対象物の用途別消防同意状況	42
3 防火・防災管理の状況	
(1) 防火管理者資格取得講習会実施状況	43
(2) 防火・防災管理者選任届出・消防計画作成届出の状況	43
(3) 防火対象物点検報告に係る特例認定取得事業所数	43
(4) 消防訓練実施状況	44
4 消防用設備等（特殊消防用設備等）の届出等の状況	
(1) 消防用設備等（特殊消防用設備等）着工届出・設置届出状況	45
5 住宅防火対策の状況	
(1) 越谷市住宅防火対策推進協議会	46
(2) 住宅防火診断・住宅用防災機器等展示会実施状況	46
(3) 越谷市幼少年婦人防火委員会	46
(4) 幼年消防クラブ・婦人防火クラブ	46
6 危険物規制に関する状況	
(1) 危険物施設別等処理件数の状況	47
(2) 危険物施設数の推移	47
(3) 危険物類別施設数	48
(4) 地区別危険物施設数	48
(5) 倍数別危険物施設数	49
(6) 危険物施設倍数別比率	49
(7) 危険物手数料の内訳	50
7 液化石油ガス・火薬類に関する事務取扱状況	
(1) 地区別液化石油ガス販売事業所数	50
(2) 火薬類許可の事務処理及び手数料の状況	50

8	査察の状況	
(1)	防火対象物査察実施状況	5 1
(2)	危険物施設査察実施状況	5 2
(3)	警告書・命令書の交付件数	5 2
(4)	警告書・命令書の違反内容及び件数	5 2
(5)	違反対象物における公表状況	5 2
9	消防音楽隊の概要	
(1)	組織編成	5 3
(2)	保有楽器	5 3
(3)	演奏回数	5 3
(4)	保有楽譜数	5 3

## 火災編

1	火災の状況	
(1)	火災総括表	5 5
(2)	月別火災発生状況	5 6
(3)	地区別火災発生状況	5 7
(4)	時間帯別火災発生状況	5 8
(5)	曜日別火災発生状況	5 9
(6)	火災の覚知方法	5 9
(7)	出火原因別火災発生状況	6 0
(8)	過去5年間の出火原因別火災発生状況	6 0
(9)	建物用途別り災状況	6 1
(10)	建物火災件数に対する損害状況	6 1
(11)	過去5年間の出火件数及び損害状況	6 1
(12)	過去5年間の死傷者発生状況	6 2

## 警防編

1	消防車両等の配置状況	6 3
2	消防車両等一覧	6 4
3	消防用資機材配置状況	6 6
4	消防相互応援協定	6 8

5	緊急消防援助隊	69
6	消防水利設置状況	70

## 救急編

1	救急活動状況	
(1)	過去10年間の救急出動状況の推移	71
(2)	月別救急出動件数と搬送人員	72
(3)	年齢区分別搬送人員	73
(4)	傷病程度別搬送人員	73
(5)	救急隊員の行った応急処置の実施状況	74
2	応急手当普及啓発状況	
(1)	応急手当講習会の実施状況	75
(2)	AEDの貸出状況	75

## 救助編

1	救助活動状況	
(1)	救助出動件数の推移	77
(2)	月別出動件数	78
(3)	事故発生場所別活動件数及び救助人員	79
(4)	署別救助発生件数	80
2	高度救助隊及び大袋特別救助隊が実施した訓練	80

## 指令編

1	指令の状況	
(1)	消防緊急情報システム概要	81
(2)	消防通信系統図	82
(3)	消防用無線局（消防・救急デジタル無線機）の配置状況	83
(4)	消防用無線局（署活動用無線機）の配置状況	84
(5)	119番受信状況	85
2	気象の状況	
(1)	月別気象概況	86

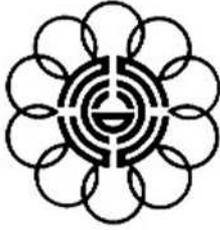
(2) 年間風向図	87
(3) 月別気象注意報等発令状況	88
3 火災警報に関する協議書	89

## 消 防 団 編

### 1 消防団の状況

(1) 消防団編成図	91
(2) 分団・勤続年数別団員数	92
(3) 階級別勤続年数	92
(4) 階級別年齢構成	93
(5) 分団区域別の人口及び世帯数	93
(6) 団員・分団別階級	94
(7) 過去10年間における消防団員数の推移	94
(8) 消防団器具置場の概要(42か所)	95
(9) 消防団消防ポンプ自動車(20台)の状況	96
(10) 消防団小型動力ポンプ付軽消防自動車等(22台)の状況	97
(11) 消防団小型動力ポンプ(23台)の状況	98
(12) 消防団軽可搬ポンプ(2台)の状況	99
(13) 消防団装備の保有状況	99





### 越谷市章

10個の外輪は、合併した2町8カ村を表し、中央にカタカナの「コ」を4つ集めて「越」の意味、中心は「谷」の文字を図案化したものです。図案は、町村合併後、町民の皆さんから募集したもので、町章として昭和30年1月10日制定。その後、市制施行とともに市章となりました。



### 越谷市のシンボルマーク

このマークは、本市の皆さんとともに暮らしやすいまちづくりを進めるためのシンボルとして、全国公募の中から市民投票によって選ばれました。図案は、「水郷こしがや」と、親子のシラコバトが未来にはばたく様子を表現しています。

(市制40周年を記念し、平成10年11月3日選定)



### 越谷特別市民 ガーヤちゃん

越谷市商工会青年部が「地元の特産品を作り、まちおこしをしたい」との思いから、市内にある宮内庁埼玉鴨場の「鴨」と越谷特産の「ねぎ」にちなんで考案された「こしがや鴨ネギ鍋」。「ガーヤちゃん」は、そのキャラクターとして平成17年に誕生しました。

平成23年11月には越谷市長から特別住民票が交付され越谷特別市民になり、ますます市民に愛され、親しまれる存在となっています。

また、左のイラストの消防ホースを持った消防ガーヤちゃんは、平成29年8月30日から消防局火災予防広報担当として活躍しています。

### 越谷市民憲章 (昭和53年11月3日制定)

わたくしたちは、越谷市民であることに誇りと責任を持ち、水と緑と太陽に恵まれた豊かなまちを築くため、限りない願いをこめて、ここに市民憲章を定めます。

- 1. 教養を豊かにし、人間性あふれる文化のまちをつくります。
- 1. きまりを守り、信じあい心豊かな明るいまちをつくります。
- 1. 自然を愛し、お互いに助けあい、きれいなまちをつくります。
- 1. 健康で楽しく働き、明るいスポーツのまちをつくります。



### 越谷市の木 ケヤキ

昔から武蔵野の風景を思わせる木であり、市内にも多く育っています。大きな幹の上に枝を広げた雄姿は堂々としており、ますます発展する越谷市にふさわしい木です。

(市制20周年を記念し、昭和53年11月3日制定)



### 越谷市の花 キク

栽培も容易で、美しさと香りは古くから日本人に親しまれています。一般公募した中で花としてのイメージが最も高く、市の花に選ばれました。

(市制20周年を記念し、昭和53年11月3日制定)



### 越谷市の鳥 シラコバト

灰褐色の体に首の黒い線が特徴。「越ヶ谷のシラコバト」として昭和31年に国の天然記念物にも指定されており、越谷を代表する野鳥として、また、かけがえのない自然環境を守るシンボルとして選ばれました。

(市制30周年を記念し、昭和63年11月3日制定)

# 越谷市の概況

## 1 地 勢

越谷市は、埼玉県の東南部に位置し、東京都心から北へ25kmの地点にあり、首都圏の衛星都市的性格を有している。市制施行時（昭和33年11月）の人口は、わずか4万8千人余りであったが、昭和37年の地下鉄日比谷線と東武鉄道の相互乗り入れ、さらに、昭和48年に武蔵野線の開通によって都心への通勤時間が1時間以内という交通の便に恵まれ、社会的にも経済的にもその影響を受け、人口は急激な増加を続けてきた。令和6年4月1日現在の人口は、34万2,681人となり市制施行時の約7倍に増加した。

平成27年4月1日には、全国で44番目、県内では2番目となる中核市に移行した。

令和3年4月に施行した第5次越谷市総合振興計画に基づき「水と緑と太陽に恵まれた みんなが活躍する安全・安心・共生都市」をめざして、市民が「越谷に住み続けたい」と実感できる魅力的なまちづくりを進めている。

## 2 位置と面積

越谷市は、東西8.6km、南北11.5km、広さ60.24km<sup>2</sup>の方形をした輪郭を示し、大宮台地と下総台地の間に挟まれた埼玉東部低地帯の一角を占め、土地は丘陵がなく平坦である。

周囲は春日部市、さいたま市、川口市、草加市、吉川市、松伏町の5市1町に隣接しており、東縁を古利根川に、西縁を綾瀬川に挟まれ、中央を元荒川が貫流している。

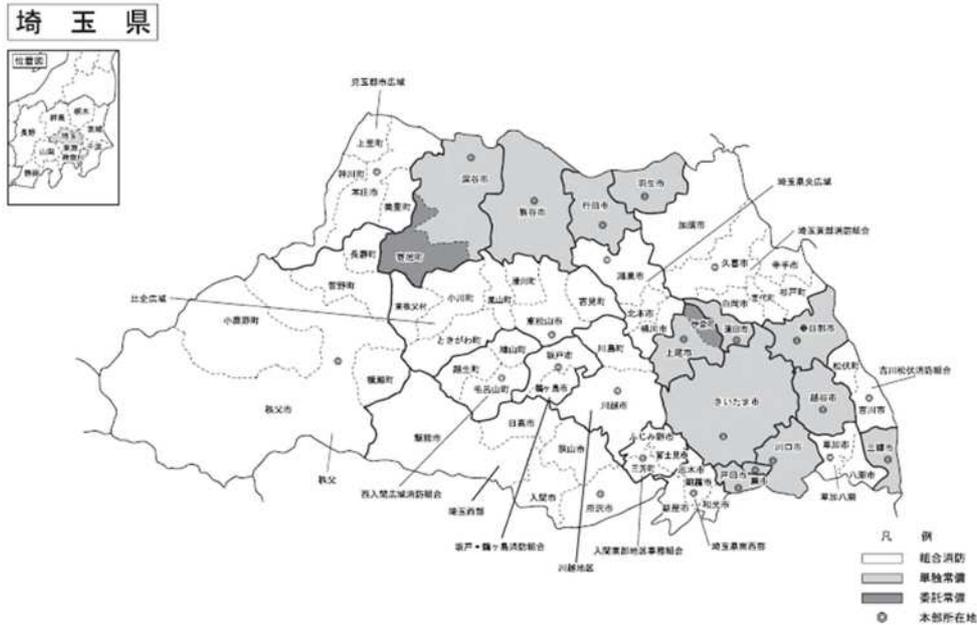


令和6年4月1日現在

# 埼玉県消防現況図

## (1) 県内消防管轄図

令和6年4月1日現在



## (2) 県内消防本部一覧

番号	消防本部名	構成市町村	住所
1	さいたま市消防局	さいたま市	さいたま市浦和区常盤6-1-28
2	熊谷市消防本部	熊谷市	熊谷市原島675-1
3	川口市消防局	川口市	川口市芝下2-1-1
4	行田市消防本部	行田市	行田市長野4389-1
5	春日部市消防本部	春日部市	春日部市谷原新田2097-1
6	羽生市消防本部	羽生市	羽生市藤井下組990-1
7	深谷市消防本部	深谷市・寄居町(常備消防事務を深谷市に委託)	深谷市上敷免858
8	上尾市消防本部	上尾市・伊奈町(常備消防業務を上尾市に委託)	上尾市上尾村537
9	越谷市消防局	越谷市	越谷市大沢2-10-15
10	蕨市消防本部	蕨市	蕨市錦町5-1-22
11	戸田市消防本部	戸田市	戸田市新曽1875-1
12	三郷市消防本部	三郷市	三郷市中央5-45-4
13	蓮田市消防本部	蓮田市	蓮田市閩戸178-1
14	埼玉県南西部消防局	朝霞市・志木市・和光市・新座市	朝霞市溝沼1-2-27
15	秩父消防本部	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町	秩父市下宮地町10-25
16	入間東部地区事務組合消防本部	富士見市・ふじみ野市・三芳町	ふじみ野市大井中央1-1-19
17	吉川松伏消防組合消防本部	吉川市・松伏町	吉川市大字会野谷481
18	児玉郡市広域消防本部	本庄市・美里町・神川町・上里町	本庄市西富田904-3
19	坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部	坂戸市・鶴ヶ島市	坂戸市鎌倉町16-16
20	比企広域消防本部	東松山市・滑川町・嵐山町・小川町・吉見町・ときがわ町・東秩父村	東松山市上野本1300-1
21	川越地区消防局	川越市・川島町	川越市神明町48-4
22	埼玉県中央広域消防本部	鴻巣市・桶川市・北本市	鴻巣市箕田1638-1
23	西入間広域消防組合消防本部	毛呂山町・鳩山町・越生町	入間郡毛呂山町岩井2451
24	埼玉西部消防局	所沢市・飯能市・狭山市・入間市・日高市	所沢市げやき台1-13-11
25	埼玉東部消防組合消防局	加須市・久喜市・幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町	久喜市上早見396
26	草加八潮消防局	草加市・八潮市	草加市神明2-2-2

## (3) 指令業務の共同運用

消防指令業務共同運用実施主体	構成市町村	住所
2・4 熊谷市・行田市消防通信指令事務協議会 (熊谷市・行田市消防指令センター)	熊谷市・行田市	熊谷市原島675-1
19・20・23・24 埼玉西部地域消防指令事務協議会 (埼玉西部地域消防指令センター)	所沢市・飯能市・狭山市・入間市・日高市・坂戸市・鶴ヶ島市・東松山市・滑川町・嵐山町・小川町・吉見町・ときがわ町・東秩父村・毛呂山町・鳩山町・越生町	飯能市大字小久保291

## 越谷市消防局の沿革

昭和29年	11月	町村合併促進法（昭和28年法律258号）により町制を施行する。 旧越ヶ谷町、大沢町、旧桜井村、大袋村、荻島村、出羽村、蒲生村、大相模村、増林村、新方村の2町8カ村の各消防団を解き、新たに10分団を擁する越谷町消防団を結成する。初代消防団長に荒井政太郎氏が就任する。
昭和30年	1月	越谷町消防委員会条例の制定に伴い、委員21人が委嘱される。
	10月	大相模分団に三輪ポンプ自動車を設置する。
	11月	草加町の一部、旧川柳村が越谷町に編入合併により1分団が増設され消防団本部の他、11分団の消防団編成となる。
	12月	越谷町消防団条例が制定され、団員定数1,400人となる。
昭和32年	8月	大沢分団に四輪ポンプ自動車配置される。
昭和33年	11月	越谷市制施行に伴い、消防団の名称が越谷市消防団となる。
昭和34年	9月	越谷市定数条例改正により、消防職員定数18人となる。
	10月	消防団条例が改正され、団員定数500人となる。 越谷市消防本部・消防署を開設する。初代消防長は、大塚伴鹿市長が兼務し、職員13人、水槽付消防ポンプ自動車1台をもって発足する。 消防無線基地局、移動局、それぞれ1局を新設する。 大沢分団第1部を準常備部とし、団員11人、四輪ポンプ自動車1台をもって発足し、常備消防力の一翼を担う。
昭和35年	4月	初代消防署長に大貫玄蔵氏が任命される。 消防署及び越ヶ谷分団に消防無線移動局が増設される。
	10月	越谷市定数条例改正により、消防職員定数22人となる。
	11月	消防団長に降田清一郎氏が任命される。
昭和36年	6月	準常備部を解散し、四輪ポンプ自動車が消防署に移管される。
昭和37年	3月	越谷市定数条例改正により、消防職員定数26人となる。
	4月	救急業務に関する規則の制定により、救急業務を開始する。
昭和38年	12月	越谷市消防賞じゆつ金制度が制定施行される。
昭和39年	5月	越谷市定数条例改正により、消防職員定数32人となる。
昭和40年	3月	越谷市定数条例改正により、消防職員定数40人となる。
	11月	増林分団の三輪ポンプ自動車を、四輪ポンプ自動車に更新する。
昭和42年	8月	消防署庁舎新築、鉄筋コンクリート3階建てとなる。
	11月	消防署に四輪ポンプ自動車を配置する。
	12月	消防長に大貫玄蔵氏が任命される。
昭和43年	3月	荻島分団の三輪ポンプ自動車を、四輪ポンプ自動車に更新する。
	4月	越谷市定数条例改正により、消防職員定数43人となる。 消防署に消防広報、連絡、災害現場指揮等に使用するため、指令車を配置する。
	11月	消防長職務代理者に消防署長永野悦郎氏が任命される。

	12月	救急自動車を購入し、2台となる。 消防団装備は、四輪ポンプ自動車6台、三輪ポンプ自動車2台、可搬ポンプ42台となる。
昭和44年	1月	越谷市機構改革に伴い、消防本部に2課（管理、予防）3係（管理、予防、警防）を新設する。
	3月	大袋分団の三輪ポンプ自動車を、四輪ポンプ自動車に更新する。
	4月	越谷市定数条例改正により、消防職員定数70人、その他の職員5人の計75人となる。県下初の女性消防士5人を採用する。
	7月	日本損害保険協会から水槽付消防ポンプ自動車が寄贈される。 越ヶ谷分団の四輪ポンプ自動車を、四輪ポンプ自動車に更新する。
昭和45年	2月	日本消防協会から消防団が優良消防団として表彰される。
	9月	小型動力ポンプ5台、荻島、出羽、蒲生、増林、大沢の各分団に配置する。
	10月	消防団長に中野喜平治氏が任命される。
昭和46年	1月	大相模分団の三輪ポンプ自動車を、四輪ポンプ自動車に更新する。
	2月	谷中分署（職員待機宿舎併設）を開署する。配置人員24人。テレビカメラによる監視を行う。 谷中分署に屈折はしご付消防ポンプ自動車（15m級）を配置する。 消防署に化学消防ポンプ自動車を配置する。
	4月	越谷市定数条例改正により、消防職員定数85人となる。 消防長に永野悦郎氏が任命される。
	5月	消防署に査察指令車を配置する。
	6月	谷中分署に救急自動車（2号）を配置する。
	11月	桜井分団、川柳分団に四輪ポンプ自動車を配置する。
昭和47年	1月	新方分団に四輪ポンプ自動車を配置する。
	3月	越谷市長島村平市郎氏が消防長事務取扱者となる。
	4月	越谷市定数条例改正により、消防職員定数115人となる。
昭和48年	3月	蒲生分署を開署する。配置人員23人。テレビカメラによる監視を行う。 蒲生分署に救急自動車（3号）を配置する。
	4月	越谷市定数条例改正により、消防職員定数139人となる。 消防本部の機構改革により、管理課2係、予防課4係となる。
	6月	消防署に広報車を配置する。 蒲生分署に隊員輸送車を配置する。
	7月	谷中分署に機材輸送車を配置する。
	9月	蒲生分署に消防ポンプ自動車を配置する。
昭和49年	1月	消防長に島村利一氏が任命される。
	2月	指令室を新設、B級指令台により業務を開始する。救急系無線局（復信式）を新設する。

		無線局の改修により消防系無線基地局の更新及び移動局2局を増強する。
昭和50年	4月	消防長に菅家義雄氏が任命される。
昭和51年	4月	越谷市定数条例改正により、消防職員定数174人となる。
昭和52年	3月	訓練塔付間久里分署を開署する。配置人員25人。テレビカメラによる監視を行う。
		携帯用無線機3台を増強し、携帯無線機12台となる。
	5月	消防署望楼監視を廃止し、テレビカメラを新設する。
	12月	間久里分署に消防ポンプ自動車1台、救急自動車1台を配置する。
昭和53年	2月	消防団長に森山武氏が任命される。
	4月	消防署に指令車1台を配置する。
	11月	消防署に消防ポンプ自動車1台を配置する。
昭和54年	4月	消防本部の機構改革により、管理課を総務課とし、消防機構の充実を図る。
	5月	指令室の気象観測用風向風速計を更新する。
	6月	テレホンサービスシステム(5回線)を導入し、消防情報の提供を開始する。
	11月	消防本庁舎2階、3階の一部を増築(9月着工、11月完了)する。
	12月	越谷市定数条例改正により、消防職員定数190人となる。
昭和55年	1月	消防本部に可搬型救急無線局(10W)1台を新設し、業務を開始する。 消防無線基地局(5W)県波を新設し、業務を開始する。
	3月	消防庁長官から消防本部、消防団が竿頭綬を授与される。
	12月	越谷市定数条例改正により、消防職員定数207人となる。
昭和56年	2月	間久里分署に35m級はしご付消防ポンプ自動車1台を配置する。
	4月	埼玉県救急医療情報システムの運営が開始される。 日本損害保険協会から水槽付消防ポンプ自動車1台が寄贈され、消防署に配置する。
	12月	越谷市定数条例改正により、消防職員定数229人となる。
昭和57年	7月	川柳分団第2部の器具置場を設置する。
	10月	(株)栃木銀行から救急自動車・査察車、各1台が寄贈され、消防署に配置する。
	12月	越谷市定数条例改正により、消防職員定数252人となる。
昭和58年	1月	越谷中央ライオンズクラブから救命ボート1艘が寄贈され、谷中分署に配置する。 川柳分団第1部の器具置場を設置する。
	3月	消防署に救急自動車1台を配置する。 新方分団第1部の器具置場を設置する。
	4月	消防署、谷中分署の勤務体制を3部制に改める。
	7月	消防署に隊員輸送車1台を配置する。

	12月	大相模分署を開署する。配置人員37人。 消防本部機構を改正し、消防長が消防正監、本部次長・署長が消防監、課長が消防司令長、本署に担当司令を置き、当直司令制度を導入し、消防機構の充実を図る。
昭和59年	6月	大相模分署に資機材搬送車1台を配置する。
	10月	蒲生分署、間久里分署、大相模分署の勤務体制を3部制に改める。 財団法人埼玉県消防協会から特別優良消防団として表彰旗が授与される。
	12月	大相模分署に水槽付消防ポンプ自動車1台を配置する。
昭和60年	7月	谷中分署、蒲生分署のテレビカメラ監視業務を廃止する。
	12月	間久里分署のテレビカメラ監視業務を廃止する。
昭和61年	1月	大相模分署に屈折はしご付消防ポンプ自動車1台を配置する。
	3月	消防署のテレビカメラ監視業務を廃止する。
	7月	日本消防協会から指令広報車1台が寄贈され、消防署に配置する。
	9月	日本赤十字社埼玉県支部から救命ボート1艘が寄贈され、谷中分署に配置する。
	10月	越谷市防火安全協会から軽自動車5台が寄贈され、消防署、谷中分署、蒲生分署、間久里分署、大相模分署に配置する。
	12月	間久里分署に水槽付消防ポンプ自動車1台を配置する。
昭和62年	3月	桜井分団第5部の器具置場を設置する。
	4月	消防長に中野功氏が任命され、消防本部総務課長事務取扱となる。 消防団長に白鳥庄造氏が任命される。
	10月	越谷市消防団条例の改正により、団員定数450人以内となる。
	11月	住民の防災意識の高揚を図ることを目的として119番の日が制定される。
昭和63年	3月	指令装置Ⅱ型、指揮台、無線統制台、指令伝送装置、地図検索装置等を導入する。 救急基地用無線局を10Wの新波に切替え、併せて移動局を配備する。 日本損害保険協会から救急自動車1台が寄贈され、谷中分署に配置する。
		出羽分団第2部の器具置場を設置する。
	4月	消防団長に鈴木清康氏が任命される。
平成元年	3月	大相模分署に高圧ガス（空気）充填施設を設置する。 大相模分団第4部の器具置場を設置する。
	5月	越谷市平成ライオンズクラブから広報活動用としてビデオカセット一式が寄贈され、消防本部に配置する。 株式会社栃木銀行から救急自動車1台が寄贈され、消防署に配置する。
	10月	越谷市消防本部発足30周年記念誌を発刊する。
平成2年	3月	消防庁長官から消防本部・消防団に表彰旗が授与される。 消防ポンプ操法大会用の優勝旗（2本）を新調する。

		消防署に防災訓練用資機材119番通報訓練装置1台、レコーディングレサシアン、レサシベビー各1体を配置する。 越ヶ谷分団第2部の器具置場を設置する。
	9月	六都県市合同防災訓練の埼玉会場として越谷総合公園で開催する。 間久里分署に救助工作車Ⅱ型1台を配置する。
平成 3年	4月	谷中分署に消防ポンプ自動車1台を配置する。
平成 4年	2月	間久里分署に訓練塔（簡易型）を設置する。
	3月	谷中分署に鉄骨造2階建車庫兼倉庫を新築する。 桜井分団第6部の器具置場を設置する。
	4月	消防団長に遊馬重誉氏が任命される。 越谷市消防音楽隊を設置する。
	6月	救急自動車5台に自動車電話を設置する。
平成 5年	1月	大伸化学(株)から防災指導車1台が寄贈され、消防署に配置する。
	2月	蒲生分団第3部の器具置場を設置する。
	4月	財団法人救急振興財団救急救命東京研修所に救急救命士養成のため研修生1人を派遣する。
	8月	自治体消防45周年に際し、越谷コミュニティセンターで記念式典を開催する。 東京消防庁消防学校に救急救命士養成のため研修生1人を派遣する。
	11月	初の救急救命士が誕生する。
	12月	越谷市定数条例改正により、消防職員定数255人となる。
平成 6年	1月	救命講習会を開始する。
	4月	週休2日制が施行される。
	7月	高規格救急自動車運用を開始する。
	10月	マニラ市消防職員2人が化学消防自動車操作研修のため来署する。
	12月	越谷市定数条例改正により、消防職員定数265人となる。
平成 7年	4月	マニラ市に旧化学消防自動車を寄贈する。
	6月	完全密閉型化学防護服を配備する。
	10月	緊急消防援助隊の発足により、救急部隊1隊及び消火部隊1隊を自治省消防庁に登録する。
	11月	谷中分署の38m級はしご付消防自動車を更新する。
平成 8年	3月	大沢分団第2部の器具置場を設置する。
	4月	阪神・淡路大震災を契機に消防団の機動力を確保するため、各分団の合併を計画的に進める。 大沢分団第2部と第3部が合併し、大沢分団第2部となる。 大袋分署を開署する。配置人員25人。水槽付消防ポンプ自動車1台、高規格救急自動車1台、資機材搬送車1台を配置する。

		<p>彩の国レスキュー隊の発足により、救急隊Ⅰ隊、消火隊Ⅰ隊及び救助隊Ⅰ隊を埼玉県に登録する。</p> <p>消防団副団長３人制となる。</p>
	５月	市町村共通波Ⅰ波及び全国共通波２波を増設する。
	８月	大伸化学㈱から総務連絡車Ⅰ台が寄贈され、消防本部に配置する。
	９月	群馬県高崎市等広域消防局と消防相互応援協定を締結する。
	１０月	越谷市防火安全協会から人員輸送、り災者保護用マイクロバスⅠ台が寄贈され、消防本部に配置する。
平成 ９年	３月	<p>大沢分団第Ⅰ部の器具置場を設置する。</p> <p>桜井分団第Ⅲ部の器具置場を設置する。</p>
	４月	<p>消防長に深堀武夫氏が任命される。</p> <p>桜井分団第Ⅴ部と第Ⅵ部が合併し、桜井分団第Ⅴ部となる。</p> <p>消防署に救助工作車Ⅲ型（四輪駆動）Ⅰ台を配置する。</p>
	７月	各分団に小型動力ポンプ搬送車Ⅱ台を配置する。
平成 １０年	２月	埼玉県自治体消防５０周年記念式典が埼玉会館で開催される。
	３月	<p>谷中分署、間久里分署に高規格救急自動車を配置する。</p> <p>桜井分団第Ⅰ部の器具置場を設置する。</p> <p>増林分団第Ⅶ部の器具置場を設置する。</p>
	４月	<p>消防団長に清田幸治氏が任命される。</p> <p>蒲生分団第Ⅱ部と第Ⅴ部が合併し、蒲生分団第Ⅱ部となる。</p> <p>携帯電話からの１１９番通報受信転送体制を開始する。</p> <p>蒲生分団第Ⅱ部の器具置場を建て替え、移設する。</p>
	１０月	１１９番通報（救急）受信時、口頭による応急手当指導を開始する。
	１２月	新方分団第Ⅲ部の器具置場を建て替え、移設する。
平成 １１年	３月	大相模分署に高規格救急自動車（災害対応特殊救急自動車）を配置する。
	４月	新方分団第Ⅲ部と第Ⅳ部が合併し、新方分団第Ⅲ部となる。
	１１月	救急救命士資格者８人となる。
平成 １２年	３月	大相模分団第Ⅰ部の器具置場を建て替え、移設する。
	４月	<p>消防長に小島日出男氏が任命される。</p> <p>大相模分団第Ⅰ部と第Ⅱ部が合併し、大相模分団第Ⅰ部となる。</p> <p>救急救命士資格者９人となる。</p>
	１１月	大相模分署に屈折はしご付消防ポンプ自動車（Ⅰ５ｍ級）Ⅰ台を配置する。
平成 １３年	３月	消防緊急通信指令装置Ⅱ型を更新し、運用を開始する。
	８月	キャンベルタウンＳＥＳ（民間緊急援助隊）使節団が視察のため来署する。
平成 １４年	３月	増林分団第Ⅴ部の器具置場を建て替え、移設する。
	４月	<p>越谷市定数条例改正により、消防職員定数２７０人となる。</p> <p>消防団長に島村仁氏が任命される。</p>

		増林分団第5部と第6部が合併し、増林分団第5部となる。
平成15年	3月	消防本庁舎を建て替える。 荻島分団第3部の器具置場を建て替え、移設する。
	4月	越谷市定数条例改正により、消防職員定数276人となる。 消防長に杉本昭彦氏が任命される。 消防本部組織改正を行い、総務・予防・警防・指令の4課体制となる。 33年ぶりに女性消防士を採用する。
	11月	地震体験車を配置する。
平成16年	4月	荻島分団第3部と第4部が合併し、荻島分団第3部となる。
	7月	新潟・福島豪雨災害に緊急消防援助隊埼玉県隊として、消火隊1隊、救急隊1隊、隊員10人が現地に赴き活動する。
	10月	新潟県中越地震に緊急消防援助隊埼玉県隊として、消火隊1隊、隊員5人が現地に赴き活動する。
平成17年	3月	越谷ライオンズクラブから自動体外式除細動器（訓練用）2台が寄贈される。 大相模分団第3部の器具置場を建て替え、移設する。
	4月	越谷市定数条例改正により、消防職員定数292人となる。 消防署組織改正を行い、副署長（兼当直司令）3人体制とする。消防署に指揮担当を設ける。 初の女性消防団員9人を任用する。
平成18年	3月	大袋分署の庁舎を建て替え、移設する。 荻島分団第1部の器具置場を建て替え、移設する。
	4月	消防長に藤沼實氏が任命される。 消防団長に高橋明氏が任命される。
	7月	AEDを公共施設に設置する。
	9月	越谷市防火安全協会から連絡車1台が寄贈され、消防署に配置する。
平成19年	2月	増林分団第2部の器具置場を建て替え、移設する。
	3月	増林分団第3部の器具置場を建て替え、移設する。
	4月	越谷市定数条例の改正により、消防職員定数301人となる。 消防長に大野實氏が任命される。
	6月	越谷市防火安全協会から照明装置付き広告塔1台が寄贈され、消防署に配置する。
	10月	越谷平成ライオンズクラブから防火広報用着ぐるみ5体が寄贈され、消防本部に配置する。 押田繁司氏から楽器（ティンパニー）4台が寄贈され、消防本部に配置する。
平成20年	3月	大袋分団第2部の器具置場を建て替え、移設する。

	4月	消防団長に深野弘氏が任命される。
	10月	消防署に救急隊1隊を増隊し、7隊となる。
平成21年	3月	中野清市氏から楽器（サクソフォン）2台が寄贈され、消防本部に配置する。 越谷市消防委員会条例を廃止する。 大袋分団第4部の器具置場を建て替え、移設する。
	4月	大袋分団第4部と第5部が合併し、大袋分団第4部となる。
	9月	越谷市消防開設50周年記念事業で「消防キッズフェア」を開催する。
	10月	女性消防団員が「第19回全国女性消防操法大会」に出場し、第4位「優秀賞」を受賞する。 越谷市消防本部50周年記念誌を発刊する。
平成22年	3月	蒲生分署の庁舎を建て替える。
	4月	消防長に松本一彦氏が任命される。
	8月	前田清吉氏からテント一式が寄贈され、消防本部に配置する。
平成23年	1月	社団法人日本損害保険協会から小型動力ポンプ付軽消防自動車1台が寄贈され、増林分団第1部に配置する。
	3月	増林分団第1部の器具置場を建て替え、移設する。
	3月～5月	東日本大震災に緊急消防援助隊埼玉県隊の消火隊、救急隊として3月19日から3月31日までの13日間、延べ136人が岩手県陸前高田市へ、後方支援部隊として3月26日から4月6日までの12日間、延べ28人、救急隊として5月16日から5月28日までの13日間、延べ45人が福島県本宮市へ赴き活動する。
平成24年	1月	大相模分署の水槽付消防ポンプ自動車（I-B型）を更新する。
	2月	間久里分署の水槽付消防ポンプ自動車（I-B型）を更新する。
	3月	桜井分団第4部の器具置場を建て替え、移設する。
	4月	消防長に尾ヶ井勝氏が任命される。 消防団長に平林照雅氏が任命される。 鹿久保利男氏から楽器（ゴング一式、チャイム4本、プレイウッド ティンバレス一式）が寄贈され、消防本部に配置する。 国土情報開発株式会社からタブレットパソコン一式が寄贈され、消防本部に配置する。
	10月	少量危険物貯蔵取扱所を消防本部に設置する。
	月	消防署の救助工作車Ⅲ型（四輪駆動）を更新する。
平成25年	2月	高度救助隊創設に向け高度救助用資機材を整備する。 越ヶ谷分団第1部の器具置場を建て替え、移設する。
	3月	一般社団法人日本損害保険協会から小型動力ポンプ付軽消防自動車1台が寄贈され、大袋分団第2部に配置する。

	4月	越谷市定数条例の改正により、消防職員定数310人となる。 消防署組織改正を行い、副署長（兼）当直司令3人体制を副署長1人、大隊長3人体制とする。 埼玉県危機管理防災部消防防災課へ職員1人を派遣する。
	8月	消防署の資機材搬送車を更新する。
	9月	竜巻が市域北部を横断し、住宅や公共施設などの破損、重症などの人的被害、電柱倒壊による停電など甚大な被害が発生する。埼玉県下消防相互応援協定に基づき、指揮隊、救助隊や救急隊など31隊、105人の応援を受ける。
	12月	出羽分団第1部の器具置場を建て替え、移設する。
平成26年	1月	株式会社パルテきたこしからボードファックス1台が寄贈され、消防本部に配置する。
	2月	消防団が消防庁長官から防災功労者表彰を授与される。 消防団が日本消防協会から竿頭綬を授与される。 大袋分署の高規格救急自動車を更新する。
	3月	消防庁長官から消防本部、消防団が竿頭綬を授与される。 蒲生分署の化学消防ポンプ自動車Ⅱ型（自動泡混合装置・自動式放水銃付き）を更新する。 消防・救急デジタル無線を整備する。 大袋分団第1部の器具置場を建て替え、移設する。
	4月	消防長に百木孝司氏が任命される。 消防・救急デジタル無線の運用を開始する。 広域災害救急医療情報システム（タブレット型）端末を救急隊等へ配置する。 蒲生分署の化学小隊の名称を特殊消火隊に改める。 蒲生分署に救急隊1隊を増隊し、8隊となる。
	6月	越谷平成ライオンズクラブから液晶テレビ1台とテレビスタンド1台が寄贈され、消防本部に配置する。
	9月	消防団が平成25年9月2日に発生した竜巻災害における顕著な防災活動の功労により、「平成26年度防災功労者内閣総理大臣表彰」を受賞する。 上坂邦男氏からトレーニング機器（サイクリングマシン）1台が寄贈され、蒲生分署に配置する。
	10月	蒲生分署の高規格救急自動車を更新する。
	11月	谷中分署の水槽付消防ポンプ自動車（I-B型）（圧縮空気泡消火装置付）を更新する。
	12月	蒲生分署の高規格救急自動車（災害対応特殊救急自動車）を更新する。
平成27年	1月	大相模分署の人員輸送兼資機材搬送車を更新する。

	2月	蒲生分署の資機材搬送車を更新する。
	4月	越谷市が4月1日に特例市から中核市へ移行する。 消防団長に豊田範光氏が任命される。 越谷市定数条例の改正により消防職員定数322人となる。 消防本部の組織改正を行い、救急課を新設する。既設の総務・予防・警防・指令各課と合わせて5課体制となる。 消防署の特別救助隊を再編して高度救助隊を設置する。 大相模分署に水難救助隊を設置する。 女性消防団員で構成する「さくら分団」が発足する。既設の11分団と合わせて12分団の消防団編成となる。 平林照雅氏からパイプ TENT 2張が寄贈され、消防本部及び消防団に配置する。
	9月	消防本部が埼玉県医師会長から「救急医療搬送業務功労機関」として表彰される。
	10月	ラオス人民民主共和国に職員1人を短期技術研修の指導員として派遣する。
	11月	一般財団法人救急振興財団から救急普及啓発広報車1台が寄贈され、消防署に配置する。 谷中分署の38m級はしご付消防自動車を更新する。 東彩ガス株式会社から10万円が寄附され、プロジェクターを購入し、消防本部に配置する。
平成28年	3月	消防本庁舎に太陽光発電設備及び蓄電池設備を設置する。
	4月	消防署高度救助隊が埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）に登録される。 林信雄氏及び須藤友二氏から楽器（チャイム2本、チャイムスタンド）が寄贈され、消防本部に配置する。
	5月	越谷市防火安全協会から消防行政に活用することを目的として、80万円が寄附される。
	10月	地震体験車を更新し、消防署に配置する。 一般財団法人救急振興財団から応急手当普及啓発用訓練器材が寄贈され、消防署に配置する。
	11月	東彩ガス株式会社から10万円が寄附され、ビデオカメラを購入し、消防本部に配置する。
平成29年	2月	埼玉県から消防署高度救助隊に電磁波探査装置と指揮台が貸与される。 蒲生分団第1部の器具置場を建て替える。
	3月	消防署の高規格救急自動車（災害対応特殊救急自動車）を更新する。 非常用救急自動車を増車し2台体制となる。

	消防指令センターを全面更新し、消防情報システム（Ⅱ型）を導入する。 新たに指令台の1席二事案対応型、消防車両に画像伝送装置を配備、救急車両の災害現場直近編成方式を採用し、運用を開始する。
平成30年	4月 広域災害救急医療情報システムの一部改修に伴い、救急車にスマートフォンを配置する。
	7月 谷中分署の用地を取得し、庁舎の移転と併せて訓練塔を設置する。 消防広報用着ぐるみを購入する。
	8月 越谷特別市民ガーヤちゃんが消防本部火災予防広報担当に任命される。
	11月 東彩ガス株式会社から10万円が寄附され、プロジェクターを購入し、消防署に配置する。
	12月 埼玉県から消防署高度救助隊に災害活動用テント一式が貸与される。
平成30年	2月 谷中分署の消防ポンプ自動車（CD-I型）（圧縮空気泡消火装置付）を更新する。 非常用消防ポンプ自動車を増車し2台体制となる。 谷中分署の高規格救急自動車を更新する。
	3月 間久里分署の高規格救急自動車を更新する。 谷中分署の資機材搬送車を廃止し、消防署の資機材搬送車を谷中分署に配置する。 消防署に支援車（Ⅲ型）を配置する。 出羽分団第5部の器具置場を建て替え、移設する。
	4月 消防長に三大寺滋氏が任命される。 越谷市消防団条例の改正により、消防団本部に「機能別団員」を設置、団員定数480人となる。 消防署から谷中分署に地震体験車が移管される。 消防署の支援車（Ⅲ型）が緊急消防援助隊に登録される。
	7月 公共施設やコンビニエンスストア等に24時間使用可能なAEDを設置する。
	11月 大相模分署の高規格救急自動車を更新する。 東彩ガス株式会社から10万円が寄附され、プロジェクターを購入し、消防署に配置する。
	12月 越谷市消防団の学生機能別団員の取組みが高く評価され、特に学生消防団員の増加数が大きい消防団として対象に選ばれ、「平成30年度総務大臣感謝状」を受章する。
平成31年	2月 出羽分団第5部の小型動力ポンプ搬送車を消防ポンプ自動車に更新する。 学生機能別団員を設置した取組みが、地域住民の安全の保持や消防団員の確保につながる全国でも模範的な事業であると高く評価され、総務省消防庁長官から「消防団等地域活動表彰」を受章する。

		蒲生分署の消防ポンプ自動車（C D - I 型）（圧縮空気泡消火装置付）を更新する。
	3月	谷中分署に自家用給油取扱所を設置する。
		大袋分署の水槽付消防ポンプ自動車（I - B 型）（圧縮空気泡消火装置付）を更新する。
		大袋分署の資機器材搬送車を更新する。
	4月	消防団長に金子繁雄氏が任命される。
		大袋分署の水槽付消防ポンプ自動車（I - B 型）（圧縮空気泡消火装置付）が緊急消防援助隊に登録される。
		越谷平成ライオンズクラブからプロジェクター一式が寄贈され、消防署に配置する。
令和 元年	9月	埼玉県の救急搬送体制の充実に貢献した功績により、埼玉県知事から「救急功労表彰」を受賞する。
		大相模分団第3部の小型動力ポンプ搬送車を小型動力ポンプ付軽消防自動車に更新する。
	10月	新方分団第2部の器具置場を建て替え、移設する。
	11月	東彩ガス株式会社から10万円が寄附され、プロジェクターを購入し、消防署に配置する。
	12月	消防署の高規格救急自動車（救急越谷1号車）を更新する。
令和 2年	1月	大相模分署の25m級屈折はしご付消防自動車を更新する。
	2月	長野道法氏からドライブレコーダー11台が寄贈され、消防団車両に配置する。
	3月	消火栓のふたのデザインを火災予防広報担当のガーヤちゃんに変更し、その第1号を越谷駅東口前に設置する。
		間久里分署の資機器材搬送車を更新する。
		総務省消防庁から救助用資機材搭載型消防ポンプ自動車1台が無償貸付され、大袋分団第1部に配置する。
		川柳分団第2部の器具置場を建て替え、移設する。
	4月	消防長に宮稔氏が任命される。
		井田敏男氏から楽器（グロッケン、コンガ、スルド）及び答礼台が寄贈され、消防本部に配置する。
		株式会社シフレからマスク2,500枚が寄贈される。
	5月	ライキ株式会社から除菌消臭剤30箱が寄贈される。
	12月	株式会社セキチューせんげん台西店からマスク1,200枚が寄贈される。
		小林隆士氏から消防局旗一式が寄贈され、消防本部に配置する。
		越谷市防火安全協会から加湿器35台が寄贈され、消防本部、消防署及び各分署に配置する。

令和 3年	2月	出羽分団第4部の器具置場を建て替え、移設する。	
	3月	日本消防協会から消防団が優良消防団として表彰される。 増林分団第6部の小型動力ポンプ搬送車を小型動力ポンプ付軽消防自動車に更新する。 総務省消防庁から水災用器具、水難救助用器具及び安全装備品一式が無償貸与され、消防団に配置する。	
	4月	組織改正により越谷市消防本部の名称が越谷市消防局となる。 組織改正により総務課の名称が消防総務課となる。 組織改正により市に危機管理消防監を配置する。 越谷市防火安全協会から火災予防運動及び歳末特別警戒の横断幕10枚が寄贈され、消防署、谷中分署、蒲生分署、大相模分署、大袋分署に配置する。 越谷平成ライオンズクラブから消毒液60本が寄贈される。	
	5月	大伸化学株式会社越谷工場から消毒液20缶が寄贈される	
	9月	越谷市消防団旗を新調する。 越谷市防火安全協会から、補助食品と保冷バッグが寄贈され、各署救急自動車に配備する。	
	令和 4年	3月	大袋分署の高規格救急車（救急大袋1号車）を更新する。 川柳分団第1部の器具置場を建て替え、移設する。
		4月	消防団長に松崎一男氏が任命される。 消防長に金田敬司氏が任命される。 総務省消防庁へ職員1人を派遣する。 宮稔氏、野口治氏から消防音楽隊パレードバナーが寄贈され、消防局に配置する。
		6月	三大寺滋氏から楽器（テナーサキソフォン、フルート）及び譜面台10台が寄贈され、消防局に配置する。
		8月	映画「モエカレはオレンジ色」ロケ地PR企画の撮影を高度救助隊が市内で実施する。
10月		関根エンタープライズグループから消防行政に活用することを目的として、1,259,500円が寄付され、救急活動事業で活用する。	
令和 5年	2月	一般社団法人埼玉県連合読売会からN95マスク490枚及び感染防止手袋13,200枚が寄贈される。 蒲生分署の高規格救急自動車（救急蒲生1号車）を更新する。 消防署の高規格救急自動車（救急越谷2号車）を更新する。	
	3月	大袋分団第3部及び増林第2部の小型動力ポンプ搬送車を小型動力ポンプ付軽自動車に更新する。 大袋分署の救助工作車Ⅱ型を救助工作車Ⅲ型へ更新する。	

		<p>大袋分署の越谷20号車を大袋2号車として配置する。</p> <p>大相模分団第2部の器具置場を移転し、建て替える。</p> <p>消防緊急情報システム（Ⅱ型）を部分更新する。</p>
	4月	<p>消防長に中井淳氏が任命される。</p> <p>金田敬司氏から自転車ヘルメット14個が寄贈され、消防局、消防署及び各分署に配置する。</p> <p>消防署の救助工作車に代わり、大袋分署の救助工作車が緊急消防援助隊に登録される。</p> <p>ビッグクイックシェルター（除染テント）を配置する。</p> <p>谷中分署、大相模分署の警防小隊及び救助隊が組織改正に伴い、それぞれ警防第1小隊及び警防第2小隊に再編される。</p> <p>非常用救急自動車を増車し3台体制となる。</p>
	5月	<p>消防指令業務の共同運用に向け、越谷市消防局、三郷市消防本部、吉川松伏消防組合消防本部、春日部市消防本部及び草加八潮消防局の5つの消防本部(局)で東埼玉消防指令業務共同運用協議会を設置する。</p> <p>越谷市消防局内に東埼玉消防指令業務共同運用協議会事務所を置く。</p>
令和 5年	7月	<p>タイタンバスケット型ストレッチャーを配置する。</p>
	12月	<p>緊急消防援助隊後方支援隊の資器材としてポータブル電源が配置される。</p>
令和 6年	1月	<p>出羽分団第4部及び川柳分団第1部の小型動力ポンプ搬送車を小型動力ポンプ付軽消防自動車に更新する。</p>
	3月	<p>消防署の指揮車を更新する。</p> <p>消防署の水槽付消防ポンプ自動車（Ⅰ－Ⅱ型）（圧縮空気泡消火装置付）を更新する。</p> <p>市民から高規格救急自動車（高度救命処置用資機材を含む）1台が寄贈され、谷中分署に配置する。</p> <p>救命ボート器材一式を配置する。</p>
	4月	<p>越谷市定数条例の改正により消防職員定数331人となる。</p> <p>谷中分署に救急隊1隊を増隊し、9隊となる。</p> <p>非常用救急自動車を1台減じ2台とする。</p> <p>小型無人航空機の運用を開始する。</p> <p>非常用消防ポンプ自動車を増車し2台体制となる。</p> <p>関根エンタープライズグループから1,002,130円が寄付され、消防行政に活用する。</p>



# ひと目でわかる越谷の消防

市の面積 (令和6年4月1日現在)	人口・世帯数 (令和6年4月1日現在)	消防予算額 (令和6年度当初予算)	消防署所 (令和6年4月1日現在)
 60.24 km <sup>2</sup>	 人口 342,681人 内訳：男 169,550人 女 173,131人 世帯数 162,337世帯	 3,993,352千円	 消防署 1 分署 5

職員数 (令和6年4月1日現在)	防火対象物数 (令和6年4月1日現在)	危険物施設数 (令和6年3月31日現在)	火災件数 (令和5年中)	救助活動状況 (令和5年中)
				
定数 331人 実数 364人 (うち女性職員21人) 内訳：消防吏員 361人 事務職員 3人 ※再任用職員34人を含む。	9,269棟 ※延べ面積150㎡以上	384施設	74件 建物火災 50件 車両火災 6件 その他の火災 18件	出動件数 272件 救助人員 124人

救急出動件数 (令和5年中)	搬送人数 (令和5年中)	救命講習会実施状況 (令和5年中)	消防車両等の台数 (令和6年4月1日現在)
			
19,578件 急病 13,501件 一般負傷 2,754件 交通事故 1,132件 上記以外 2,191件	15,360人 急病 10,569人 一般負傷 2,282人 交通事故 922人 上記以外 1,587人	実施回数 168回 受講人数 4,092人	54台 消防自動車 25台 高規格救急自動車 11台 その他の車両 18台

119番受信件数 (令和5年中)	消防団員数・編成 (令和6年4月1日現在)	消防団ポンプ等配備状況 (令和6年4月1日現在)
		
28,476件	定数 480人 団員数 382人 編成 12分団 44部	消防ポンプ自動車 20台 小型動力ポンプ 23台 ※小型動力ポンプは非常用1台を含む



## 新型コロナウイルス感染症への消防局の対応について

新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる傷病者の救急搬送業務のほか、市民の安全・安心な生活を守るため、越谷市消防局が行った主な対応を掲載します。

令和2年 1月	<p>16日 総務省消防庁救急企画室から事務連絡「新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生について」が発出される。</p> <p>※国内初の陽性患者発生。(中華人民共和国湖北省武漢市からの帰国者)</p> <p>24日 救急課長通知「新型コロナウイルス感染症の発生に係る消防本部の対応について」を消防本部内に発出し、対応方針の統一を図る。</p> <p>31日 世界保健機構(WHO)が新型コロナウイルス関連肺炎の発生状況が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」に該当すると宣言したことを受け、新型コロナウイルス感染症が「指定感染症」に定められる。</p>
2月	<p>20日 越谷市新型コロナウイルス感染症対策本部が設置される。</p>
3月	<p>11日 市内で初めて新型コロナウイルス陽性者が確認される。</p>
4月	<p>7日 埼玉県を含む7都府県に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令される。(1回目)</p> <p>8日 消防本部日勤職員の感染リスク低減対策として、執務場所を分散する。</p> <p>15日 救急越谷10号車を陽性患者搬送専用車両に指定する。</p> <p>16日 7都府県に発令されていた緊急事態宣言の対象地域が全都道府県に拡大される。</p> <p>17日 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、出動可能救急隊が不足する事態に備え、平日に限り消防本部日勤職員が救急出動に協力できる体制を整える。</p> <p>28日 救急隊員の感染リスク軽減を目的に、心肺停止傷病者への対応要領を作成し職員に周知する。</p> <p>30日 市内の各駅や公共施設、商業施設周辺において、消防車両による新型コロナウイルス感染拡大防止に係る広報を実施する。 (令和2年5月25日まで実施)</p>
5月	<p>25日 全国に発令されていた緊急事態宣言が解除される。</p> <p>26日 緊急事態宣言解除を受け、陽性患者搬送専用車両として運用していた救急越谷10号車を通常の運用に戻す。</p>
6月	<p>12日 職員の特殊勤務手当として新たに新型コロナウイルス感染症防疫等業務手当を支給するため、越谷市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を制定する。</p>
12月	<p>24日 市内の各駅や公共施設、商業施設周辺において、消防車両による新型コロナウイルス感染拡大防止に係る広報を実施する。 (令和3年3月21日まで実施)</p> <p>25日 飲食店等に対する埼玉県からの営業時間短縮要請に伴い、埼玉県及び市役所関係部局と共同で、南越谷駅・新越谷駅周辺において、繁華街の見回り活動を実施し、新型コロナウイルス感染防止対策の呼びかけや</p>

令和3年 1月	<p>新しい生活様式の周知などと併せて、飛沫防止シートやアルコール消毒液等に起因する火災の予防広報を実施する。(1回目)</p> <p>4日 搬送用アイソレーター装置1基を消防署に配置する。</p> <p>8日 埼玉県を含む4都県に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令される。(2回目)</p> <p>14日 4都県に発令されていた緊急事態宣言の対象地域が拡大され、7府県が追加される。</p>
3月	<p>飲食店等に対する埼玉県からの営業時間短縮要請に伴い、埼玉県及び市役所関係部局と共同で、南越谷駅・新越谷駅周辺において、繁華街の見回り活動を実施し、新型コロナウイルス感染防止対策の呼びかけや新しい生活様式の周知などと併せて、飛沫防止シートやアルコール消毒液等に起因する火災の予防広報を実施する。(2回目)</p> <p>20日 新型コロナウイルス感染症への対応のため保健所へ消防本部から応援職員を派遣する(令和4年6月30日現在まで継続派遣中)</p> <p>10日 令和2年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、オゾン消毒器を各署及び非常用を除く救急自動車に配置する。</p> <p>17日 救急隊員等に対し新型コロナウイルスワクチンの優先接種を開始する。(令和3年6月15日に全対象職員の2回目接種を完了する)</p> <p>21日 11都府県に発令されていた緊急事態宣言が解除される。</p>
4月	<p>28日 越谷市が埼玉県におけるまん延防止等重点措置の対象区域に指定される。(令和3年6月20日まで)</p> <p>埼玉県による営業時間短縮、酒類提供自粛要請に協力した市内飲食店に対し、県が協力金を支給するため実施した飲食店現地確認の一部に消防職員も同行し、確認業務の補助のほか飛沫防止用シートやアルコール消毒液等に起因する火災の予防広報を実施する。</p> <p>(令和3年5月17日まで全11日実施)</p>
7月	<p>20日 越谷市が埼玉県におけるまん延防止等重点措置の対象区域に指定される。(令和3年8月1日まで)</p>
8月	<p>2日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域が拡大され、埼玉県も対象区域となる。(3回目)</p> <p>6日 新型コロナウイルスの急激な感染拡大に伴い救急体制の強化を図る。</p> <p>①救急隊8隊運用のところ、非常用救急自動車2台を稼働させ救急隊10隊運用に増強する。</p> <p>②救急隊の現場滞在時間を短縮するべく、搬送先医療機関の決定に時間を要する事案において、特別班として指定した消防隊員が出動し、救急隊に代わり現場を引き継ぐ運用を開始する。(令和3年9月30日まで)</p>
9月	<p>30日 3回目の緊急事態宣言が解除される。</p>
11月	<p>24日 令和3年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、救急体制強化に係る資器材(オゾンガス発生器4台、消防隊用救急処置用資器材5式)を配置する。救急自動車1台につきオゾンガス発生</p>

		器1台を配置完了する。
令和4年	1月	17日 新型コロナウイルスの急激な感染拡大に伴い救急体制の強化を図る。 非常用救急自動車2台を稼働させ救急隊10隊運用に増強する。 (令和4年3月22日まで)
		21日 越谷市が埼玉県におけるまん延防止等重点措置の対象区域に指定される。(令和4年3月21日まで)
	4月	20日 市内の各駅や公共施設、商業施設周辺において、消防車両による新型コロナウイルス感染拡大防止に係る広報を実施する。
	7月	13日 新型コロナウイルスの急激な感染拡大に伴い救急体制の強化を図る。 非常用救急自動車2台を稼働させ救急隊10隊運用に増強する。 (令和4年10月1日まで)
	8月	1日 搬送用アイソレーター装置1基を蒲生分署に配置する。
	12月	22日 新型コロナウイルスの急激な感染拡大に伴い救急体制の強化を図る。 非常用救急自動車2台を稼働させ救急隊10隊運用に増強する。 (令和5年1月31日まで)
令和5年	3月	31日 令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、感染症対策防護具、医薬材等を購入する。
	4月	1日 令和5年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、感染症対策防護具、医薬材等を購入する。
	5月	8日 新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行

## 総務編

消防は、火災、交通事故、水難事故をはじめ、地震や風水害などの大規模災害に至るまで、あらゆる災害に迅速かつ適切に対応する必要があり、災害が複雑多様化している今、その体制強化が求められています。

頻発・激甚化する巨大台風、集中豪雨等の風水害や、南海トラフ地震、首都直下地震をはじめとした大規模地震の発生が危惧されている近年において、災害発生時に消防業務を継続し、市民の生命、身体、財産を守るべく迅速かつ的確な消防活動を実施するには、消防活動拠点施設である消防庁舎の建て替えや修繕、改修工事等、適正な維持管理を徹底し、耐震性、機能性を確保することが不可欠です。

これらを踏まえ、本市消防局では第5次越谷市総合振興計画に基づき、老朽化が進む消防署間久里分署の移転・建て替え事業に令和3年度から着手しており、これまでに行った用地取得、造成工事及び基本設計業務委託に加え、令和6年度は地質調査と実施設計の業務委託を行います。今後も、早期に整備を完了できるよう本事業を積極的に推進するほか、越谷市公共施設等総合管理計画に基づき、既存施設の維持管理を継続するとともに、消防体制の充実・強化に努めてまいります。

また、組織とともに歩んでいく意欲と能力を持った職員の育成を目指し、引き続き、人材育成プロジェクトを力強く進めてまいります。

総務編では、消防組織と消防力、消防署所の状況、消防の予算及び消防職員の状況等を掲載しています。

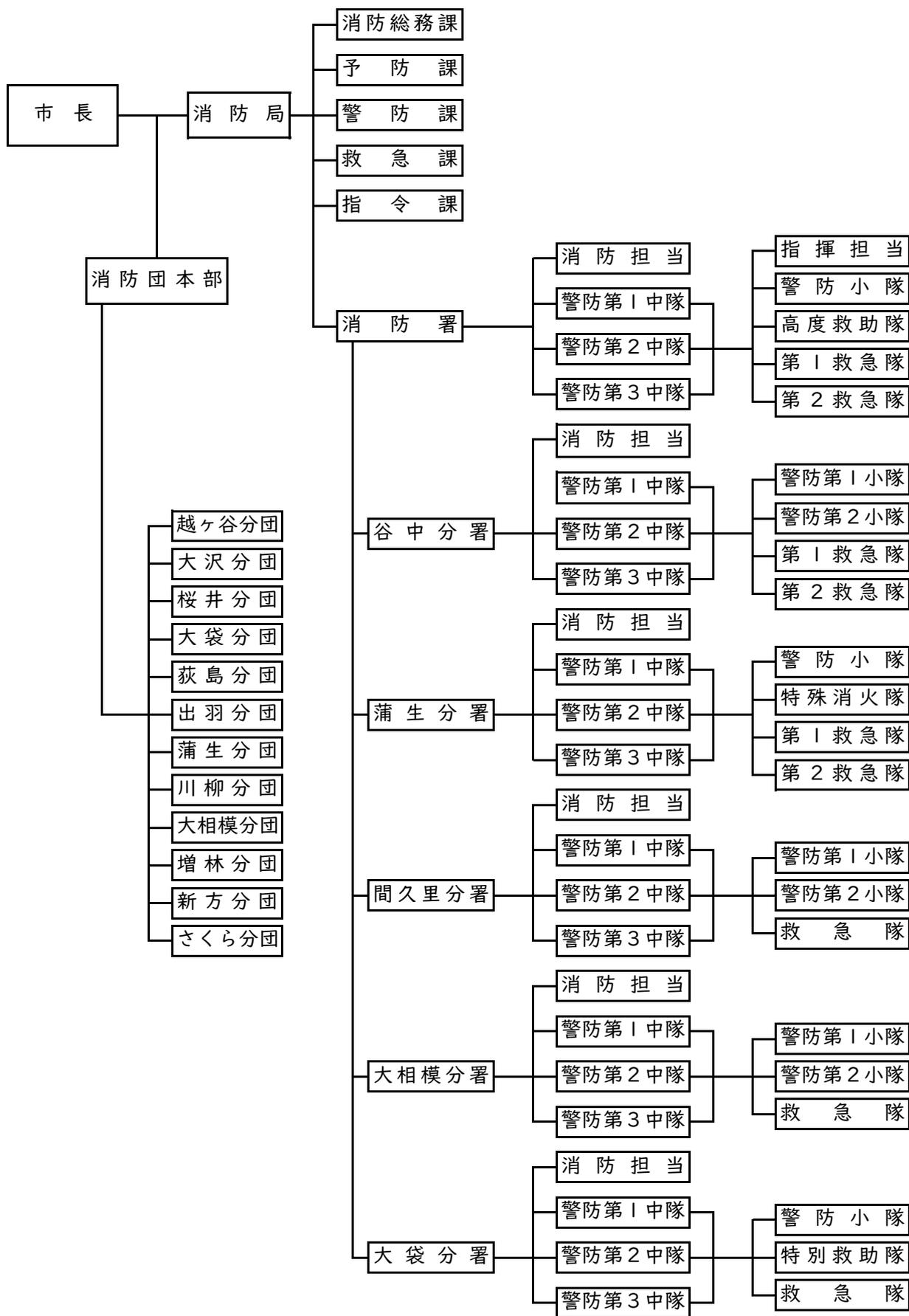


令和6年度新採用職員配属前研修



# 1 消防機構図

令和6年4月1日現在



## 2 消防局（5課）事務分掌

令和6年4月1日現在

### 消防総務課

- (1) 人事並びに消防行政施策の企画及び調整に関する事。
- (2) 予算及び決算の調整並びに経理に関する事。
- (3) 消防関係の条例及び規則の制定改廃に関する事。
- (4) 公印の管守に関する事。
- (5) 消防統計に関する事。
- (6) 職員の給貸与品に関する事。
- (7) 職員の福利厚生及び公務災害補償に関する事。
- (8) 消防長会に関する事。
- (9) 消防職員委員会に関する事。
- (10) 越谷市消防賞じゆつ金等審査委員会に関する事。
- (11) 職員の研修に関する事。
- (12) 職員の任免、分限、懲戒、服務その他身分に関する事。
- (13) 表彰に関する事。
- (14) 職員の安全衛生管理に関する事。
- (15) 消防庁舎の整備及び管理に関する事。
- (16) 消防局に属する財産に関する事。
- (17) 庁用自動車（消防自動車等を除く。）に関する事。
- (18) 安全運転管理者に関する事。
- (19) 他の課に属しない事。

### 予 防 課

- (1) 消防広報に関する事。
- (2) 消防用設備に関する事。
- (3) 越谷市住宅防火連絡協議会に関する事。
- (4) 建築物確認に対する同意に関する事。
- (5) 防火管理者及び防災管理者に関する事。
- (6) 防火対象物の消防計画及び訓練の指導に関する事。
- (7) 越谷市火災予防条例（昭和37年条例第16号）の実施に関する事。
- (8) 消防音楽隊に関する事。
- (9) その他火災予防に関する事。
- (10) 越谷市幼少年婦人防火委員会に関する事。
- (11) 危険物の規制に関する事。
- (12) 少量危険物及び指定可燃物の規制に関する事。
- (13) 危険物製造所等の検査計画及び予防措置に関する事。
- (14) 危険物取扱者に関する事。
- (15) 液化石油ガスに関する事。
- (16) 火薬類の規制に関する事。
- (17) 高压ガス、毒劇物等の火災予防措置に関する事。
- (18) 越谷市防火安全協会に関する事。

- (19) 産業廃棄物施設の意見書に関する事。
- (20) 査察計画及び技術に関する事。
- (21) 違反対象物の処理に関する事。
- (22) 予防査察に関する事。
- (23) 越谷市風俗営業所等防火安全対策連絡協議会に関する事。
- (24) 屋外における火災予防措置に関する事。
- (25) リ災証明に関する事。
- (26) 火災の原因及び損害の調査に関する事。
- (27) 火災等の統計に関する事。

## 警 防 課

- (1) 警防救助業務に係る企画及び調整に関する事。
- (2) 消防相互応援協定及び緊急消防援助隊に関する事。
- (3) 消防水利の調整及び整備に関する事。
- (4) 越谷市まちの整備に関する条例（平成14年条例第51号）の消防に関する事。
- (5) 消防機械器具（救急自動車及び救急器具を除く。）の整備及び管理に関する事。
- (6) 高圧ガス製造施設の管理に関する事。
- (7) 消防救助技術の教育に関する事。
- (8) 救助統計に関する事。
- (9) 消防団及び消防団員に関する事。
- (10) 消防団の施設に関する事。
- (11) 消防協会に関する事。

## 救 急 課

- (1) 救急業務の企画及び調整に関する事。
- (2) 救急救命士及び救急隊員の教育に関する事。
- (3) 救急自動車及び救急器具の整備及び管理に関する事。
- (4) 救急搬送証明に関する事。
- (5) 救急情報及び統計に関する事。
- (6) 応急手当の指導及び普及に関する事。
- (7) 医療機関等との連携に関する事。
- (8) メディカルコントロール協議会に関する事。
- (9) 自動体外式除細動器（AED）に関する事。

## 指 令 課

- (1) 緊急通報の受理及び出動の指令に関する事。
- (2) 消防用通信の管制業務に関する事。
- (3) 通信施設の維持管理に関する事。
- (4) 通信技術の指導に関する事。
- (5) 気象情報等の収集及び伝達に関する事。
- (6) 火災警報に関する事。
- (7) 埼玉県広域災害救急医療情報システムに関する事。

- (8) 携帯電話等 119 番通報受信・転送体制に関する事。
- (9) 埼玉県防災情報システムに関する事。
- (10) 衛星通信ネットワークシステムに関する事。
- (11) 消防庁舎の監視に関する事。
- (12) 加入電話の交換業務に関する事。
- (13) 消防分野における IT 化推進に関する事。
- (14) 緊急通報システムに関する事。
- (15) 越谷市防災行政無線に関する事。

### 3 消防署事務分掌

令和 6 年 4 月 1 日現在

#### 消防担当

- (1) 職員の教養訓練及び勤務に関する事。
- (2) 消防署に属する備品及び財産に関する事。
- (3) 公印の管守に関する事。
- (4) 火災の予防に関する事。
- (5) 消防広報に関する事。
- (6) 火災の警戒及び鎮圧に関する事。
- (7) 応急手当の普及に関する事。
- (8) その他消防署に関する事。

#### 警防第 1 中隊、警防第 2 中隊及び警防第 3 中隊

- (1) 災害の警戒及び防御に関する事。
- (2) 火災の原因及び損害の調査に関する事。
- (3) 救助活動及び救急活動に関する事。
- (4) 予防査察及び防火思想の普及に関する事。
- (5) 自主防災組織等が行う訓練の指導に関する事。
- (6) 消防活動に係る警防計画の作成に関する事。
- (7) 消防活動に係る警防訓練に関する事。
- (8) 消防活動に係る警防調査に関する事。
- (9) 消防車両及び消防機械器具の運用及び管理に関する事。
- (10) 越谷市火災予防条例（昭和 37 年条例第 16 号）第 45 条の規定による届出に関する事。
- (11) 消防水利の調査及び保全に関する事。
- (12) 職員の安全衛生に関する事。
- (13) 消防庁舎の管理に関する事。
- (14) 応急手当普及講習に関する事。
- (15) 署の庶務に関する事。
- (16) その他警防中隊に関する事。

#### 4 消防署所配置図



## 5 消防庁舎等の概要

令和6年4月1日現在

区分 局・署	所在地	敷地面積 (㎡)	構造	建築面積 (㎡) 延べ面積 (㎡)	しゅん工 年月日	
消防局 消防署	越谷市大沢二丁目10番15号 電話 048(974)0101 (代)	2,974.23	鉄骨鉄筋コンクリート造 4階建	1,157.96	平成15年 3月20日	
				3,590.62		
少量危険物 貯蔵取扱所	FAX 048(977)1199 (代)		コンクリートブロック造 平屋建	6.55	平成24年 10月26日	
				6.55		
谷中分署	越谷市谷中町四丁目92番地1 電話 048(964)9119 FAX 048(964)9130	5,729.00	鉄筋コンクリート造2階建 一部鉄骨造 2階建	1,246.79	平成29年 7月31日	
訓練塔 A 棟				鉄筋コンクリート造 6階建		83.73
						333.65
訓練塔 B 棟				鉄筋コンクリート造 2階建		93.16
自家用給油 取扱所	鉄骨造 平屋建	8.00	平成31年 3月14日			
		8.00				
蒲生分署	越谷市蒲生寿町4番6号 電話 048(986)9119 FAX 048(986)9121	1,336.17	鉄筋コンクリート造3階建 一部鉄骨造 平屋建	597.98 1,200.77	平成22年 3月12日	
間久里分署	越谷市大字下間久里1004番地1 電話 048(976)9119 FAX 048(976)9148	1,835.55	鉄筋コンクリート造 2階建	315.84	昭和52年 3月20日	
訓練塔				鉄筋コンクリート造 5階建		594.05
						36.37
				136.37		
大相模分署	越谷市相模町五丁目29番地 電話 048(986)2119 FAX 048(986)2134	2,704.04	鉄筋コンクリート造 2階建	455.43 757.83	昭和58年 11月21日	
大袋分署	越谷市大字大道362番地 電話 048(971)0119 FAX 048(971)0143	2,895.65	鉄筋コンクリート造2階建 一部鉄骨造 平屋建	760.17	平成18年 2月27日	
				1,079.55		

## 6 非常用電源設備等の概要

令和6年4月1日現在

区分 局・署	機器名	設置年月	製作会社	備考
消防局 消防署	非常電源設備	平成15年3月	(株)新潟鉄工所	出力150KVA
	無停電電源装置	平成29年3月	(株)ジーエスユアサ	指令装置系統
	太陽光発電設備	平成28年3月	(株)トワダソーラー	発電設備10kW
	蓄電池設備		ソニービジネスソリューション(株)	蓄電池設備15kW
谷中分署	非常電源設備	平成29年7月	(株)東京電機	出力49KVA
	無停電電源装置	平成29年3月	(株)ジーエスユアサ	指令装置系統
	太陽光発電設備	平成29年7月	京セラ(株)	発電設備20kW
蒲生分署	非常電源設備	平成22年3月	ヤンマーディーゼル(株)	出力80KVA
	無停電電源装置	平成29年3月	(株)ジーエスユアサ	指令装置系統
間久里分署	非常電源設備	平成8年3月	ヤンマーディーゼル(株)	出力20KVA
	無停電電源装置	平成29年3月	(株)ジーエスユアサ	指令装置系統
大相模分署	非常電源設備	平成10年3月	ヤンマーディーゼル(株)	出力20KVA
	無停電電源装置	平成29年3月	(株)ジーエスユアサ	指令装置系統
大袋分署	非常電源設備	平成18年2月	(株)東京電機	出力43KVA
	無停電電源装置	平成29年3月	(株)ジーエスユアサ	指令装置系統

## 7 人口の推移

各年4月1日現在

年 \ 区分	人口 (人)	男 (人)	女 (人)	世帯数 (世帯)
平成27年	334,693	166,780	167,913	143,818
平成28年	337,181	167,929	169,252	146,368
平成29年	339,677	169,091	170,586	148,864
平成30年	341,095	169,692	171,403	151,228
令和元年	343,383	170,725	172,658	153,949
令和2年	344,682	171,340	173,342	156,453
令和3年	345,487	171,541	173,946	158,751
令和4年	344,674	170,943	173,731	159,682
令和5年	343,644	170,273	173,371	160,965
令和6年	342,681	169,550	173,131	162,337

## 8 年度別消防費予算額(当初)に対する負担比較

各年度

年度 \ 区分	消防費予算額 (当初) (千円)	人口1人当たり (円)	1世帯当たり (円)
平成27年度	3,553,415	10,617	24,708
平成28年度	4,039,292	11,980	27,597
平成29年度	4,080,866	12,014	27,413
平成30年度	3,384,244	9,922	22,378
令和元年度	3,476,271	10,124	22,581
令和2年度	3,288,417	9,540	21,019
令和3年度	3,258,446	9,431	20,526
令和4年度	4,021,072	11,666	25,182
令和5年度	4,001,700	11,645	24,861
令和6年度	3,993,352	11,653	24,599

## 9 職員の状況

### (1) 職員配置状況及び定数

令和6年4月1日現在

所 属	階 級	消 防 吏 員							その 他の 職員	合 計 (人)		
		消 防 正 監	消 防 監	消 防 司 令 長	消 防 司 令	消 防 司 令 補	消 防 士 長	消 防 副 士 長			消 防 士	
消 防 局	消防長									1	1	
	次長		2								2	
	副参事		1								1	
	消防総務課			兼1	1		2	1	1	2	7	
	再任用職員					4					4	
	派遣職員						1				1	
	総務省消防庁						1				1	
	県防災航空センター						1				1	
	県消防学校						1				1	
	指令共同協議会			1	1			1			3	
予防課			2		1	3	5	2		13		
再任用職員					4					4		
警防課			2	1	3	2	2			10		
再任用職員					6					6		
救急課			1	1	1	2	1	1		7		
再任用職員					2					2		
指令課			1	4	2	7	1	2		17		
再任用職員					4					4		
消 防 署	消防署長		1								1	
	副署長		1								1	
	大隊長			3							3	
	消防署			3	3	8	24	5	11		54	
	消防担当				1	1	2				4	
	再任用職員					4					4	
	谷中分署			1	3	4	18	8	12		46	
	消防担当										0	
	再任用職員					2					2	
	蒲生分署			1	3	2	19	5	16		46	
	消防担当										0	
	再任用職員					2					2	
	間久里分署			1	3	5	9	2	17		37	
	消防担当										0	
	再任用職員					2					2	
	大相模分署			1	3	1	16	6	10		37	
消防担当										0		
再任用職員					2					2		
大袋分署			1	3	6	9	5	13		37		
消防担当										0		
再任用職員					2					2		
消防職員（現職）計		0	5	兼1	18	27	36	114	42	85	3	330
再任用職員計							34					34
合 計												364
消防職員条例定数		令和6年4月1日改正									331人	

※兼…副参事兼務〔内数〕

※再任用職員含む

## (2) 階級別年齢

令和6年4月1日現在

階級 年齢	消 防 正 監	消防監	消 防 司令長	消 防 司 令	消 防 司令補	消 防 士 長	消 防 副士長	消防士	その他 の職員	合計(人)
18歳								1 (1)		1 (1)
19歳								1		1
20歳								5 (1)		5 (1)
21歳								8 (2)		8 (2)
22歳								23		23
23歳								14		14
24歳								16 (1)		16 (1)
25歳								12		12
26歳							7	3		10
27歳							10 (1)	1		11 (1)
28歳							20 (1)	1 (1)		21 (2)
29歳						9 (1)	3			12
30歳						12				12
31歳						11	1 (1)			12 (1)
32歳						12				12
33歳						7				7
34歳						9				9
35歳						14	1 (1)			15 (1)
36歳					1	15 (3)				16 (3)
37歳					1	9 (3)				10 (3)
38歳					3	7				10
39歳					3	1				4
40歳					5	2				7
41歳				2	4	5 (1)				11 (1)
42歳					3					3
43歳				4	3	1				8
44歳				2 (1)	4 (1)					6 (2)
45歳				2						2
46歳			1	4						5
47歳				3	2					5
48歳			2	4						6
49歳			3	2	1					6
50歳			2		1					3
51歳			3	2					1 (1)	6 (1)
52歳		1	2							3
53歳		1	2							3
54歳		1								1
55歳		1		1	1				1	4
56歳										0
57歳				1	1					2
58歳			2		1					3
59歳		1	1						1	3
60歳					2					2
合 計	0	5	18	27 (1)	36 (1)	114 (8)	42 (4)	85 (6)	3 (1)	330 (21)

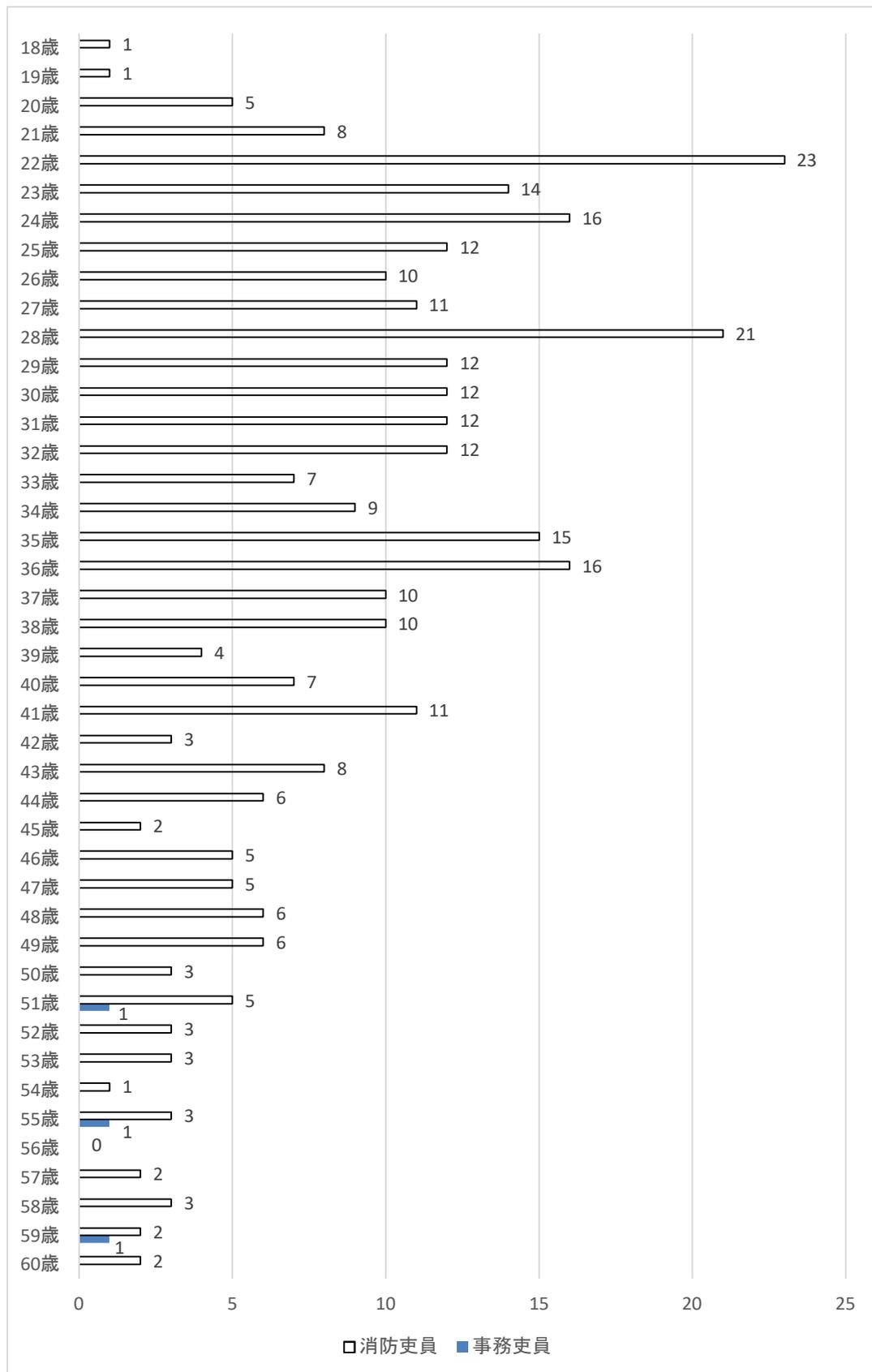
( ) …女性職員 [内数]

※平均年齢34.1歳 (再任用職員を除く)

※女性消防吏員 (その他の職員を除く・条例定数331人に対する) の割合 6.04%

(3) 消防職員の年齢構成

令和6年4月1日現在



※再任用職員を除く

(人)

## (4) 階級別勤続年数

令和6年4月1日現在

階級 勤続年数	消 防 正 監	消防監	消 防 司令長	消 防 司 令	消 防 司令補	消 防 士 長	消 防 副士長	消防士	その他 の職員	合 計
1年未満								23 (3)		23 (3)
1年								7		7
2年								18 (1)		18 (1)
3年							1	16 (1)		17 (1)
4年							5	8		13
5年							8 (1)	6		14 (1)
6年							6	3		9
7年						6 (1)	5 (1)	4		15 (2)
8年						8	3			11
9年						7	9			16
10年						9 (1)	4			13 (1)
11年						16				16
12年						10				10
13年						11	1 (1)			12 (1)
14年					1	10 (2)				11 (2)
15年						6 (2)				6 (2)
16年					1	10 (2)				11 (2)
17年					3	10				13
18年				2	4	4				10
19年					7 (1)	4 (1)				11 (2)
20年										0
21年				2 (1)	4	1				7 (1)
22年				5	3	1				9
23年				2	4	1				7
24年			2	1	1					4
25年				2	1					3
26年										0
27年			1	3						4
28年		1	1	3						5
29年		1	4							5
30年		1	3	2	1					7
31年			2	2					2 (1)	6 (1)
32年			1	1	1					3
33年				1						1
34年		1			1					2
35年			1	1	1				1	4
36年										0
37年										0
38年										0
39年										0
40年			2		1					3
41年		1	1							2
42年					2					2
合 計	0	5	18	27 (1)	36 (1)	114 (9)	42 (3)	85 (5)	3 (1)	330 (20)

( ) …女性職員 [内数]

※再任用職員を除く

(5) 再任用職員の状況

ア 年齢構成

令和6年4月1日現在

所属 年齢構成	消防 総務 課	予 防 課	警 防 課	救 急 課	指 令 課	消 防 署	谷 中 分 署	蒲 生 分 署	間 久 里 分 署	大 相 模 分 署	大 袋 分 署	合計(人)
60歳		1		1	1	1	1			1		6
61歳	1	2	2	1		1	1	1			1	10
62歳	1		1		2					1		5
63歳		1	2			2			1			6
64歳	2		1		1			1	1		1	7
合計	4	4	6	2	4	4	2	2	2	2	2	34

イ 勤続年数

令和6年4月1日現在

所属 勤続年数	消防 総務 課	予 防 課	警 防 課	救 急 課	指 令 課	消 防 署	谷 中 分 署	蒲 生 分 署	間 久 里 分 署	大 相 模 分 署	大 袋 分 署	合計(人)
1年未満		1		1	1	1	1			1		6
1年	1	2	2	1		1	1	1			1	10
2年	1				2					2		5
3年		1	2			2			1			6
4年	2		1		1			1	1		1	7
合計	4	4	5	2	4	4	2	2	2	3	2	34

※勤務形態：再任用短時間隔日勤務職員 32人、週4日勤務職員 2人

※階級:消防司令補

## (6) 消防職員特殊技能その他資格取得状況

令和6年4月1日現在  
(単位:人)

資格区分	合 計	消 防 総 務 課	予 防 課	警 防 課	救 急 課	指 令 課	消 防 署	谷 中 分 署	蒲 生 分 署	間 久 里 分 署	大 相 模 分 署	大 袋 分 署
自動車運転免許(大型)	190	9	6	7	1	8	42	26	30	15	21	25
自動車運転免許(中型)	1									1		
自動車運転免許(中型8トン限定)	39	6	2	1	5	3	7	4	1	4	3	3
自動車運転免許(準中型)	5					1	1			2		1
自動車運転免許(準中型5トン限定)	34	1	3	1		3	3	6	4	4	5	4
自動車運転免許(普通)	59	1	2			2	10	10	11	11	8	4
救急救命士(有資格者)	88		1		6	3	19	17	13	15	6	8
潜水士	154	11	7	5	3	7	38	10	12	12	28	21
小型移動式クレーン	75	5	1	4	1	2	24	6	7	4	8	13
小型船舶操縦士	94	4	4		1	2	21	11	15	8	13	15
玉掛技能	87	4	1	3		3	25	9	7	5	15	15
足場の組立て等作業主任者	2								1			1
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	29	1		1		2	10		4	2	4	5
特定化学物質等作業主任者	58	2		2	3	4	9	12	7	9	6	4
高所作業車運転資格	1										1	
予防技術資格者(消防用設備等専門員)	20	4	5	1		2	4		1	1	2	
予防技術資格者(危険物専門員)	12	2	4	1		2	1		2			
予防技術資格者(防火査察専門員)	34	5	6	2		3	4	2	3	4	3	2
陸上特殊無線従事者	278	12	11	8	6	16	52	41	40	28	30	34
衛生管理者	18	6	2	1	1	2	1		2			3
消防設備士(甲種)	1		1									
消防設備士(乙種)	13		2	1		2	3	1	1			3
消防設備点検資格者												
危険物取扱者(甲種)	1		1									
危険物取扱者(乙種4類)	94	4	7	2	1	6	16	17	15	10	4	12
危険物取扱者(乙種4類以外)	14		3			2	2	1	4		1	1
危険物取扱者(丙種)	27	2	2			3	9	3	2	5	1	

## (7) 年度別消防職員教育訓練受講者数

令和6年4月1日現在

	教育科目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
県 消 防 学 校 教 育	初 任 教 育	15	14	13	14	15	15	8	10	15	15	
	警 防 科	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
	特 殊 災 害 科	3		3		3		3		3		
	予 防 査 察 科	2		2		2		2		2		
	火 災 調 査 科		3		3		3		3		3	
	救 急 科	12	12	15	16	10	15	8	14	15	15	
	救 助 科	3	1	2	2	3	2	2	2	3	2	
	初 級 幹 部 科	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	中 級 幹 部 科											
	上 級 幹 部 科											
	警 防 活 動 教 育	2	2	2	2	2	2		2	2	2	
	幹 部 特 別 教 育											
	実 科 指 導 員 教 育		1		1				1		1	
	高度・特別高度救助教育											
	女性消防操法指導員教育			1								
	実 火 災 訓 練 教 育								1	2	2	
合 計 (人)	41	38	43	43	40	42	28	39	47	45		
消 防 大 学 校 教 育	幹 部 科		1	1			1	1	1	1		
	警 防 科		1							1		
	予 防 科			1								
	救 急 科	1						1				
	救 助 科		1	1		1						
	火 災 調 査 科		1		1		1			1		
	教育コース・講習会	4	2	2	3	3	2	2	2	2	1	
	そ の 他											
合 計 (人)	5	6	5	4	4	4	4	3	5	1		
救 急 救 命 士 養 成 課 程	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2		

※派遣先で受講した者は含まない

## 予 防 編

すべての住宅に住宅用火災警報器の設置を義務化してから10年以上が経過し、機器本体の劣化や電池切れが報告されています。そこで、設置促進についての広報に加えて、定期的な点検や10年を目安に機器本体や電池を交換するなどの維持管理についても周知を図るなど、住宅用火災警報器を設置することでかけがえのない命を守ることができるよう広報活動を展開しています。

令和5年度は、越谷市住宅防火対策推進協議会で、住宅火災による高齢者の死者数低減に向けた取り組みについてご意見を頂き、構成団体である老人クラブ連合会に住宅用火災警報器の設置促進及び維持管理等の推進を目的とした研修会を実施し、クラブ員約3,300人に協力団体により作成いただいた住宅用火災警報器のリーフレットを配布いたしました。

また、防火対象物や危険物施設の予防査察を継続的に行い、重大な消防法令違反の情報を得たときには、違反の内容をホームページ等で公表し、建物利用者に危険情報を知らせることで、火災発生時における人的被害の軽減を図るとともに、建物の関係者に対して消防用設備等の適正な設置を促しています。

今後も市民の防火・防災意識の高揚を図るため、防災訓練時の地震体験車の活用や、消防音楽隊の演奏活動を通して火災予防の広報活動に努めます。



2023年度  
【火災予防ポスター展最優秀賞】



【第26回越谷市消防音楽隊定期演奏会】

2024年度 全国統一防火標語  
「守りたい 未来があるから 火の用心」



# 1 防火対象物の状況

(1) 防火対象物数（延べ面積150㎡以上）

令和6年4月1日現在

防火対象物の用途			対象物数	防火対象物の区分		対象物数	
1	イ	劇場・映画館・観覧場等	4	7	小学校・中学校・高等学校等	93	
	ロ	公会堂・集会場	127	8	図書館・博物館・美術館等	1	
2	イ	キャバレー・ナイトクラブ等	0	9	イ	蒸気浴場・熱気浴場等	2
	ロ	遊技場・ダンスホール	28		ロ	イ以外の公衆浴場	1
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等	0	10		車両の停車場等	4
	ニ	カラオケボックス・インターネットカフェ等	9	11		神社・寺院・教会等	55
3	イ	待合・料理店等	1	12	イ	工場・作業場	670
	ロ	飲食店	212		ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ	0
4		百貨店・マーケット等	433	13	イ	自動車車庫・駐車場	42
5	イ	旅館・ホテル・宿泊所等	31		ロ	飛行機等の格納庫	0
	ロ	寄宿舍・下宿・共同住宅	3,690	14		倉庫	693
6	イ	(1) 避難のために患者の介助が必要な病院	11	15		前各項に該当しない事業所	595
		(2) 避難のために患者の介助が必要な有床診療所	5	16	イ	1から4、5イ、6、9イが 存する複合用途防火対象物	1,477
		(3) 上記(1)以外の病院、上記(2)以外の有床診療所・有床助産所	23		ロ	イに掲げる複合用途防火対象物 以外の複合用途防火対象物	635
		(4) 無床診療所・無床助産所	86	16の2		地下街	0
	ロ	(1) 高齢者施設	69	16の3		準地下街	0
		(2) 救護施設	0	17		重要文化財・史跡等の建造物	1
		(3) 乳児院	0	18		延長50メートル以上のアーケード	0
		(4) 障害児入所施設	1	19		市町村長の指定する山林	0
		(5) 障害者施設	31	20		総務省令で定める舟車	0
	ハ	(1) 高齢者施設	29				
		(2) 更生施設	0				
		(3) 児童施設	75				
		(4) 障害児施設	17				
(5) 障害者施設		64					
ニ	幼稚園・特別支援学校	54					
合 計						9,269	

※防火対象物の用途は、消防法施行令別表第1による。

## (2) 防火対象物関係届出・申請等状況

令和5年度

種 別	件 数
防火対象物使用開始届出	421
炉・ボイラー等の設置届出	21
変電・発電・蓄電池設備設置届出	58
ネオン管灯設置届出	0
水素ガスを充てんする気球の設置届出	0
火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為の届出	68
煙火打上げ・仕掛け届出	15
催物開催届出	11
露店等の開設届	114
火災予防上必要な業務に関する計画の提出	※ 3
道路工事届出	155
少量危険物貯蔵取扱届出・廃止届出	15
指定可燃物貯蔵取扱届出・廃止届出	7
圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）届出	24
禁止行為の解除承認申請	61
防火管理者選任（解任）届出	659
消防計画作成（変更）届出	684
統括防火管理者選任（解任）届出	7
全体についての消防計画作成（変更）届出	10
防災管理者選任（解任）届出	19
消防計画作成（変更）届出（防災管理）	19
統括防災管理者選任（解任）届出	1
全体についての消防計画作成（変更）届出（防災管理）	2
自衛消防組織設置（変更）届出	5
消防用設備等着工届出	274
消防用設備等設置届出	929
消防用設備等点検結果報告	2,676
消防用設備等特例規定適用申請	0
防火対象物点検結果報告	372
防災管理点検結果報告	75
合 計	6,705

※越谷市火災予防条例第42条の4の適用除外の規定により提出された件数

## (3) 防火対象物の用途別中高層建築物数

令和6年4月1日現在

防火対象物の用途		階数																	合計
		4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階	12階	13階	14階	15階	18階	28階	29階			
1	イ	劇場・映画館・観覧場等															0		
	ロ	公会堂・集会場															1		
2	イ	キャバレー・ナイトクラブ等															0		
	ロ	遊技場・ダンスホール															2		
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等															0		
3	イ	待合・料理店等															0		
	ロ	飲食店															14		
4	百貨店・マーケット等															6			
5	イ	旅館・ホテル・宿泊所等															7		
	ロ	寄宿舍・下宿・共同住宅															537		
6	イ	(1)	避難のために患者の介助が必要な病院															3	
		(2)	避難のために患者の介助が必要な有床診療所															0	
		(3)	上記(1)以外の病院、上記(2)以外の有床診療所・有床助産所															10	
		(4)	無床診療所・無床助産所															5	
	ロ	(1)	高齢者施設															20	
		(2)	救護施設															0	
		(3)	乳児院															0	
		(4)	障害児入所施設															0	
		(5)	障害者施設															0	
	ハ	(1)	高齢者施設															2	
		(2)	更正施設															0	
		(3)	児童施設															1	
		(4)	障害児施設															0	
		(5)	障害者施設															0	
	ニ	幼稚園・特別支援学校															0		
7	小学校・中学校・高等学校等															58			
8	図書館・博物館・美術館等															0			
9	イ	蒸気浴場・熱気浴場等															0		
	ロ	イ以外の公衆浴場															0		
10	車両の停車場等															0			
11	神社・寺院・教会等															2			
	イ	工場・作業場															13		
12	ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ															0		
	イ	自動車車庫・駐車場															2		
13	ロ	飛行機等の格納庫															0		
	倉庫															33			
14	前各項に該当しない事業所															69			
16	イ	1から4、5イ、6、9イが存する複合用途防火対象物															260		
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物															39		
17	重要文化財・史跡等の建造物															0			
合計		344	330	111	98	128	12	39	5	2	5	4	3	1	1	1	1,084		

※防火対象物の用途は、消防法施行令別表第1による。

## (4) 地区別中高層建築物数

令和6年4月1日現在

地区	階数															合計
	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階	12階	13階	14階	15階	18階	28階	29階	
桜井	17	31	4	3	11	2					1					69
新方	6	2			1											9
増林	26	14	1	3	3											47
大袋	40	73	12	9	15	1	7			1	2					160
荻島	5	11	1	2												19
出羽	20	21	4	1	2											48
蒲生	54	61	32	23	34	2	11	3	1							221
川柳	8	3		2				1								14
大相模	31	12	8	7	16	1	3	1			1	1				81
大沢	15	14	5	7	7									1		49
北越谷	16	20	6	4	2	2	2									52
越ヶ谷	64	40	21	22	12	3	5			4		1	1		1	174
南越谷	41	29	17	15	25	1	11		1			1				141
合計	343	331	111	98	128	12	39	5	2	5	4	3	1	1	1	1,084

## 2 消防同意事務の状況

消防同意は、建築物の安全性の確保を目的として、消防機関が防火の専門的立場から建築物の火災予防に関して、設計時に指導を行う制度です。

建築物の新築、増築等についての確認申請に対し、消防関係法令に基づき審査し、建築主事又は指定確認検査機関に対して消防同意を行っています。

### (1) 消防同意処理状況

令和5年度

種 別		件 数	面 積 (㎡)
建 築 確 認	新 築	221	105,765.83
	増 築	24	3,997.82
	改 築	0	0.00
	移 転	1	13.11
	用 途 変 更	3	1,465.64
	大規模な修繕	0	0.00
	大規模な模様替	0	0.00
計 画 通 知		7	3,449.14
許 可 申 請		23	18,834.34
合 計		279	133,525.88

### (2) 地区別消防同意状況

各年度

地区 年度	桜井	新方	増林	大袋	荻島	出羽	蒲生	川柳	大相模	大沢	北越谷	越ヶ谷	南越谷	合計
	令和元年度	17	9	21	63	4	20	29	13	63	7	11	16	
令和2年度	18	3	18	80	5	14	26	12	53	6	5	24	12	276
令和3年度	15	4	31	76	6	23	40	14	44	7	13	19	11	303
令和4年度	7	4	7	94	4	29	29	7	42	8	11	15	14	271
令和5年度	19	3	11	81	8	14	21	6	55	11	11	19	20	279

## (3) 防火対象物の用途別消防同意状況

令和5年度

防火対象物の用途		内 容		建 築 確 認					計画 通知	許可 申請	合 計		
				新築	増築	改築	移転	用途 変更				大規模 な修繕	大規模 な模様 替
1	イ	劇場・映画館・観覧場等									0		
	ロ	公会堂・集会場		2							2		
2	イ	キャバレー・ナイトクラブ等									0		
	ロ	遊技場・ダンスホール									0		
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等									0		
	ニ	カラオケボックス・インターネットカフェ等									0		
3	イ	待合・料理店等									0		
	ロ	飲食店		1	1						2		
4		百貨店・マーケット等		10							10		
5	イ	旅館・ホテル・宿泊所等									0		
	ロ	寄宿舍・下宿・共同住宅		58							58		
6	イ	(1) 避難のために患者の介助が必要な病院								1	1		
		(2) 避難のために患者の介助が必要な有床診療所										0	
		(3) 上記(1)以外の病院、上記(2)以外の有床診療所・有床助産所										0	
		(4) 無床診療所・無床助産所		6	1							7	
	ロ	(1) 高齢者施設		4								4	
		(2) 救護施設										0	
		(3) 乳児院										0	
		(4) 障害児入所施設										0	
		(5) 障害者施設		4								4	
	ハ	(1) 高齢者施設		1								1	
		(2) 更生施設										0	
		(3) 児童施設			1			1				2	
		(4) 障害児施設		1								1	
		(5) 障害者施設		4								4	
	ニ	幼稚園・特別支援学校										0	
7		小学校・中学校・高等学校等							1		1		
8		図書館・博物館・美術館等									0		
9	イ	蒸気浴場・熱気浴場等									0		
	ロ	イ以外の公衆浴場									0		
10		車両の停車場等									0		
11		神社・寺院・教会等									0		
12	イ	工場・作業場		6	1						7		
	ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ									0		
13	イ	自動車車庫・駐車場		1	1						2		
	ロ	飛行機等の格納庫									0		
14		倉庫		13	5				1		19		
15		前各項に該当しない事業所		12	4		1		5	5	27		
16	イ	1から4、5イ、6、9イが存する複合用途防火対象物		8	1			2		1	12		
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物		6							6		
16の2		地下街									0		
16の3		準地下街									0		
17		重要文化財・史跡等の建造物									0		
18		延長50メートル以上のアーケード									0		
		一戸建て住宅		68	9					16	93		
		長 屋		16							16		
		そ の 他									0		
		合 計		221	24	0	1	3	0	0	7	23	279

※防火対象物の用途は、消防法施行令別表第1による。

### 3 防火・防災管理の状況

消防法では、多数の者が出入し、勤務し、または居住する防火対象物には、防火管理者を選任し、「防火管理上必要な業務」を行わせる防火管理制度が定められています。防火管理制度は、火災を未然に防止し、万が一火災が発生した場合でも、その被害を最小限にとどめることを目的としています。

しかしながら、近年の防火対象物の大規模化、高層化により防火管理制度のみでは、地震等の大規模災害や特殊災害に対応できないことから、防災管理制度が導入されました。防災管理制度では、大規模・高層の建築物について、防火管理制度に加え、地震や毒性物質の発散などの特殊災害による被害を想定した計画を定め、その的確な対応が求められています。

さらに、管理権原者の防火、防災管理対象物に対する責任を明確にし、点検必要事項について有資格者に点検させ、その結果を消防長に報告しなければならない防火、防災管理対象物定期点検報告制度があります。その報告の経過を踏まえ、特例認定申請によって消防法令の遵守事項が優良な場合、点検及び報告が3年間免除され、防火や防災に関する優良認定証の表示をすることができます。

#### (1) 防火管理者資格取得講習会実施状況

各年度

年 度	種 別	甲種防火管理講習		甲種防火管理再講習	
		回 数	修了者数	回 数	修了者数
令 和 元 年 度		3	144	1	12
令 和 2 年 度		2	60	1	19
令 和 3 年 度		2	60	1	20
令 和 4 年 度		3	110	1	22
令 和 5 年 度		3	142	1	18

#### (2) 防火・防災管理者選任届出・消防計画作成届出の状況

令和6年4月1日

区 分	防火管理者 届出対象物数	届出済数		防災管理者 届出対象物数	届出済数	
		防火管理者	消防計画		防災管理者	消防計画
件 数	3,401	2,459	1,685	13	13	13

#### (3) 防火対象物点検報告に係る特例認定取得事業所数

令和6年4月1日

防火対象物の用途		事業所数
1項イ	劇場・映画館・観覧場等	4
1項ロ	公会堂・集会場	1
2項ロ	遊技場・ダンスホール	1
4項	百貨店・マーケット等	2
6項ハ(1)	高齢者施設	2
16項イ	1項から4項、5項イ、6項、9項イが存する複合用途防火対象物	14
合 計		24

## (4) 消防訓練実施状況

令和5年度

防火対象物の用途		訓練種別件数					訓練指導 導出向 件数		
		消火訓練	避難訓練	通報訓練	応急手当 訓練	心肺蘇生 法訓練		その他 の訓練	
1	イ 劇場・映画館・観覧場等	8	8	8			1		
	ロ 公会堂・集会場	45	45	44			1	1	
2	イ キャバレー・ナイトクラブ等	6							
	ロ 遊技場・ダンスホール	29	29	29					
	ハ 性風俗関連特殊営業を含む店舗等								
	ニ カラオケボックス・インターネットカフェ等	13	13	13					
3	イ 待合・料理店等								
	ロ 飲食店	142	142	142			1		
4	百貨店・マーケット等	238	238	238					
5	イ 旅館・ホテル・宿泊所等	13	13	13					
	ロ 寄宿舎・下宿・共同住宅	57	58	58	2	9	4	18	
6	イ	(1) 避難のために患者の介助が必要な病院	9	9	9	1		1	
		(2) 避難のために患者の介助が必要な有床診療所	5	5	4				
		(3) 上記(1)以外の病院、上記(2)以外の有床診療所・有床助産所	19	19	19			1	1
		(4) 無床診療所・無床助産所	12	12	12				
	ロ	(1) 高齢者施設	118	119	116			2	3
		(2) 救護施設							
		(3) 乳児院							
		(4) 障害児入所施設							
		(5) 障害者施設	29	29	29				
	ハ	(1) 高齢者施設	39	39	38		1	2	1
		(2) 更生施設							
		(3) 児童施設	127	128	120		11	8	47
		(4) 障害児施設	12	12	12				
		(5) 障害者施設	26	26	26			2	
	ニ 幼稚園・特別支援学校	47	48	47	1	1	4	13	
7	小学校・中学校・高等学校等	25	26	26		1	5	5	
8	図書館・博物館・美術館等	1	1	1		1		1	
9	イ 蒸気浴場・熱気浴場等								
	ロ イ以外の公衆浴場								
10	車両の停車場等	2	2	2		1		1	
11	神社・寺院・教会等	4	4	4					
12	イ 工場・作業場	31	29	30	2		1	4	
	ロ 映画スタジオ・テレビスタジオ	1	1	1				1	
13	イ 自動車車庫・駐車場								
	ロ 飛行機等の格納庫								
14	倉庫	27	27	26				2	
15	前各項に該当しない事業所	114	114	114	3	7	5	7	
16	イ 1から4、5イ、6、9イが存する複合用途防火対象物	479	485	479	1	5	11	22	
	ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	18	18	18					
16の2	地下街								
16の3	準地下街								
17	重要文化財・史跡等の建造物	5	5	5		3		3	
18	延長50メートル以上のアーケード								
自治会		70	68	62	21	52	36	72	
合計		1,771	1,772	1,745	31	92	85	202	

※防火対象物の用途は、消防法施行令別表第1による。

#### 4 消防用設備等（特殊消防用設備等）の届出等の状況

消防用設備等(特殊消防用設備等)は、消火設備、警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設で、火災から生命、身体及び財産を守るために大きな役割を果たします。

消防用設備等（特殊消防用設備等）は、消防法令により設置基準が定められていますが、工事を開始する前に着工届、設置後に設置届が必要となり、その届出に基づき消防検査を実施しています。

##### (1) 消防用設備等（特殊消防用設備等）着工届出・設置届出状況

令和5年度

種 類		届 出 種 別		着工届出	設置届出
消 防 の 用 に 供 す る 設 備	消 火 設 備	消 火 器			139
		屋 内 消 火 栓 設 備	17		26
		ス プ リ ン ク ラ ー 設 備	40		70
		泡 消 火 設 備	1		1
		ハ ロ ゲ ン 化 物 消 火 設 備	1		4
		不 活 性 ガ ス 消 火 設 備	1		1
		粉 末 消 火 設 備	4		5
		屋 外 消 火 栓 設 備	1		1
		動 力 消 防 ポ ン プ 設 備			0
		フ ー ド ・ ダ ク ト 等 用 簡 易 自 動 消 火 装 置			2
	警 報 設 備	自 動 火 災 報 知 設 備	160		273
		ガ ス 漏 れ 火 災 警 報 設 備	0		0
		漏 電 火 災 警 報 器			0
		消 防 機 関 へ 通 報 す る 火 災 報 知 設 備	26		26
		非 常 警 報 設 備			91
	避 難 設 備	避 難 器 具	20		29
誘 導 灯 ・ 誘 導 標 識				239	
消 防 用 水					0
消 火 活 動 上 必 要 な 施 設	排 煙 設 備				13
	連 結 散 水 設 備				0
	連 結 送 水 管				5
	非 常 コ ン セ ン ト 設 備				0
	無 線 通 信 補 助 設 備				0
必 要 と さ れ る 防 火 安 全 性 能 を 有 す る 消 防 の 用 に 供 す る 設 備 等	パ ッ ケ ー ジ 型 消 火 設 備	1			3
	パ ッ ケ ー ジ 型 自 動 消 火 設 備	2			1
合 計				274	929

## 5 住宅防火対策の状況

### (1) 越谷市住宅防火対策推進協議会

越谷市住宅防火対策推進協議会は、住宅火災の防止と住宅火災による死傷者数の低減を図ることを目的として、平成14年3月26日に設置されました。

本協議会の委員は、住宅防火に関係する行政機関、越谷市自治会連合会、越谷市老人クラブ連合会、ガス、建築、電気関係団体等から推薦された20人で構成されています。

主な事業として、住宅防火に必要な連携を図り、防火意識の高揚、放火対策、住宅用防災機器等の設置促進及び適切な維持管理について、効果的な広報活動の検討などです。

### (2) 住宅防火診断・住宅用防災機器等展示会実施状況

各年度

種 別	年 度		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅防火診断（世帯）	※ 538	※ 822	※ 795
住宅用防災機器等展示会（日）	0	6	5

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、診断項目を限定し、非接触の方法で調査を実施しました。

### (3) 越谷市幼少年婦人防火委員会

越谷市幼少年婦人防火委員会は、平成5年4月20日に越谷市防火安全協会長、越谷市自治会連合会長、越谷市消防団長、幼年消防クラブ、婦人防火クラブの代表者など13人で設置されました。

主な事業として、幼年消防クラブ、婦人防火クラブの組織の拡充、育成指導等です。

### (4) 幼年消防クラブ・婦人防火クラブ

幼年消防クラブは、幼年期において火の大切さ、火の恐ろしさを身に着けさせ、火遊び等による火災の減少を図ることを目的に結成されています。

婦人防火クラブは、主に主婦等の女性により構成された防火・防災組織で、女性が火災予防の知識を習得し、住宅における火災を防止し、併せて、地域の協力体制の構築と連帯意識の高揚を図ることによって、安全な地域社会づくりを目的に結成されています。

クラブの結成状況

令和6年4月1日現在

	クラブ数	クラブ員数（人）	指導者数（人）
幼年消防クラブ	18	2,639	352
婦人防火クラブ	16	437	

## 6 危険物規制に関する状況

### (1) 危険物施設別等処理件数の状況

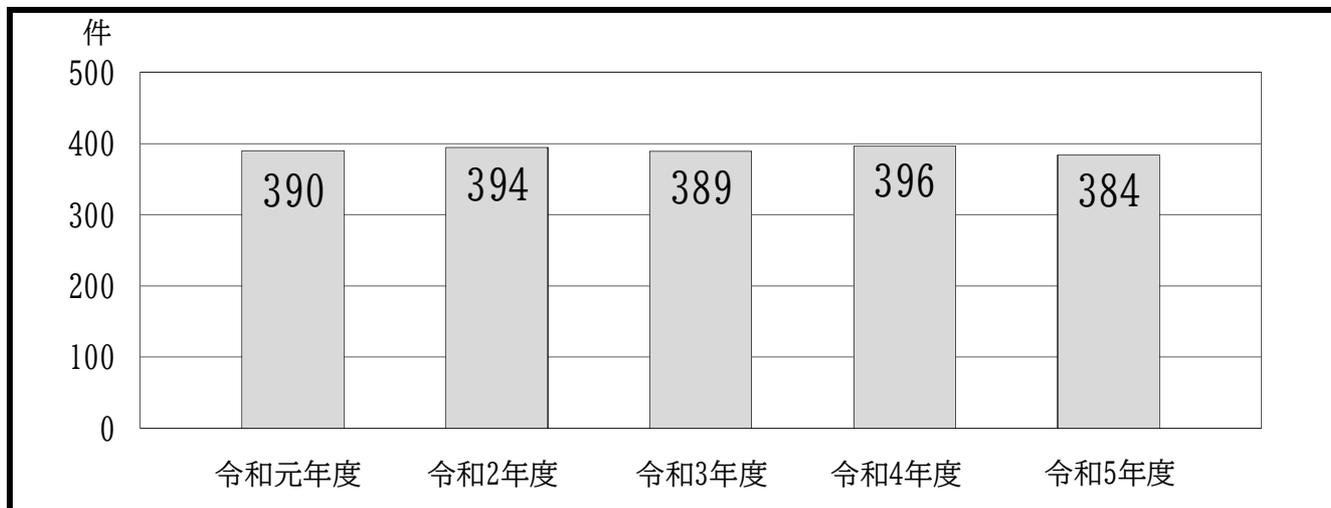
令和5年度

区分 内容	製造所	貯 蔵 所						取 扱 所				左記製造所等以外	合 計	
		屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	販売取扱所	移送取扱所			一般取扱所
現在の施設数	11	61	10	5	73		98	8	64	5		49		384
処 理 件 数	許可申請	4	9			6		2	9			7		37
	許可件数	設置		3				1						4
		変更	4	6			6		1	9			7	33
	仮使用承認申請	4				4			9			3	20	
	承認件数	4				4			9			3	20	
	予防規程認可申請	2	2						7			4	15	
	認可件数	2	2						7			4	15	
	届出件数	保安監督者選任等	8	21	4		13		1	3	82	1	17	150
		廃止					3		13 (12)		1			17 (12)
	完成検査件数	4	1			5		1	10			4	25	
	完成検査済証 交付数	設置						1		1				2
		変更	4	1			5			9			4	23
	タンク検査申請													0
	タンク検査済証 交付数	水張												
水圧														0

※( )は、転入・転出を示し、件数の総数に含む。

### (2) 危険物施設数の推移

各年度3月31日現在



## (3) 危険物類別施設数

令和6年4月1日現在

区 分		種 別	第一類	第二類	第三類	第四類	第五類	第六類	混 類	合 計
		製 造 所				5			6	11
貯 蔵 所		屋 内 貯 蔵 所				56	3		2	61
		屋外タンク貯蔵所				8	1	1		10
		屋内タンク貯蔵所				5				5
		地下タンク貯蔵所				73				73
		簡易タンク貯蔵所								0
		移動タンク貯蔵所				98				98
		屋 外 貯 蔵 所				8				8
取 扱 所		給 油 取 扱 所				64				64
		販 売 取 扱 所				4			1	5
		移 送 取 扱 所								0
		一 般 取 扱 所				47	1		1	49
合 計			0	0	0	368	5	1	10	384

## (4) 地区別危険物施設数

令和6年4月1日現在

区 分		種 別	桜井	新方	増林	大袋	荻島	出羽	蒲生	川柳	大相模	大沢	北越谷	越ヶ谷	南越谷	合 計		
		製 造 所	1					7	2		1						11	
貯 蔵 所		屋 内 貯 蔵 所	10	2	6	2	1	18	3	3	12					4	61	
		屋外タンク貯蔵所	2	2			2	3		1							10	
		屋内タンク貯蔵所	1						4									5
		地下タンク貯蔵所	9	4	13	1	3	21	5	2	7			4	4		73	
		簡易タンク貯蔵所																0
		移動タンク貯蔵所	1	7	19	2	1	47	5	4	8			1	3		98	
		屋 外 貯 蔵 所	1					5			2							8
取 扱 所		給 油 取 扱 所	6	2	9	4	4	6	3	3	19	3				5	64	
		販 売 取 扱 所	2	1				2									5	
		移 送 取 扱 所															0	
		一 般 取 扱 所	6	2	7	1	4	14	5	2	2			5	1		49	
合 計			39	20	54	10	15	123	27	15	51	3	0	10	17		384	

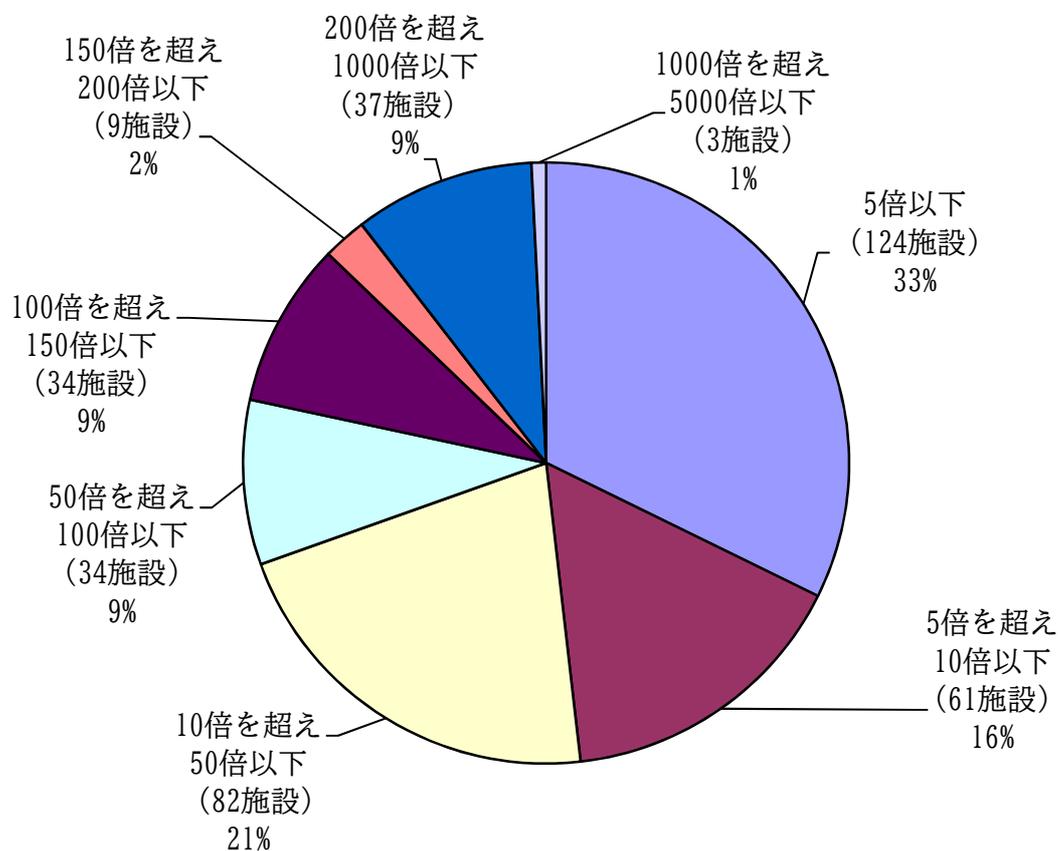
(5) 倍数別危険物施設数

令和6年4月1日現在

区分 倍数別	製造所	貯蔵所							取扱所				合計
		屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	販売取扱所	移送取扱所	一般取扱所	
5倍以下		23	3	4	37		44	5	1	1		6	124
5倍を超え10倍以下	4	12	2	1	12		1	1	7	1		20	61
10倍を超え50倍以下	4	15	3		10		8	2	23	3		14	82
50倍を超え100倍以下	1	4	1		6		13		2			7	34
100倍を超え150倍以下	1	3			3		24		3				34
150倍を超え200倍以下		3							6				9
200倍を超え1000倍以下	1	1	1		2		8		22			2	37
1000倍を超え5000倍以下					3								3
合計	11	61	10	5	73	0	98	8	64	5	0	49	384

(6) 危険物施設倍数別比率

令和6年4月1日現在



## (7) 危険物手数料の内訳

令和5年度

区分	種別	許可		完成検査		タンク検査		仮使用承認	仮貯蔵仮取扱承認	合計 (円)
		設置	変更	設置	変更	水張	水圧			
製造所			(4) 78,000		(4) 39,000			(4) 21,600		(12) 138,600
貯蔵所	屋内貯蔵所	(3) 60,000	(6) 60,000		(1) 5,000					(10) 125,000
	屋外タンク貯蔵所									(0) 0
	屋内タンク貯蔵所									(0) 0
	地下タンク貯蔵所		(6) 91,000		(5) 39,000			(4) 21,600		(15) 151,600
	簡易タンク貯蔵所									(0) 0
	移動タンク貯蔵所	(1) 26,000	(1) 13,000	(1) 13,000						(3) 52,000
	屋外貯蔵所									(0) 0
取扱所	給油取扱所		(9) 234,000	(1) 26,000	(9) 117,000			(9) 48,600		(28) 425,600
	販売取扱所									(0) 0
	移送取扱所									(0) 0
	一般取扱所		(7) 180,000		(4) 55,500			(3) 16,200		(14) 251,700
上記製造所等以外									(1) 5,400	(1) 5,400
合計		(4) 86,000	(33) 656,000	(2) 39,000	(23) 255,500	0 0	0 0	(20) 108,000	(1) 5,400	(83) 1,149,900

※ ( ) 内は、件数を示す。

## 7 液化石油ガス・火薬類に関する事務取扱状況

## (1) 地区別液化石油ガス販売事業所数

令和6年4月1日現在

地区名	桜井	新方	増林	大袋	荻島	出羽	蒲生	川柳	大相模	大沢	北越谷	越ヶ谷	南越谷	合計
施設数	3	1	5	6	5	3	3	0	6	1	1	3	3	40

## (2) 火薬類許可の事務処理及び手数料の状況

令和6年4月1日現在

許可区分	種類	産業火薬類						打上煙火類		合計(円)	
		火薬		火工品		火薬・火工品		件数	金額	件数	金額
		件数	金額	件数	金額	件数	金額				
火薬類譲渡許可										0	0
火薬類譲受許可	火工品のみ			1	2,400					1	2,400
	その他									0	0
火薬類消費許可								4	31,600	4	31,600
合計		0	0	1	2,400	0	0	4	31,600	5	34,000

## 8 査察の状況

### (1) 防火対象物査察実施状況

令和5年度

防火対象物の用途		月 別		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
		対象物 総数	査察実施 件数	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
合 計		9,269	825	62	74	83	90	77	72	76	50	65	67	65	44	
1	イ 劇場・映画館・観覧場等	4														
	ロ 公会堂・集会場	126	21	1	1	2	3	3	1	3	3	1			3	
2	イ キャバレー・ナイトクラブ等		2											2		
	ロ 遊技場・ダンスホール	28	9	1		2	1					1	1	2	1	
	ハ 性風俗関連特殊営業を営む店舗等															
	ニ カラオケボックス・インターネットカフェ等	9	2									1		1		
3	イ 待合・料理店等	1														
	ロ 飲食店	212	103	13	14	19	12	9	6	10	6	2	5	2	5	
4	百貨店・マーケット等	433	140	15	17	19	16	14	10	10	8	4	12	9	6	
5	イ 旅館・ホテル・宿泊所等	31	4								1				3	
	ロ 寄宿舎・下宿・共同住宅	3,691	9			1	2			1		1		2	2	
6	イ	(1) 避難のために患者の介助が必要な病院	11	11	1	1			3	1	2	1	2			
		(2) 避難のために患者の介助が必要な有床診療所	5	2										1	1	
		(3) 上記(1)以外の病院、上記(2)以外の有床診療所、有床助産所	23	11						2		2	1	2	2	2
		(4) 無床診療所、無床助産所	86	9				3		2		1	1	1	1	
	ロ	(1) 高齢者施設	69	74	2	6	6	7	6	9	5	4	11	7	3	8
		(2) 救護施設														
		(3) 乳児院														
		(4) 障害児入所施設	1													
		(5) 障害者施設	31	4			1			1	1				1	
	ハ	(1) 高齢者施設	29	18		1		2	4	2	3		4	1		1
		(2) 更生施設														
		(3) 児童施設	75	44	2	4	6	5	2	3	6	8	2	1	2	3
		(4) 障害児施設	17	4		1			2			1				
		(5) 障害者施設	64	9		1	3	2				1		1	1	
	ニ 幼稚園・特別支援学校	54	14		1		2	2		1					8	
	7	小学校・中学校・高等学校等	93	65	4	5	5	9	10	2	10		10	5	2	3
8	図書館・博物館・美術館等	1	1											1		
9	イ 蒸気浴場・熱気浴場等	2														
	ロ イ以外の公衆浴場	1														
10	車両の停車場等	4														
11	神社・寺院・教会等	55	2						1	1						
12	イ 工場・作業場	670	36	3		1	1	2	5	6		2	13	1	2	
	ロ 映画スタジオ・テレビスタジオ															
13	イ 自動車車庫・駐車場	42	16	2		2	2	1					1	6	2	
	ロ 飛行機等の格納庫															
14	倉庫	693	33	4	5		3	3	6	3	3	1	3	2		
15	前各項に該当しない事業所	595	90	3	6	12	8	7	11	6	4	13	10	9	1	
16	イ 1から4、5イ、6、9イが存する複合用途防火対象物	1,477	75	11	11	3	11	5	7	5	6	6	3	6	1	
	ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	635	17			1	1	4	3	3	1	2		1	1	
16の2	地下街															
16の3	準地下街															
17	重要文化財・史跡等の建造物	1														
18	延長50メートル以上のアーケード															

※ 防火対象物の用途は、消防法施行令別表第1による。

## (2) 危険物施設査察実施状況

令和5年度

区 分	月 別	施設総数	査察実施 件数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
				月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
合 計		384	172	10	6	11	6	10	5	15	90	6	4	5	4
製 造 所		11	3					1	1			1			
貯 蔵 所	屋 内 貯 蔵 所	61	14	1				1	3	2	1	3	1	2	
	屋外タンク貯蔵所	10	4				1			1			1		1
	屋内タンク貯蔵所	5													
	地下タンク貯蔵所	73	8	1				3		1		1	1	1	
	簡易タンク貯蔵所														
	移動タンク貯蔵所	98	99	1			1				8	88	1		
	屋 外 貯 蔵 所	8	4	1				1						1	1
取 扱 所	給 油 取 扱 所	64	35	5	6	11	3	3	1	2	1			1	2
	第1種販売取扱所	5													
	第2種販売取扱所														
	移 送 取 扱 所														
	一 般 取 扱 所	49	5	1			1	1			1				1

## (3) 警告書・命令書の交付件数 令和5年度

種 別	交付件数(件)
警 告 書	4
命 令 書	0

## (4) 警告書・命令書の違反内容及び件数

令和5年度

種 別	違 反 内 容	違反件数(件)
警 告 書	防火管理関係違反(消防法第8条)	2
	防火対象物点検結果未報告(消防法第8条の2の2)	1
	消防用設備等に関する基準違反(消防法第17条)	3
合 計		6

## (5) 違反対象物における公表状況

公表の対象となる違反は、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、これらの設備が一切設置されていないと認められたものです。

令和6年4月1日現在

違 反 件 数	公表制度開始以降の 公表件数	令和5年度中	是正件数
	46		46
屋内消火栓設備未設置	4		4
スプリンクラー設備未設置	4		4
自動火災報知設備未設置	38		38
公 表 対 象 物 数	41(5)		41(5)

※( )内は、公表の対象となる違反が複数認められた対象物数を示す。

## 9 消防音楽隊の概要

消防音楽隊は、「市民に愛される音楽隊を目指して」をスローガンとして、平成4年4月1日に発足しました。防火防災広報はもとより市民行事など広く演奏活動を行い、市民と消防を結ぶ「音の掛け橋」として火災予防を呼び掛けています。

### (1) 組織編成 令和6年4月1日現在

隊長 1人  
副隊長 2人  
隊員 26人

### (2) 保有楽器

令和6年4月1日現在

楽器名		数量	楽器名		数量
木管	ピッコロ	1	打楽器	バスドラム (コンサート用)	1
	クラリネット	3		スネアドラム	2
	アルトサクソ	2		シンバル	1
	テナーサクソ	2		グロッケン	1
	バリトンサクソ	2		マーチングバスドラム	1
	バスサクソ	1		マーチングスネアドラム	1
	フルート	1		ドラムセット	1
金管	トランペット	4		ボンゴ	1
	トロンボーン	5		シロフォン	1
	ホルン	1		ティンパニー	4
	ユーフォニアム	2		ゴング	1
	チューバ	2		ティンパレス	1
	スーザフォン	1		チャイム	1
				コンガ	1
		スルド	1		

### (3) 演奏回数

各年度

### (4) 保有楽譜数

年度	消防関係	官公庁関係	その他	合計
平成30年度	9	6	7	22
令和元年度	6	4	5	15
令和2年度	0	0	0	0
令和3年度	1	1	0	2
令和4年度	5	7	0	12
令和5年度	5	13	2	20

分類	保有数
行進曲	36
儀礼曲	5
ポピュラー	230
歌謡曲	163
民謡童謡	36
合計	465



# 火 災 編

## 1 火災の定義

「火災」とは、人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするもの、又は人の意図に反して発生し若しくは拡大した爆発現象をいう。

## 2 火災の種別

- (1) 「建物火災」とは、建物又はその収容物が焼損した火災をいう。
- (2) 「林野火災」とは、森林、原野又は牧野が焼損した火災をいう。
- (3) 「車両火災」とは、自動車車両（原動機によって運行することができる車両をいう。）、鉄道車両及び被けん引車又はこれらの積載物が焼損した火災をいう。
- (4) 「船舶火災」とは、船舶又はその積載物が焼損した火災をいう。
- (5) 「航空機火災」とは、航空機又はその積載物が焼損した火災をいう。
- (6) 「その他の火災」とは、(1)から(5)までに掲げる火災以外の火災（空地、田畑、道路、河川敷、ごみ集積場、屋外物品集積場、軌道敷、電柱類等の火災）をいう。

## 3 焼損程度

焼損の程度は、次のとおり区分する。

- (1) 全 焼 建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の70%以上のもの又はこれ未満であっても残存部分に補修を加えて再使用できないものをいう。
- (2) 半 焼 建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の20%以上のもので全焼に該当しないものをいう。
- (3) 部分焼 建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の20%未満のものでばやに該当しないものをいう。
- (4) ば や 建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の10%未満であり焼損床面積が1㎡未満のもの、建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の10%未満であり焼損表面積が1㎡未満のもの、又は収容物のみ焼損したものをいう。

## 4 損 害 額

「火災損害」とは、火災によって受けた直接的な損害をいい、消火のために要した経費、焼跡整理費、り災のための休業による損失等の間接的な損害を除いたものをいう。

## 5 死者数及び負傷者数

「死者」又は「負傷者」とは、火災現場において火災に直接起因して、死亡した者（病死者を除く。）又は負傷した者をいう。この場合消防吏員及び消防団員については、火災を覚知した時より現場を引き揚げる時までの間に死亡した者又は負傷した者をそれぞれ死者又は負傷者とする。

- (1) 火災により負傷した後48時間以内に死亡したものは、火災による死者とする。
- (2) 負傷者のうちで火災に起因する原因により48時間を経過して30日以内に死亡した者の数を「30日死者」とする。

(消防庁「火災報告取扱要領」から)



# Ⅰ 火災の状況

## (1) 火災総括表

令和5年中

区 分	年	令和5年 (A)	令和4年 (B)	対前年増減数 (A) - (B)	
出 火 件 数 (件)		74	75	-1	
	建 物 火 災	50	55	-5	
	車 両 火 災	6	6	0	
	そ の 他 の 火 災	18	14	4	
焼 損 棟 数 (棟)		57	78	-21	
	全 焼	3	10	-7	
	半 焼	5	6	-1	
	部 分 焼 ぼ や	15 34	17 45	-2 -11	
り 災 世 帯 数 (世帯)		51	60	-9	
	全 損	13	11	2	
	半 損 小 損	4 34	5 44	-1 -10	
り 災 人 員 (人)		101	142	-41	
建 物 焼 損 床 面 積 (㎡)		929	1,032	-103	
建 物 焼 損 表 面 積 (㎡)		113	300	-187	
焼 損 車 両 (台)		6	12	-6	
損 害 額 (千円)		85,918	127,726	-41,808	
	建 物 損 害		85,201	124,077	-38,876
		建 物	67,889	109,410	-41,521
		収 容 物	17,312	14,667	2,645
	車 両 損 害	564	3,487	-2,923	
そ の 他 の 損 害	153	162	-9		
死 傷 者 数 (人)		13	24	-11	
	死 者 負 傷 者	1 12	6 18	-5 -6	
出 火 原 因 別 件 数 (件)		74	75	-1	
	放 火	11	7	4	
	た ば こ	9	8	1	
	こ ん ろ	8	10	-2	
	電 気 機 器	7	4	3	
	電 灯 ・ 電 話 等 の 配 線	4	3	1	
	配 線 器 具	3	4	-1	
	た き 火	2	1	1	
	火 入 れ	2	2	0	
	そ の 他	14	22	-8	
不 明	14	14	0		

※令和5年中の「放火」の出火件数には、放火の疑い2件を含む。

## (2) 月別火災発生状況

令和5年中

月 区分		合計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
		火災種別	出火件数	74	16	8	6	2	5	9	5	4	3	7
(件)	建物	50	8	7	5	2	4	6	4	1	3	6	3	1
	全焼	3		1								1	1	
	半焼	4	1	1		1						1		
	部分焼	12	1	2	3		1		2	1		2		
	ぼや	28	5	3	2	1	3	6	2		3	1	1	1
	車両	6	4					1						1
	その他	18	4	1	1		1	2	1	3		1	1	3
焼損棟数	合計	57	8	10	5	2	4	6	4	1	3	8	5	1
(棟)	全焼	3		1								1	1	
	半焼	5	1	1		1						2		
	部分焼	15	1	3	3		1		2	1		3	1	
	ぼや	34	6	5	2	1	3	6	2		3	2	3	1
焼損面積	焼損床面積	929	27	217	287	25			5	1		216	150	1
(㎡)	焼損表面積	113		29	8		3	3	4		1	28	37	
死傷者(人)	死者	1				1								
	負傷者	12	2	2	1	1	1				2	2	1	
り災世帯数	合計	51	4	16	5	2	3	3	3	2		8	4	1
(世帯)	全損	13		7	2							2	2	
	半損	4	1	1		1						1		
	小損	34	3	8	3	1	3	3	3	2		5	2	1
り災人員(人)		101	9	30	5	4	8	7	10	2		14	10	2
損害額	合計	85,918	5,904	15,888	26,216	3,278	238	1,979	907	1,043	16	23,181	7,047	221
(千円)	建物	85,201	5,348	15,888	26,216	3,278	238	1,975	907	1,018	16	23,085	7,022	210
	車両	564	457					1				96		10
	その他	153	99					3		25			25	1

※建物の損害額は、建物及び建物収容物の損害額の合計を示す。

## (3) 地区別火災発生状況

令和5年中

地区 区分		合	桜	新	増	大	荻	出	蒲	川	大	大	北	越	南
		計	井	方	林	袋	島	羽	生	柳	相	沢	越	ヶ	越
火災種別 (件)	出火件数	74	6	3	8	7	7	8	13	2	9	2	2	1	6
	建物	50	5	1	3	5	5	5	11	2	4	2	2		5
	車両	6		1		2			1		2				
	その他	18	1	1	5		2	3	1		3			1	1
焼損棟数 (棟)	合計	57	5	2	3	7	6	6	11	2	6	2	2		5
	全焼	3		1		1	1								
	半焼	5	1			1		2			1				
	部分焼	15	1			1	2	2	3	1	1	2	1		1
ぼや	34	3	1	3	4	3	2	8	1	4		1		4	
用途別焼損棟数 (棟)	合計	57	5	2	3	7	6	6	11	2	6	2	2		5
	専用住宅	20	3		1	2	4	1	3		3	1			2
	共同住宅	12		2		1			3	1	1		1		3
	複合用途(特定)	3	1						1		1				
	複合用途(非特定)	2				1						1			
	工場・作業場	3						2			1				
	倉庫	5				1	2	2							
	その他	12	1		2	2		1	4	1			1		
り災世帯数(世帯)	51	3	5		5	4	1	9	1	9	3	5		6	
り災人員(人)	101	9	5		12	8	6	19	1	20	4	5		12	
死傷者数(人)	合計	13	1			2	1		2		4	1	1		1
	死者	1	1												
	負傷者	12				2	1		2		4	1	1		1
出火原因別件数 (件)	合計	74	6	3	8	7	7	8	13	2	9	2	2	1	6
	放火	11	1		4			2					1	1	2
	たばこ	9	1		2	1	2		1	2					
	こんろ	8							7						1
	電気機器	7					1	1	1		4				
	電灯・電話等の配線	4	1					1				1			1
	配線器具	3		1				1			1				
	たき火	2							1		1				
	火入れ	2			1						1				
	その他	14	1		1	3	3	1	2		1	1			1
不明	14	2	2		3	1	2	1		1		1		1	

## (4) 時間帯別火災発生状況

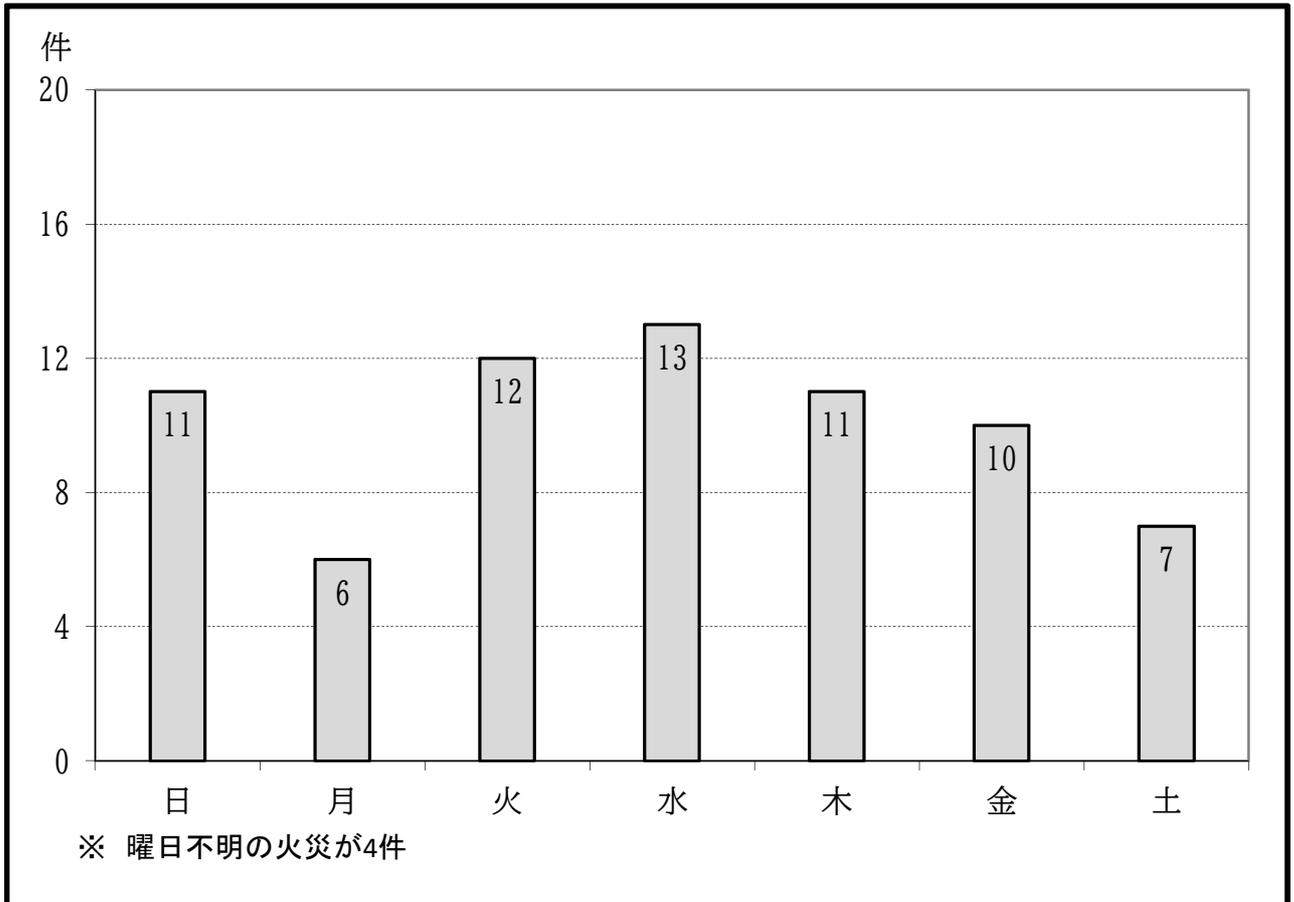
令和5年中

種別 時間	火災種別(件)				焼損棟数(棟)					り 災 世 帯 数 ( 世 帯)	り 災 人 員 ( 人)	死傷者数 (人)		損 害 額 (千円)			
	出 火 件 数	建 物	車 両	そ の 他	合 計	全 焼	半 焼	部 分 焼	ぼ や			死 者	負 傷 者	合 計	建 物	車 両	そ の 他
合 計	74	50	6	18	57	3	5	15	34	51	101	1	12	85,918	85,201	564	153
0時	2	1		1	1			1						5,242	5,242		
1時	2	1		1	1				1	1	4			118	118		
2時	1	1			1				1					15	15		
3時	1	1			1				1					1,813	1,813		
4時	2	2			4		1	1	2	8	14		2	11,576	11,576		
5時	3	3			3			2	1	5	6		2	17,725	17,724	1	
6時	1	1			1				1				2	14	14		
7時																	
8時	2	1		1	1				1	1	2			4	1		3
9時	1		1											200		200	
10時	5	2	1	2	2			1	1	1	2			1,079	879	200	
11時	10	7		3	7		1	1	5	7	19	1	2	3,814	3,803		11
12時	5	1	1	3	1				1					9	2	1	6
13時	2	2			3	1		1	1	5	5			4,738	4,738		
14時	3	2		1	3		2		1	1	6			3,541	3,516		25
15時	3	2	1		3	1		1	1	2	3			1,977	1,872	105	
16時	2	2			4	1		1	2	3	12		1	6,937	6,937		
17時	7	4	2	1	4			1	3	1	3			169	112	57	
18時	2	1		1	1				1								
19時	5	4		1	4			1	3	6	7		1	20,922	20,922		
20時	4	3		1	3				3	3	6		1	10	10		
21時	2	2			2		1	1		1	1		1	4,320	4,320		
22時	3	2		1	2			1	1	1	1			227	212		15
23時																	
不明	6	5		1	5			2	3	5	10			1,468	1,375		93

※建物の損害額は、建物及び建物収容物の損害額の合計を示す。

(5) 曜日別火災発生状況

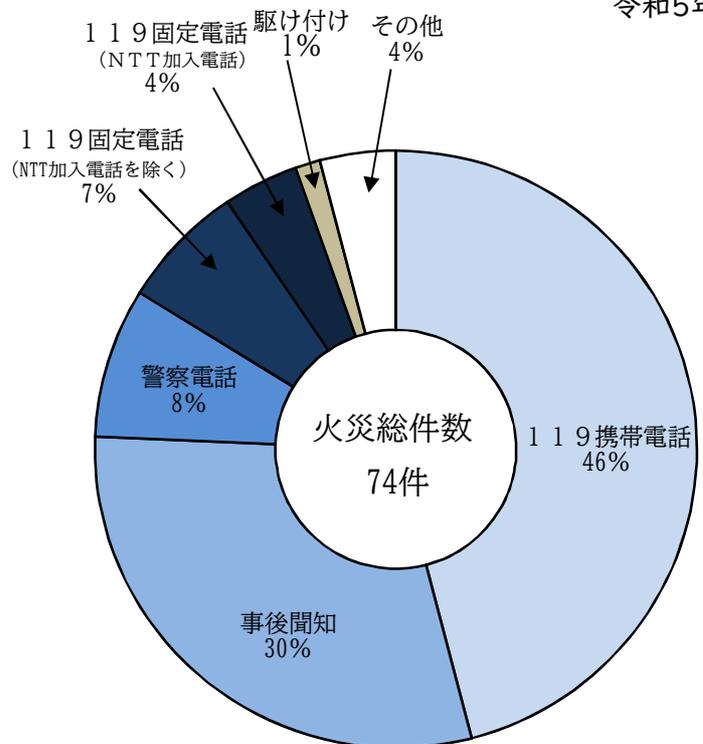
令和5年中



(6) 火災の覚知方法

令和5年中

覚知方法	件数
119携帯電話	34
事後聞知	22
警察電話	6
119固定電話 (NTT加入電話を除く)	5
119固定電話 (NTT加入電話)	3
駆け付け	1
その他	3
合計	74



## (7) 出火原因別火災発生状況

令和5年中

区分 出火原因別	火災種別(件)				焼損棟数(棟)					り災世帯数 (世帯)	り災人員 (人)	死傷者(人)	
	出火件数	建物	車両	その他	合計	全焼	半焼	部分焼	ぼや			死者	負傷者
合計	74	50	6	18	58	3	5	15	35	51	101	1	12
放火	11	5		6	5		1		4	1	2	1	
たばこ	9	4	1	4	4			2	2	3	6		
こんろ	8	8			8			2	6	6	15		2
電気機器	7	3	2	2	3				3	3	8		1
電灯・電話等の配線	4	3		1	3			1	2	2	11		
配線器具	3	2	1		2				2				
たき火	2	1		1	1				1	1	2		
火入れ	2			2									
その他	15	13	1	1	17	1	3	3	10	9	21		5
不明	13	11	1	1	15	2	1	7	5	26	36		4

## (8) 過去5年間の出火原因別火災発生状況

各年中

令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
合計(件) 84	合計(件) 54	合計(件) 69	合計(件) 75	合計(件) 74
放火※ 29	放火※ 10	たばこ 12	こんろ 10	放火※ 11
こんろ 8	こんろ 9	こんろ 9	たばこ 8	たばこ 9
たばこ 7	電気機器 5	放火 7	放火 7	こんろ 8
配線器具 5	電灯・電話等の配線 3	電灯・電話等の配線 3	電灯・電話等の配線 4	電気機器 7
灯火 4	たばこ 2	電気機器 2	電気機器 3	電灯・電話等の配線 4
電気機器 3	配線器具 2	ストーブ 2	ストーブ 3	配線器具 3
電気装置 2	ストーブ 2	マッチ・ライター 2	灯火 2	たき火 2
ストーブ 2	焼却炉 1	配線器具 1	配線器具 4	火入れ 2
その他 21	その他 13	その他 17	その他 22	その他 15
不明 3	不明 7	不明 14	不明 12	不明 13

※令和元年中の「放火」の出火件数には、放火の疑い1件を含む。

令和2年及び令和5年中の「放火」の出火件数には、放火の疑い2件を含む。

## (9) 建物用途別り災状況

令和5年中

種 別 用途別	焼損棟数 (棟)	焼損床面積 (㎡)	焼損表面積 (㎡)	損害額 (千円)	死 者 (人)	負傷者 (人)
専 用 住 宅	20	53	51	11,291	1	3
共 同 住 宅	11	270	4	49,106		5
併 用 住 宅	1	136		3,623		1
複 合 用 途(特定)	3			29		
倉 庫	5	129	45	8,701		
工 場・作 業 場	3	239	1	5,292		2
飲 食 店	4	5	10	1,166		1
物 品 販 売 店	2		1	1,867		
事 務 所	8	97	1	4,126		
合 計	57	929	113	85,201	1	12

## (10) 建物火災件数に対する損害状況

令和5年中

建 物 火 災 件 数	50件	
	建物火災1件あたり	1 日 平 均
建 物 損 害 額	1,704 千円	233 千円
建 物 焼 損 床 面 積	18.6 ㎡	2.6 ㎡
焼 損 棟 数	1.1 棟	0.2 棟
り 災 世 帯 数	1.0 世帯	0.1 世帯
り 災 人 員	2.0 人	0.3 人

※建物損害額は、建物及び建物収容物の損害額の合計を示す。

## (11) 過去5年間の出火件数及び損害状況

各年中

出火件数及び損害状況	年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
	出 火 件 数 ( 件 )		84	54	69	75
	建 物	43	35	47	55	50
	車 両	9	4	8	6	6
	そ の 他	32	15	14	14	18
損 害 額 ( 千 円 )		118,941	75,136	496,812	127,726	85,918
建 物 焼 損 床 面 積 ( ㎡ )		1,205	571	1,290	1,032	929

## (12) 過去5年間の死傷者発生状況

各年中

区 分		年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	
死 者	死 者 数 ( 人 )		3	1	6	6	1	
		建 物 火 災		2	1	6	5	1
			住 宅 火 災	2		5	5	1
			住 宅 以 外		1	1		
		建物火災以外の火災	1			1		
	区 分	消 防 吏 員						
		消 防 団 員						
		応急消火義務者	2	1	4	5	1	
		消 防 協 力 者						
		そ の 他 の 者	1		2	1		
	年 齢 層 別	5 歳 以 下						
		6 歳 ~ 64 歳		1	1	2	1	
		65 歳 以 上	3		5	4		
負 傷 者	負 傷 者 数 ( 人 )		9	8	17	18	12	
		程 度	重 症	2	1	3	3	1
			中 等 症	3	3	9	6	3
			軽 症	4	4	5	9	8
	区 分	消 防 吏 員	2			1	1	
		消 防 団 員						
		応急消火義務者	7	8	15	16	11	
		消 防 協 力 者			2			
		そ の 他 の 者				1		
	受 傷 時 状 況	消 火 中	4	4	3	8	5	
		避 難 中		1	7	4	4	
		就 寝 中				1	1	
		作 業 中	2	1	3	1	2	
そ の 他		3	2	4	4			

※応急消火義務者とは、火災の現場にいる火災を発生させた者、火災の発生に直接関係がある者、火災が発生した消防対象物の居住者又は勤務者を指す。(消火活動等が困難な者を除く)  
消防協力者とは、応急消火義務者を除く、火災の現場で消火活動等に協力した者を指す。

## 警 防 編

令和6年能登半島地震は、北陸地方を中心とした各地に甚大な被害をもたらしました。近年では地震被害に加え、全国各地で線状降水帯が発生し、大雨による内水氾濫や河川の氾濫、土砂災害など甚大な被害が相次いでおり、これまでに想定しえなかった様々な危機に対応しなければなりません。

また、近い将来発生が懸念されている首都直下型地震では、津波被害、建物の倒壊、ライフラインの寸断に加えて、大規模火災による被害も危惧されていることから消防に対する市民の期待もより一層高まっています。

消防局は、市民の生命、身体、財産を多種多様な災害から保護するとともに、被害を最小限にとどめ、迅速かつ的確に対応する使命を全うするため、消防車両の更新、体制の強化及び消防用資機材の整備と維持管理に努めています。

さらに、火災時の消防活動における重要な施設である消防水利は、大地震が発生したときにも対応できるよう、耐震性貯水槽の整備も計画的に進めています。

本市の消防力だけでは対応できない災害に備え、消防相互応援協定や埼玉県下消防相互応援協定を締結しており、隣接する市町や県内における協力体制を構築しています。また、全国の消防機関相互による援助体制である緊急消防援助隊埼玉県大隊として、9隊（消火小隊4隊、救助小隊1隊、救急小隊2隊、後方支援小隊2隊）を登録し、応援体制を整えています。



令和5年度に更新した越谷2号車・越谷指揮1号車



# Ⅰ 消防車両等の配置状況

令和6年4月1日現在

区分 \ 配置	消防局	消防署	谷中分署	蒲生分署	間久里分署	大相模分署	大袋分署	合計
消防ポンプ自動車 CD-I型・小型水槽積載型		1	※1 (600ℓ型)	※1 (600ℓ型)	1	1	1 (700ℓ型)	6
水槽付消防ポンプ自動車 I-B型		※1 (1,500ℓ型)	※1 (1,500ℓ型)		1 (1,500ℓ型)	1 (1,500ℓ型)	※1 (1,500ℓ型)	5
非常用消防ポンプ自動車 CD-I型			1					1
非常用水槽付消防ポンプ自動車 I-B型			1 (1,500ℓ型)					1
高規格救急自動車		2	2	2	1	1	1	9
非常用救急自動車（高規格）			1		1			2
化学消防ポンプ自動車Ⅱ型 （水槽1,500ℓ、薬液500ℓ）				1				1
救助工作車Ⅲ型		1					1	2
25m級屈折はしご付消防自動車						1		1
38m級梯子付消防自動車			1					1
指揮車		1						1
資機材搬送車			1	1	1		1	4
人員輸送兼資機材搬送車		1				1		2
指令車	1							1
予防査察車	3							3
事務連絡車	3	2	1	1	1	1	1	10
地震体験車			1					1
訓練指導車		3						3
合計	7	12	11	6	6	6	6	54

※C A F S 付（C A F S 装置とは、圧縮空気泡消火装置）

2 消防車両等一覧

令和6年4月1日現在

所属	名称	車両登録番号		車名	排気量 (cc)		登録年月日	型別	ポンプ 級別	ポンプ型式	免許 区分	艦装業者 管理番号	備考
		型	式		総重量 (kg)								
消防総務課	指令1号車	越谷410す	119	トヨタ	1,490	2,100	平成31年1月23日				普通	1Y3001	事務連絡車
	指令2号車	越谷800さ	32	マツダ	1,490	1,740	平成22年7月26日				普通	1Y02202	指令車
	総務連絡車	越谷300さ	624	トヨタ	2,490	1,785	平成8年7月10日				普通	1J0803	事務連絡車
予防課	予防1号車	越谷800さ	37	ホンダ	1,490	1,670	平成20年1月8日				普通	1Y12004	予防査察車
	予防2号車	越谷810す	119	トヨタ	1,490	2,140	平成30年3月2日				普通	1Y12905	予防査察車
	予防3号車	越谷810そ	119	日産	1,490	1,750	令和3年10月27日				普通	1Y12106	予防査察車
警防課	警防1号車	越谷400さ	104	日産	1,490	1,630	平成15年5月27日				普通	1J1508	事務連絡車
消防署	越谷1号車	越谷800さ	80	日野	4,000	6,175	平成25年10月17日	CD-I	A-2	GM22	準中型	GMいちほら 2P2509	消防ポンプ自動車
	越谷2号車	越谷810た	10	日野	5,120	10,990	令和6年3月4日	I-B	A-2	MZ I	中型	モリタ 2T2310	水槽付消防ポンプ自動車 積載水1,500ℓ
	越谷救助1号車	越谷800は	10	日野	6,400	11,625	平成25年2月25日	工作車 Ⅲ型			大型	平和機械 2R2411	救助工作車Ⅲ型 4WD
	救急越谷1号車	越谷810さ	1911	日産	2,480	3,215	令和元年11月20日				普通	オートワークス 2A1912	高規格救急自動車 4WD
	救急越谷2号車	越谷810さ	2302	トヨタ	2,690	3,205	令和5年1月12日				普通	バルリング 2A2213	高規格救急自動車 4WD
	越谷支援1号車	越谷800さ	513	トヨタ	4,000	5,700	平成30年3月6日	支援車 Ⅲ型			中型	平和機械 2ST2914	人員輸送兼資機材搬送車
	越谷指揮1号車	越谷810せ	15	トヨタ	2,690	3,295	令和6年3月7日				普通	平和機械 2Y2315	指揮車
	防災指導車	越谷400さ	107	マツダ	1,990	2,935	平成13年6月25日				普通	2TR1316	訓練指導車
	消防局資機材搬送車	越谷410さ	2210	日産	1,990	3,145	令和4年10月20日				普通	2TR2217	訓練指導車
	救急普及啓発広報車	越谷800さ	208	日産	4,470	4,585	平成27年11月16日				準中型	2TR2750	訓練指導車
	連絡2号車	越谷500さ	553	トヨタ	1,990	1,845	平成18年9月28日				普通	2J1819	事務連絡車
	消防署連絡車	越谷480あ	4536	スズキ	650	1,320	平成30年6月28日				普通	2J3018	事務連絡車
	谷中分署	谷中1号車	越谷800さ	495	日野	4,000	6,745	平成30年2月16日	CD-I	A-2	MZ I	準中型	埼玉消防機械 3P2920
谷中2号車		越谷800は	14	日野	6,400	10,940	平成26年10月29日	I-B	A-2	MZ I	中型	モリタ 3T2621	水槽付消防ポンプ自動車 積載水1,500ℓ
越谷はしご1号車		越谷800せ	7	日野	8,860	19,990	平成27年10月19日	38m級			大型	モリタ 3L2722	38m級梯子付 消防自動車
救急谷中1号車		越谷800さ	486	トヨタ	2,690	3,175	平成30年2月8日				普通	トヨタテクノ 3A2923	高規格救急自動車 4WD
救急越谷30号車		越谷810さ	2403	日産	2,480	3,280	令和6年3月5日				普通	日産 3A2353	高規格救急自動車 4WD
越谷搬送1号車		越谷800さ	81	いすゞ	2,990	6,915	平成25年8月19日				準中型	埼玉消防機械 3ST2524	資機材搬送車 最大積載量3.0t
地震体験車		越谷810さ	119	日野	4,000	6,775	平成28年10月27日				準中型	埼玉消防機械 1TR2807	地震体験車
越谷10号車		越谷800さ	84	いすゞ	4,770	5,110	平成15年11月27日	CD-I	A-2	GM2H2	準中型	GMいちほら 3P1551S	消防ポンプ自動車
越谷20号車		越谷800は	13	日野	6,400	10,240	平成20年11月25日	I-B	A-2	GM-23	中型	GMいちほら 3T2052S	水槽付消防ポンプ自動車 積載水1,500ℓ
救急越谷10号車		越谷800さ	39	トヨタ	2,690	3,175	平成26年12月19日				普通	トヨタテクノ 3A2647S	高規格救急自動車 4WD
谷中連絡車	越谷483か	119	マツダ	650	1,330	令和2年8月6日				普通	3J2025	事務連絡車	

所属	名称	車両登録番号		車名	排気量 (cc)		登録年月日	型別	ポンプ 級別	ポンプ型式	免許別	艦装業者 管理番号	備考
		型	式		総重量 (kg)								
蒲生分署	蒲生1号車	越谷800さ	615	日野	4,000	6,865	平成31年2月18日	CD-I	A-2	MZ I	準中型	モリタ 4P3026	消防ポンプ自動車 積載水600ℓ
	越谷特消1号車	越谷800は	12	日野	6,400	12,715	平成26年3月10日	化学 II型	A-2	ND2A10	大型	日本ドライ 4C2527	化学消防ポンプ自動車 水槽1500ℓ薬液500ℓ
	救急蒲生1号車	越谷810さ	2301	トヨタ	2,690	3,225	令和5年1月12日				普通	ベルリング 4A2228	高規格救急自動車 4WD
	救急蒲生2号車	越谷800さ	359	トヨタ	2,690	3,105	平成29年2月23日				普通	トヨタテクノ 4A2849	高規格救急自動車 4WD
	越谷搬送2号車	越谷810す	2	いすゞ	2,990	6,315	平成27年2月13日				準中型	埼玉消防機械 4ST2629	資機材搬送車 最大積載量2.85t
	蒲生連絡車	越谷483え	119	マツダ	650	1,320	令和元年7月12日				普通	4J1930	事務連絡車
間久里分署	間久里1号車	越谷800さ	85	日野	4,000	6,055	平成24年11月22日	CD-I	A-2	GM2H2	準中型	GMいちはら 5P2431	消防ポンプ自動車
	間久里2号車	越谷800は	15	日野	6,400	10,570	平成24年2月6日	I-B	A-2	GM-23	中型	GMいちはら 5T2332	水槽付消防ポンプ自動車 積載水1,500ℓ
	救急間久里1号車	越谷800さ	517	トヨタ	2,690	3,175	平成30年3月13日				普通	トヨタテクノ 5A2933	高規格救急自動車 4WD
	救急越谷20号車	越谷800さ	95	トヨタ	2,690	3,195	平成26年10月28日				普通	トヨタテクノ 5A2648S	高規格救急自動車 4WD
	越谷搬送4号車	越谷810さ	618	いすゞ	2,990	7,135	令和2年2月21日				準中型	埼玉消防機械 5ST1934	資機材搬送車 最大積載量3.0t
	間久里連絡車	越谷483き	119	マツダ	650	1,330	令和2年8月6日				普通	5J2035	事務連絡車
大相模分署	大相模1号車	越谷800さ	87	日野	4,000	5,755	平成21年11月6日	CD-I	A-2	GM2H2	準中型	GMいちはら 6P2136	消防ポンプ自動車
	大相模2号車	越谷800は	16	日野	6,400	10,800	平成24年1月13日	I-B	A-2	GM-23	中型	GMいちはら 6T2337	水槽付消防ポンプ自動車 積載水1,500ℓ 4WD
	越谷はしご2号車	越谷810さ	8452	日野	8,860	16,470	令和元年12月6日	25m級 屈折			大型	モリタ 6LS1938	25m級屈折梯子付 消防自動車
	救急大相模1号車	越谷810さ	1811	トヨタ	2,690	3,115	平成30年11月9日				普通	トヨタテクノ 6A3039	高規格救急自動車 4WD
	越谷輸送1号車	越谷800そ	1	トヨタ	2,690	3,210	平成27年1月7日				普通	埼玉消防機械 6ST2640	人員輸送兼資機材搬送車 最大積載量0.5t
	大相模連絡車	越谷480あ	4535	スズキ	650	1,320	平成30年6月28日				普通	6J3041	事務連絡車
大袋分署	大袋1号車	越谷810さ	616	日野	5,120	10,940	平成31年3月13日	I-B	A-2	MZ I	中型	モリタ 7T3042	消防ポンプ自動車 積載水1,500ℓ
	大袋2号車	越谷800さ	89	いすゞ	4,770	6,935	平成19年2月28日	CD-I	A-2	GM2H2	準中型	GMいちはら 7P1850	消防ポンプ自動車 積載水700ℓ
	越谷救助2号車	越谷810な	2	日野	5,120	11,980	令和5年3月3日	工作車 III型			大型	モリタ 7R2243	救助工作車III型 4WD
	救急大袋1号車	越谷810さ	2202	トヨタ	2,690	3,195	令和4年2月24日				普通	トヨタテクノ 7A2144	高規格救急自動車 4WD
	越谷搬送3号車	越谷810さ	617	いすゞ	2,990	7,075	平成31年3月18日				準中型	埼玉消防機械 7ST3045	資機材搬送車 最大積載量3.0t
	大袋連絡車	越谷483う	119	マツダ	650	1,320	令和元年7月12日				普通	7J1946	事務連絡車

免許 区分	車両総重量 (kg)		最大積載量 (kg)		乗車人員	
	普通	3,500未満	2,000未満	10人以下		
	準中型	7,500未満	4,500未満	10人以下		
	中型	11,000未満	6,500未満	29人以下		
	大型	11,000未満	6,500以上	30人以下		

### 3 消防用資機材配置状況

令和6年4月1日現在

NO	区分	消防用資機材名	形 状	消防署	谷 中	蒲 生	間久里	大相模	大 袋	合 計
1	一般救助用器具	かぎ付梯子		3	6	2	2	3	4	20
2		三連梯子		4	3	3	3	3	3	19
3		ワイヤー梯子		1	1			1	1	4
4		空気式救助マット	SL-35/45	1					1	2
5		救助マット	安全マット	2	5	1	1	1	1	11
6		救命索発射銃	空気式	1					1	2
7		サーバイバスリング	救助用縛帯	2	3	2	1	1	5	14
8		平担架		3	2	1		2	2	10
9	重量物排除用器具	油圧ジャッキ			1			1	1	3
10		可搬式ウィンチ	チルホール	1	5	1		1	1	9
11		マンホール救助器具		1					1	2
12		マット型空気ジャッキ		1					1	2
13		大型油圧スプレッター	展開力3t以上	1					2	3
14		大型油圧カッター	切断機	1					2	3
15		大型油圧シリンダー	ラムシリンダー	2					2	4
16		救助用支柱器具		1					3	4
17	チェーンブロック		1	1		1	1	2	6	
18	切断用器具	エンジンカッター		3	2	2	2	3	3	15
19		ガス溶断機		1						1
20		チェーンソー		3	3	2	2	1	3	14
21		鉄線カッター		3	6	5	6	3	3	26
22		エアーソー	空気式・充電式	2	2		1	1	2	8
23		コンクリート・鉄筋切断用チェーンソー	ダイヤモンドチェーンソー	1					1	2
24	破壊用器具	万能オノ	大・小含む	13	6	4	5	12	9	49
25		ハンマー		3	5	4	5	3	7	27
26		か け や		3	5	4	5	3	6	26
27		携帯用コンクリート破碎機	ストライカー	2				1	2	5
28		削 岩 機		1					1	2
29		ハンマードリル		1			1	1	2	5
30	検知・測定用器具	複合ガス測定器		3	1	1	1	1	1	8
31		可燃性ガス測定器		1					1	2
32		有毒ガス測定器		2						2
33		有毒ガス検知管		3		1		1	1	6
34		酸素濃度測定器		1						1
35		放射線測定器		4	1	2		2	3	12
36		放射線個人線量計		5	7	3		5	4	24
37		呼吸保護用器具	空気呼吸器		17	14	10	8	13	15
38	空気補充用ボンベ		50ℓ		3			2		5
39	酸素呼吸器			5					5	10
40	簡易呼吸器		パラートマスク	2						2
41	防塵マスク			10	50	30	54	30	15	189
42	送排風機			3	1	1		1	2	8
43	エアライン装置			1						1

NO	区分	消防用資機材名	形 状	消防署	谷 中	蒲 生	間久里	大相模	大 袋	合 計
44	隊員保護用器具	耐 電 手 袋	高圧	2	6	1	1	5	5	20
45		耐 電 手 袋	低圧	11	3	6	6	3	3	32
46		耐 電 防 護 服		2	3			3	5	13
47		耐 電 ズ ボ ン		2	3			3	5	13
48		耐 電 長 靴		2	3			3	5	13
49		携 帯 警 報 器		5	10			5	7	27
50		防 毒 マ ス ク		8	18	16	8	5	18	73
51		化 学 防 護 服	陽圧式を除く	6	10	10	14	10	10	60
52		陽圧式化学防護服	レベルA	5					5	10
53		耐 熱 服		2	3	5	3	3	3	19
54	放 射 線 防 護 服		3					4	7	
55	除染用器具	除染シャワーシステム				1	1			2
56		除 染 剤 散 布 器			4				1	5
57	水難救助用器具	潜 水 器 具	BC・RGセット					15		15
58		ウ エ ッ ト ス ー ツ		2				33	4	39
59		ド ラ イ ス ー ツ						9		9
60		水 中 投 光 器						2		2
61		救 命 浮 環		1		1	1	2	2	7
62		浮 標			1			4		5
63		救 命 ボ ー ト	ゴム・アルミ製	1	2	2	2	2	2	11
64		船 外 機			2	2	2	2	1	9
65		水 中 無 線 機						5		5
66		水 中 時 計						5		5
67	船 舶 用 救 命 胴 衣		5	5	6	5	6	5	32	
68	救 命 胴 衣	PFD	13	10	10	10	10	10	63	
69	山岳救助用器具	バスケット型担架		2	3	1		2	4	12
70	検索用器具	簡易画像探索機							1	1
71	高度救助用器具	画 像 探 索 機		2					2	4
72		地 中 音 響 探 知 機		1					1	2
73		熱 画 像 直 視 装 置		3	1	1	1	1	3	10
74		夜 間 用 暗 視 装 置		2					1	3
75		地 震 警 報 器		1					1	2
76		電 磁 波 探 査 装 置		2						2
77	その他の救助用器具	投 光 器	100V	2	4	2	4	3	4	19
78		携 帯 投 光 器	充電式	12	12	9	6	6	4	49
79		携 帯 拡 声 器		6	6	4	5	4	4	29
80		携 帯 無 線 機	デジタル	9	5	5	5	5	4	33
81		携 帯 無 線 機	署活系	12	8	9	8	7	7	51
82		応急処置用セット		4	4		2	2	2	14
83		車 両 移 動 器 具		1						1
84		緩 降 機		1	1				1	3
85		ロ ー プ 登 降 機		2	1				3	6
86		救 助 用 降 下 機		2	1					3
87	発 電 機		6	5	3	4	4	4	26	

## 4 消防相互応援協定

越谷市では消防組織法第39条第2項に基づき、火災等の災害による被害を最小限度に防止するため、隣接する下記の市町と相互応援協定を締結し、また、県内全市町村の統一協定による埼玉県下消防相互応援協定を締結しています。

さらに、特殊火災又は集団災害が発生した場合のために、三郷市と消防相互特別応援協定を、地震等の大規模災害により広域的に被害を受けた場合の対策として、群馬県高崎市等広域消防局と消防相互応援協定を締結しています。

協定市 (組合) 応援区域	応援される区域	応援する区域
草加八潮 消防組合 協定年月日 (H28.3.1)	伊原一丁目・二丁目、蒲生愛宕町、蒲生南町、 蒲生寿町、蒲生東町、蒲生本町、蒲生旭町、 登戸町、蒲生西町一丁目・二丁目、蒲生一丁目・ 二丁目・三丁目・四丁目、南越谷一丁目、 南町一丁目・二丁目・三丁目、東町一丁目・ 二丁目・三丁目・五丁目、大間野町一丁目・ 二丁目・三丁目・四丁目・五丁目、 川柳町一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・ 五丁目、レイクタウン三丁目、四丁目・五丁目・ 六丁目・七丁目・八丁目	草加市 八幡町、柿木町、青柳町、 青柳一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目・ 六丁目・七丁目・八丁目、金明町、 旭町一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目・ 六丁目、新善町、 新栄一丁目・二丁目・三丁目・四丁目、 長栄一丁目・二丁目・三丁目・四丁目、 清門一丁目・二丁目・三丁目 八潮市 なし
春日部市 協定年月日 (H17.12.9)	千間台東一丁目・二丁目・三丁目・四丁目、 千間台西一丁目・二丁目・三丁目、四丁目・ 五丁目・六丁目、 大字平方、平方南町、大字大泊、大字恩間新田	増田新田、大枝、大場、大畑、 備後西一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目 備後東一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目 ・六丁目・七丁目・八丁目 藤塚、銚子口、赤沼、 本田町一丁目・二丁目、六軒町、 豊野町一丁目・二丁目・三丁目、千間一丁目
吉川松伏 消防組合 協定年月日 (S47.2.25)	増林一丁目・二丁目・三丁目、大字増林、 増森一丁目・二丁目、大字増森、 中島一丁目・二丁目・三丁目、大字中島、 東町一丁目・二丁目・三丁目・五丁目、 大成町一丁目・二丁目、 レイクタウン一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・ 五丁目・六丁目・八丁目・九丁目、 大字大吉、大字向畑、大字大松、 大字大杉、大字船渡、大字北川崎	吉川市 大字川藤、大字須賀、大字川富、大字関、 大字吉川、大字平沼、大字保、大字木売、 大字川野、きよみ野一丁目・二丁目・三丁目・ 四丁目・五丁目、吉川団地、中川台、吉川一丁目・ 二丁目、中央一丁目・二丁目・三丁目、新栄一丁 目・二丁目、栄町、平沼一丁目、中野、保一丁目、 大字共保、木売一丁目・二丁目・三丁目 松伏町 大字田島、大字松伏、大字大川戸、大字上赤岩、 大字下赤岩、田島東、田島南、田中一丁目・ 二丁目・三丁目、ゆめみ野一丁目・二丁目・ 三丁目・四丁目・五丁目・六丁目、 ゆめみ野東一丁目・二丁目・三丁目・四丁目、 松葉一丁目・二丁目
川口市 協定年月日 (S53.6.27)	神明町三丁目及び一丁目・二丁目の一部、 谷中町二丁目・三丁目・四丁目及び 一丁目の一部、 七左町四丁目・五丁目・六丁目・七丁目・ 八丁目、 大間野町三丁目・四丁目・五丁目、 新川町一丁目・二丁目、大字長島、 大字西新井の一部、大字北後谷の一部	大字藤兵衛新田、大字久左衛門新田、 東川口二丁目・三丁目・四丁目・五丁目・六丁目、 戸塚二丁目の一部、戸塚三丁目の一部、 戸塚五丁目の一部、戸塚六丁目、 戸塚東一丁目・二丁目・三丁目・四丁目の一部、 戸塚鉄町、戸塚境町、長蔵一丁目・二丁目・ 三丁目、大字安行藤八の一部、 大字安行西立野の一部、大字西立野の一部
さいたま市 協定年月日 (H18.9.15)	大字恩間新田、大字三野宮、大字野島、 大字小曾川、大字砂原、大字北後谷、 大字西新井、大字長島	大字大戸、大字新方須賀、大字大森、 大字末田、大字野孫、大字釣上、 大字釣上新田

## 5 緊急消防援助隊

緊急消防援助隊は、平成7年の阪神淡路大震災の教訓を踏まえ、大規模災害等において被災した都道府県内の消防力では対応が困難な場合に、人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施できるよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、平成7年6月に創設されました。令和6年4月現在、全国の消防本部から6,661隊が登録しており、令和5年4月より32隊増加しています。そのうち埼玉県大隊は279隊が登録され、越谷市消防局では次の車両を登録しています。

### ※緊急消防援助隊の任務

緊急消防援助隊は、国内における大規模災害又は特殊災害が発生した被災地に属する都道府県内の消防力をもってしても対処できない災害の発生に際し、消防庁長官の求めに応じ、又は指示に基づき、被災地の消防の応援等を行うことを任務としています。緊急消防援助隊の基本的な構成単位は、都道府県大隊、中隊、小隊とし、それぞれの装備をフルに活用し、被災地における消防・救急・救助活動を行います。

### 緊急消防援助隊埼玉県大隊登録隊

部隊編成	登録車両名	車両種別	小隊別	登録年月
第一次出動陸上隊 (埼玉県大隊が出動する災害に対して直ちに出動)	大相模2号車	水槽付消防ポンプ自動車	消火小隊	平成8年10月
	越谷救助2号車	救助工作車Ⅲ型	救助小隊	令和5年4月
	救急蒲生1号車	高規格救急自動車	救急小隊	平成19年4月
	越谷搬送1号車	資機材搬送車	後方支援小隊	平成26年4月
第二次出動陸上隊 (第一次出動陸上隊の増強により出動)	谷中1号車	消防ポンプ自動車	消火小隊	平成24年4月
	蒲生1号車	消防ポンプ自動車	消火小隊	平成25年4月
	救急越谷2号車	高規格救急自動車	救急小隊	平成25年4月
	越谷支援1号車	支援車Ⅲ型	後方支援小隊	平成30年4月
	大袋1号車	水槽付消防ポンプ自動車	消火小隊	平成31年4月

## 6 消防水利設置状況

消防水利とは、動力消防ポンプにより消火活動を行なうのに必要とする水利であり、消火栓・プール・河川・池等をいいます。（河川については下表から除いています。）

令和6年4月1日現在

区分	地区別													合計	
	桜井	新方	増林	大袋	荻島	出羽	蒲生	川柳	大相模	大沢	北越谷	越ヶ谷	南越谷		
消火栓 (管口径)	75mm	87	32	39	86	45	61	81	17	42	17	26	33	585	
	100mm	236	113	438	389	113	300	222	69	252	196	132	156	2,720	
	125mm	9		1	3	1				2	3			19	
	150mm	23	13	23	50	4	31	48	32	64	15	15	38	363	
	200mm	124	48	156	137	42	89	105	13	83	72	30	46	959	
	250mm	2	3	5				3	2					15	
	300mm	31	19	5	121	23	21	43	9	22	25	8	35	15	377
300mm以上	4	4	8	2	8	12	1	4	4	1	1	5	6	60	
計①	516	232	675	788	236	514	503	146	469	329	153	243	294	5,098	
防火水槽 (容量)	20m <sup>3</sup> ~40m <sup>3</sup> 未満	6	6		5	11	3	3	7	6	2		1	50	
	40m <sup>3</sup> ~60m <sup>3</sup> 未満	44	25	32	58	22	33	28	11	70	13	9	13	363	
	60m <sup>3</sup> ~100m <sup>3</sup> 未満			1		1		6	4	8	1		4	25	
	100m <sup>3</sup> 以上(下記耐震除く)				1			2			1			1	5
	耐震性貯水槽100m <sup>3</sup> 型	6	3	6	8	2	5	7	3	4	3	3	5	55	
	計②	56	34	39	72	36	41	46	25	88	20	5	12	24	498
	20m <sup>3</sup> ~40m <sup>3</sup> 未満	3		2	1	5	7	2	1	3			4	3	31
私設	40m <sup>3</sup> ~60m <sup>3</sup> 未満	53	14	47	58	29	74	84	7	90	21	13	50	79	619
	60m <sup>3</sup> ~100m <sup>3</sup> 未満	6	2	6	10	4	5	11	4	20	8	2	7	12	97
	100m <sup>3</sup> 以上		2	3	6		3	4	5	54	2	6	3	88	
	計③	62	18	58	75	38	89	101	17	167	31	15	67	97	835
小計②+③	118	52	97	147	74	130	147	42	255	51	20	79	121	1,333	
その他	プール	6	5	7	9	4	5	5	5	5	3	1	2	3	60
	池	1			1		2		1			1		7	
	その他	1		6	1	1	1					1		11	
計④	8	5	13	11	5	8	5	6	5	3	2	4	3	78	
合計①+②+③+④	642	289	785	946	315	652	655	194	729	383	175	326	418	6,509	

## 救 急 編

令和5年中の救急出動件数は19,578件であり、前年と比べ1,262件増加、搬送人員は15,360人であり、前年と比べ1,382人増加し、ともに過去最多となりました。これは、1日平均54件、約27分に1回の割合で出動し、市民の約22人に1人を搬送したことになります。

消防局では増加する救急需要に対応するため、令和6年4月1日に救急隊を1隊増隊し救急体制を強化しました。引き続き迅速かつ的確な救急活動が行えるよう、高規格救急自動車などを適切に維持管理するとともに、イベントなどの機会を通じて救急車の適正利用の啓発に努めてまいります。

また、計画的に救急救命士を養成し、指導救命士を中心とした救急業務に携わる職員の教育・訓練を行うとともに、医師による救急救命士を含む救急隊員への指示、指導・助言体制の構築や救急活動の検証などを通してメディカルコントロール体制の充実を図り、救急業務の高度化を推進してまいります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の5類移行後、応急手当講習会の受講者数制限を撤廃した上で各種応急手当講習会を開催し、多くの方々に受講していただきました。今後も救命効果の向上を図るため、応急手当講習会など普及啓発活動を推進し、市の公共施設等に設置したAEDの維持管理を行ってまいります。



### 救急越谷30号車（寄贈 恵美子号）

令和6年3月に市民から高規格救急自動車（高度救命処置用資機材を含む）1台が寄贈され、谷中分署に配置

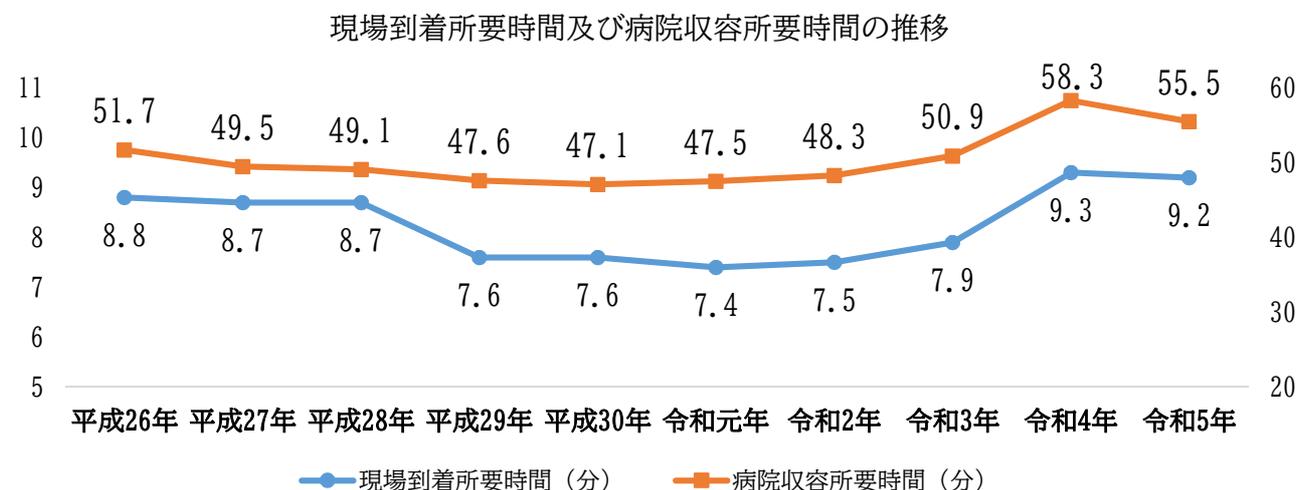
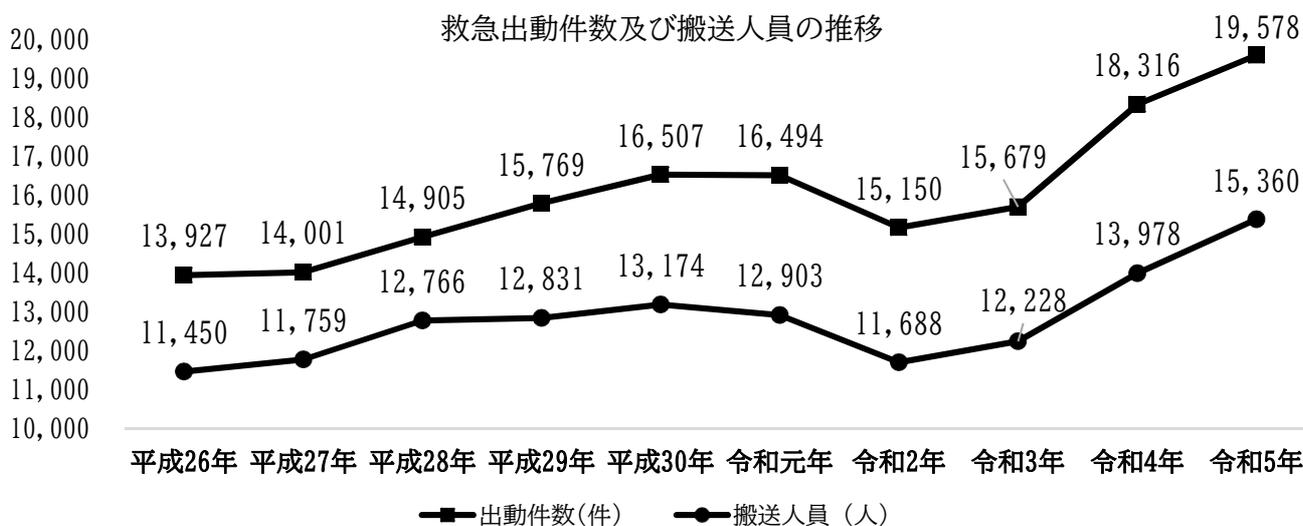


# Ⅰ 救急活動状況

## (1) 過去10年間の救急出動状況の推移

各年中

区分		年別										
		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	
救急出動件数	救急事故種別	火災	50	44	48	30	42	42	26	49	46	43
		自然災害		2			1	3				1
		水難	11	8	3	5	9	6	10	5	7	6
		交通	1,415	1,399	1,416	1,397	1,414	1,271	1,073	1,139	1,156	1,132
		労働災害	137	130	128	117	94	123	94	93	76	92
		運動競技	107	111	113	119	100	75	32	66	94	75
		一般負傷	1,874	1,898	2,102	2,186	2,360	2,369	2,349	2,337	2,646	2,754
		加害	109	119	139	143	123	150	109	101	109	91
		自損行為	167	148	140	168	168	179	182	193	186	217
		急病	9,024	9,147	9,814	10,436	10,839	10,766	10,101	10,296	12,514	13,501
	その他	転院搬送	960	935	926	991	1,129	1,220	1,032	1,075	1,131	1,225
		医師搬送				4			1			1
		資機材輸送			1				7	3	4	6
		その他	73	60	75	173	228	290	134	322	347	434
合計 (件)		13,927	14,001	14,905	15,769	16,507	16,494	15,150	15,679	18,316	19,578	
搬送人員	合計 (人)	11,450	11,759	12,766	12,831	13,174	12,903	11,688	12,228	13,978	15,360	



## (2) 月別救急出動件数と搬送人員

令和5年中

事故種別 月別		火 災	自然 災害	水 難	交 通	労 働 災 害	運 動 競 技	一 般 負 傷	加 害	自 損 行 為	急 病	その他				合 計
												転 院 搬 送	医 師 搬 送	資 機 材 等 輸 送	そ の 他	
1月	出動件数	5			104	5	5	206	11	19	1,279	119			31	1,784
	搬送人員	2			85	4	5	176	8	10	945	119				1,354
2月	出動件数	5		1	81	9	5	229	7	19	912	95			16	1,379
	搬送人員	2			67	9	5	193	3	11	723	95				1,108
3月	出動件数	5			108	8	4	200	2	13	964	86			22	1,412
	搬送人員	1			79	8	3	163	1	6	757	86				1,104
4月	出動件数	2			80	10	7	205	9	20	905	104		1	29	1,372
	搬送人員				67	10	7	169	6	12	747	104				1,122
5月	出動件数	3			91	5	10	201	7	19	1,086	100		1	36	1,559
	搬送人員	1			70	5	10	172	4	16	877	100				1,255
6月	出動件数	4	1		92	10	11	227	6	12	1,093	104		2	47	1,609
	搬送人員				73	10	11	186	4	5	879	104				1,272
7月	出動件数	2		1	93	6	5	228	7	16	1,420	96			59	1,933
	搬送人員				72	7	5	189	3	11	1,119	96				1,502
8月	出動件数	2			84	9	10	239	2	26	1,381	105			48	1,906
	搬送人員				69	9	11	198	2	20	1,038	105				1,452
9月	出動件数	2		1	91	8	8	239	14	29	1,163	84			57	1,696
	搬送人員				84	6	7	191	9	16	910	84				1,307
10月	出動件数	8		2	103	8	3	257	11	15	1,051	98	1		31	1,588
	搬送人員	2			78	8	3	229	6	12	801	98				1,237
11月	出動件数	4		1	104	6	4	229	8	15	1,031	124		1	28	1,555
	搬送人員	1			88	5	4	180	5	7	800	124				1,214
12月	出動件数	1			101	8	3	294	7	14	1,216	110		1	30	1,785
	搬送人員				90	8	3	236	3	10	973	110				1,433
合計	出動件数	43	1	6	1,132	92	75	2,754	91	217	13,501	1,225	1	6	434	19,578
	搬送人員	9	0	0	922	89	74	2,282	54	136	10,569	1,225	0	0	0	15,360

## (3) 年齢区分別搬送人員

令和5年中

事故種別 年齢区分	火 災	自然 災害	水 難	交 通	労 働 災 害	運 動 競 技	一 般 負 傷	加 害	自 損 行 為	急 病	そ の 他	合 計
新 生 児 (生後28日未満)							1			6	31	38
乳 幼 児 (生後28日以上7未満)				25		1	172			801	75	1,074
少 年 (7歳以上18歳未満)				93		43	81	4	12	300	30	563
成 人 (18歳以上65歳未満)	7			491	71	28	465	41	110	3,305	361	4,879
老 人 (65歳以上)	2			313	18	2	1,563	9	14	6,157	728	8,806
合 計	9	0	0	922	89	74	2,282	54	136	10,569	1,225	15,360

## (4) 傷病程度別搬送人員

令和5年中

事故種別 傷病程度別	火 災	自然 災害	水 難	交 通	労 働 災 害	運 動 競 技	一 般 負 傷	加 害	自 損 行 為	急 病	そ の 他	合 計
死 亡				4	1		7		3	172	2	189
重 症 (入院3週間以上)	1			37	4		71		23	777	210	1,123
中 等 症 (入院3週間未満)	3			118	29	15	566	5	46	3,935	899	5,616
軽 症 (入院不要)	5			762	55	59	1,637	49	64	5,684	114	8,429
そ の 他				1			1			1		3
合 計	9	0	0	922	89	74	2,282	54	136	10,569	1,225	15,360

## (5) 救急隊員の行った応急処置の実施状況

令和5年中

事故種別		急病	交通事故	一般負傷	その他	合計
応急処置等対象搬送人員		10,569	922	2,282	1,587	15,360
応 急 処 置 等 項 目	止血	54 0.1%	24 0.7%	138 1.8%	33 0.6%	249 0.4%
	被覆	50 0.1%	232 7.2%	699 9.1%	90 1.6%	1,071 1.9%
	固定	27 0.1%	109 3.4%	171 2.2%	46 0.8%	353 0.6%
	保温	699 1.7%	56 1.7%	78 1.0%	94 1.7%	927 1.6%
	酸素吸入	1,879 4.6%	31 1.0%	64 0.8%	356 6.4%	2,330 4.0%
	人工呼吸	2 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.0%	3 0.0%
	胸骨圧迫	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	うち自動式心マッサージ器	0	0	0	0	0
	心肺蘇生	318 0.8%	7 0.2%	21 0.3%	17 0.3%	363 0.6%
	うち自動式心マッサージ器	176	3	13	7	199
	在宅療法継続	68 0.2%	1 0.0%	4 0.1%	1 0.0%	74 0.1%
	ショックパンツ	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	血圧測定	9,968 24.2%	904 27.9%	2,178 28.4%	1,503 26.9%	14,553 25.2%
	心音・呼吸音聴取	4,931 12.0%	277 8.6%	356 4.6%	399 7.1%	5,963 10.3%
	血中酸素飽和度測定	10,294 25.0%	916 28.3%	2,252 29.3%	1,568 28.1%	15,030 26.1%
	心電図測定	5,091 12.4%	120 3.7%	351 4.6%	562 10.1%	6,124 10.6%
	気道確保	369 0.9%	8 0.2%	26 0.3%	19 0.3%	422 0.7%
	うち経鼻エアウェイ	0	0	0	0	0
	うち喉頭鏡・鉗子等	0	0	4	0	4
	うちラリゲアルマスク等	157	5	9	9	180
うち気管挿管	1	0	1	0	2	
除細動	27 0.1%	1 0.0%	1 0.0%	0 0.0%	29 0.1%	
静脈路確保	218 0.5%	4 0.1%	6 0.1%	6 0.1%	234 0.4%	
うち心肺機能停止前	100	2	1	2	105	
うち心肺機能停止後	118	2	5	4	129	
薬剤投与	99 0.2%	2 0.1%	4 0.1%	5 0.1%	110 0.2%	
血糖測定	982 2.4%	4 0.1%	35 0.5%	14 0.3%	1,035 1.8%	
ブドウ糖投与	72 0.2%	0 0.0%	1 0.0%	2 0.0%	75 0.1%	
自己注射が可能なアドレナリン製剤	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	
その他の処置	6,035 14.7%	542 16.7%	1,291 16.8%	866 15.5%	8,734 15.1%	
合計	41,183 100%	3,238 100%	7,676 100%	5,582 100%	57,679 100%	

(備考)

- 1 1人につき複数の応急手当処置等を行うこともあるため、応急処置等対象搬送人員と事故種別ごとの応急処置等の項目の合計は一致しない。
- 2 単位%は構成比を示す。
- 3 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

## 2 応急手当普及啓発状況

### (1) 応急手当講習会の実施状況

各年中

種 別	年 別	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
普通救命Ⅰ講習	回数	66	15	16	32	57
	受講人員	1,127	291	245	462	858
普通救命Ⅱ講習	回数	1	0	0	0	0
	受講人員	24	0	0	0	0
普通救命Ⅲ講習	回数	12	4	10	10	22
	受講人員	213	59	127	131	295
上級救命講習	回数	7	1	3	0	10
	受講人員	186	15	45	0	188
救命入門コース	回数	54	7	16	28	72
	受講人員	1,683	196	436	707	2677
応急手当普及員講習等 (再講習含む)	回数	6	0	6	6	7
	受講人員	87	0	61	79	74
合 計	回数	146	27	51	76	168
	受講人員	3,320	561	914	1,379	4,092

### (2) AEDの貸出状況

各年度

区 分	年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 越谷市が主催・共催・協催後援する行事		7	3	2	4	9
(2) 市民が主催する営利を目的としない行事		13	0	2	1	2
(3) その他消防長が特に認めた行事		16	3	14	18	16
合 計		36	6	18	23	27



## 救 助 編

消防局では、今後発生が危惧されている大地震や、複雑多様化する災害等へ対応するべく、高度救助隊を中心として各種訓練を実施しています。また、大規模災害等の対策として、埼玉県や近隣消防本部、関係機関との合同訓練も行っています。令和3年4月からは、埼玉県特別機動援助隊設置要綱の一部が改正され、機動救助隊として登録されていた高度救助隊だけでなく、埼玉県下消防相互応援協定の部隊が対象となり、研修や訓練等の活動に県内全ての消防機関が参加できるようになりました。

### ※埼玉県特別機動援助隊の編成

消防機関についてはこれまで登録制（11消防機関）であり、SMART 指揮隊、機動救助隊としていましたが、要綱の一部改正により登録制を廃止し、埼玉県下消防相互応援協定に基づく応援隊とすることで、県内全ての消防機関を対象としました。

また、それぞれの機関の災害出動及び活動等については、活動規定の重複や煩雑化を避けるため、消防機関については埼玉県下相互応援協定の規定、防災航空隊については埼玉県条例の規定、医療機関については埼玉 DMAT 設置運営要綱の規定を準用することとしました。



令和6年2月19日

谷中分署において瓦礫からの要救助者救出訓練を実施

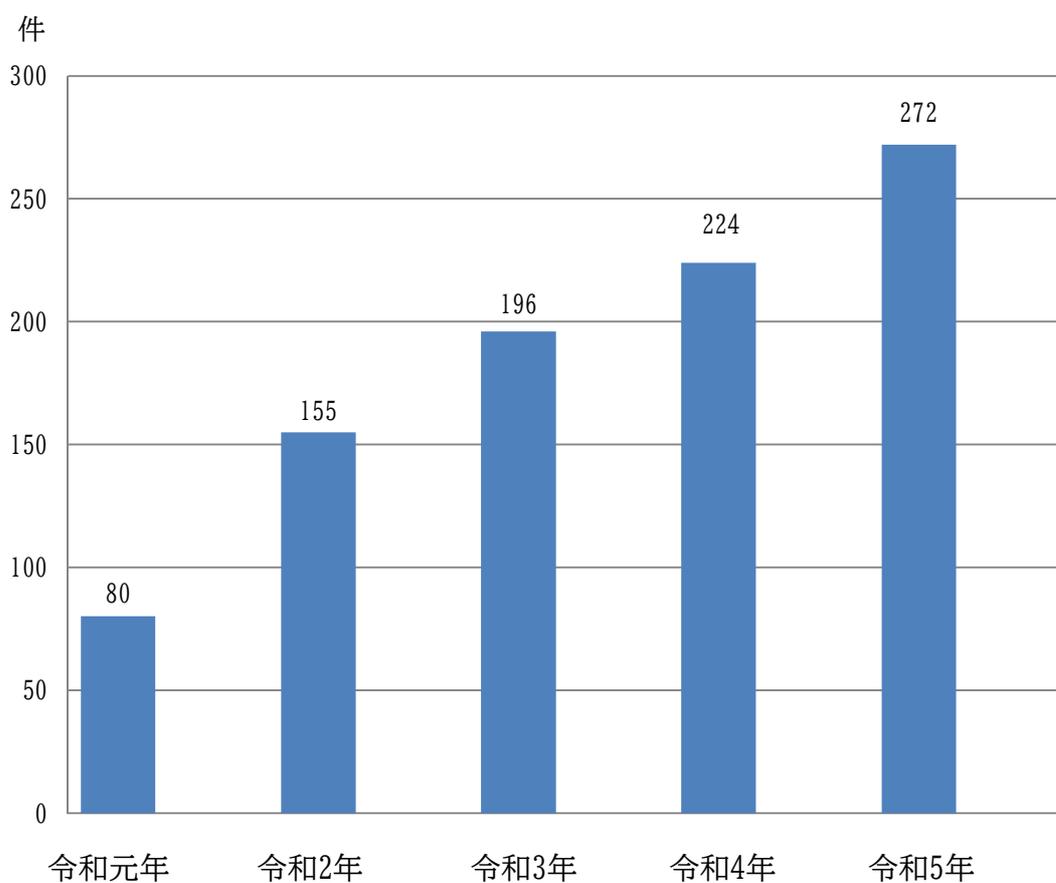


# Ⅰ 救助活動状況

## (1) 救助出動件数の推移

各年中

事故種別	年 別	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
	火 災		29	19	33	32
交 通 事 故		22	36	30	27	21
水 難 事 故		9	11	4	11	11
風水害等自然災害						15
機械等による事故		1	1	3	2	2
建物等による事故		1	48	73	85	109
ガス及び酸欠事故				1		2
破 裂 事 故						0
そ の 他 の 事 故		18	40	52	67	82
合 計 ( 件 )		80	155	196	224	272



(2) 月別出動件数

令和5年中

月 別	火災	交通事故	水難事故	災害 風水害等自然	機械等による 事故	建物等による 事故	ガス及び酸欠 事故	破裂事故	その他の事故	合計(件)
1 月	2	1				3			8	14
2 月	3		1			7			1	12
3 月	4	4				10			4	22
4 月	1	2				3			8	14
5 月	2	1				9			8	20
6 月	5		2	15		8			6	36
7 月	2		2			12	1		8	25
8 月	2	5	1			12	1		13	34
9 月	1	1	1			16			7	26
10 月	5	1	2		1	11			9	29
11 月	2	2	2			10			4	20
12 月	1	4			1	8			6	20
合計(件)	30	21	11	15	2	109	2	0	82	272



令和5年11月10日  
浦和地区人身事故早期復旧訓練を  
東日本旅客鉄道株式会社さいたま車両センターで実施

(3) 事故発生場所別活動件数及び救助人員

令和5年中

発生場所		事故種別	火災	交通事故	水難事故	災害 風水害等自然	機械による 事故	建物等による 事故	ガス及び酸欠 事故	破裂事故	その他の事故	合計	
			活動件数	救助人員	活動件数	救助人員	活動件数	救助人員	活動件数	救助人員	活動件数	救助人員	活動件数
屋内	住居	活動件数	16			8		100	1		33	158	
		救助人員	3			18		66			4	91	
	その他の屋内	活動件数	6			2	1	3			3	15	
		救助人員				2	1	3				6	
屋外	道路	活動件数	1	7		2						10	
		救助人員		12		4						16	
	河川等	活動件数			7						1	8	
		救助人員			6							6	
	その他の屋外	活動件数	7	1					2	1		3	14
		救助人員		1					2			2	5
その他	活動件数											0	
	救助人員											0	
合計	活動件数	30	8	7	12	1	105	2	0	0	40	205	
	救助人員	3	13	6	24	1	71	0	0	0	6	124	

※救助人員は、救助活動により救出された人数

(4) 署別救助発生件数

令和5年中

区分 署別	事故種別発生件数									合計 (件)
	火災	交通事故	水難事故	自然災害風水害	機械等による事故	建物等による事故	ガス及び酸欠事故	破裂事故	その他の事故	
消防署	4	2	4	3		23			15	51
谷中分署	6	3	2	7		19			17	54
蒲生分署	7	6	1	1		22	1		24	62
間久里分署	5	4		2		14			7	32
大相模分署	3	4	3	2	1	15	1		13	42
大袋分署	5	2	1		1	16			6	31
合計	30	21	11	15	2	109	2		82	272

2 高度救助隊、特別救助隊が実施した訓練

令和5年中

区分 訓練種別	実施延べ人員 (人)	実施延べ時間 (時間)	実施延べ回数 (回)
体力練成訓練	969	348	280
ロープ基本応用	39	18.5	12
検索救助訓練	13	6	3
救助器具取扱	32	12	8
救助事象訓練	2,073	1,164	625
その他の訓練	499	227	131
合計	3,625	1,774.5	1,059

## 指 令 編

消防指令センターでは、平成28年度に市民からの119番通報を受信し、出動指令や無線交信など一連の処理を迅速かつ的確に行う消防緊急情報システムを全面更新し、平成29年3月から運用を開始しました。

新たなシステムでは、大規模災害発生時に多数の119番通報を受信した場合でも、1席で2つの事案を同時に処理することが可能となりました。

さらに、車載型カメラやスマホ型カメラで災害現場から伝送された動画映像を消防指令センターで受信し、災害現場の状況確認が可能となるとともに、GPS機能を活用して各車両の位置情報を把握し、災害現場に最も近い車両を出動させることができました。

また、24時間365日システムの安定的な稼働を確保するため、令和5年3月に消防緊急情報システムを部分更新しました。



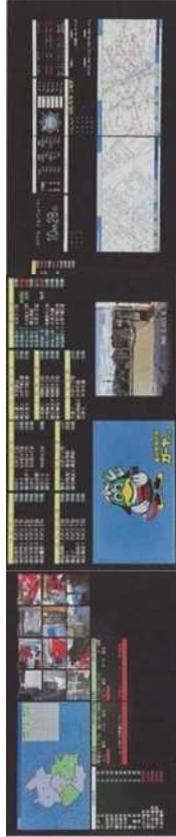


# 1 指令の状況

## (1) 消防緊急情報システム概要

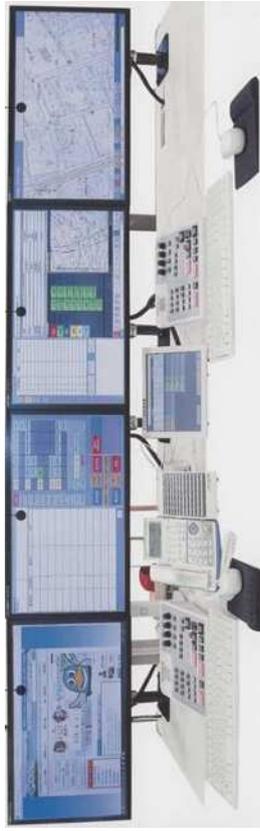
### 消防指令センターのシステム

多目的情報表示盤 車両運用表示盤 支援情報表示盤



モニター情報や映像情報を表示します。 消防車両の運用状況を表示します。 出動時の活動を支援する情報を表示します。

### 指令台



119番通報の受信から災害地点の特定、出動車両の編成、出動指令までの一連の事案処理を行う指令管制の主装置部です。システムを構成する各装置と連携し、迅速で的確な災害現場活動を支援します。輻輳時には1席の指令台で2事案の対応が可能です。

### 指令制御装置 順次指令装置・メール一斉指令装置



通信系の制御を行う指令システムの中枢装置です。安全性を考慮し、現用・予備の二重化構造を採用しています。



災害発生時に指令装置と連携して、電話やメールにより消防職員、消防団員及び関係機関などに情報を送信します。

## 新しいシステム

### 動画伝送装置



### Net119



災害現場の状況を動画撮影し、リアルタイムで指令センターに伝送します。署所用情報表示盤に配信することもできます。音声による119番通報が困難な方々でも、スマートフォン等のインターネット機能を利用して通報ができます。

### 入退室管理装置



消防指令センターの入退室はICカードで情報管理を徹底しています。

### 救急携帯情報端末装置



救急隊が入力した傷病者情報は、帰署後システムに送信されます。

## 消防署・分署のシステム

### 車両運用端末装置 (AVM)



消防車や救急車に装備し、車両の位置情報を指令センターに送信します。また、出動指令を受信すると災害地点までの最短距離や災害現場周辺の地図を表示します。

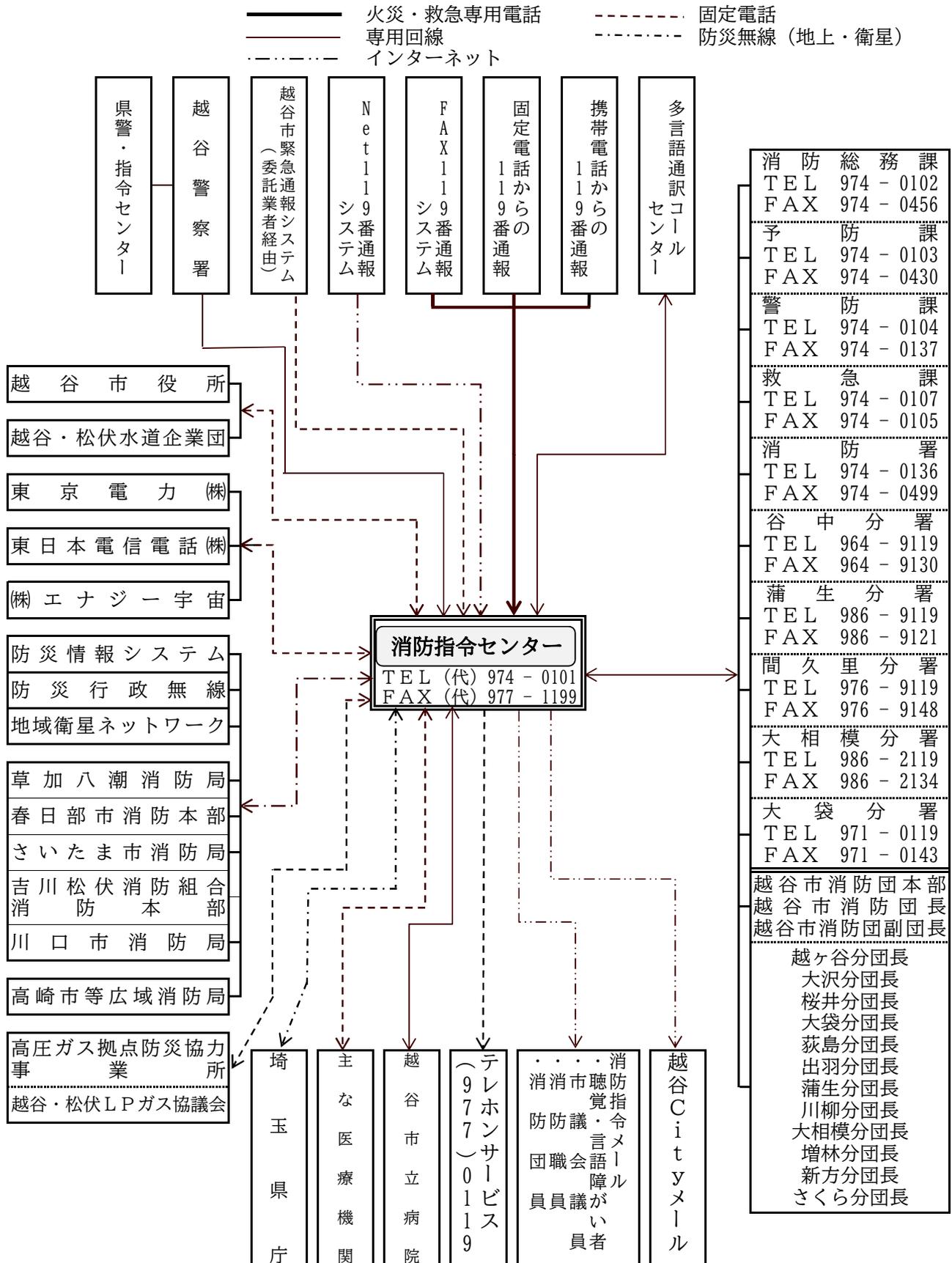
### 署所用情報表示盤



署所に設置された46インチ液晶モニターに消防・救急で必要な気象情報や指令情報等を表示します。

(2) 消防通信系統図

令和6年4月1日現在



(3) 消防用無線局（消防・救急デジタル無線機）の配置状況

令和6年4月1日現在

越谷市消防局  
消防指令センター

しょうぼうこしがや 基地局

基地局出力(5w)	活動波1 (消防波)	活動波2 (救急波)	主運用波	統制波1	統制波2	統制波3
-----------	---------------	---------------	------	------	------	------

所属	呼び出し名称	車載 携帯別	出力 (W)	所属	呼び出し名称	車載 携帯別	出力 (W)	
消防局・消防署	こしがやしれい1	車載	5	間久里分署	まくり1	車載	5	
	こしがやしれい2	車載	5		まくり2	車載	5	
	こしがやよぼう1	車載	5		こしがやはんそう4	車載	5	
	こしがやよぼう2	車載	5		きゅうきゅうまくり1	車載	5	
	こしがやよぼう3	車載	5		きゅうきゅうこしがや20	車載	5	
	こしがやしれい101	携帯	1		まくりしき101	携帯	1	
	こしがやしれい102	携帯	1		まくり101	携帯	1	
	こしがやしき1	車載	5		まくり102	携帯	1	
	こしがや1	車載	5		まくり201	携帯	1	
	こしがや2	車載	5		まくり202	携帯	1	
	こしがやしえん1	車載	5		大相模分署	おおさがみ1	車載	5
	こしがやきゅうじょ1	車載	5			おおさがみ2	車載	5
	きゅうきゅうこしがや1	車載	5	こしがやゆそう1		車載	5	
	きゅうきゅうこしがや2	車載	5	こしがやはしご2		車載	5	
	こしがやしき101	携帯	5	きゅうきゅうおおさがみ1		車載	5	
	こしがやしき102	携帯	5	おおさがみしき101		携帯	1	
	こしがやしき103	携帯	5	おおさがみ101		携帯	1	
	こしがや101	携帯	1	おおさがみ102		携帯	1	
	こしがや102	携帯	1	こしがやはしご201		携帯	1	
	こしがや201	携帯	1	こしがやはしご202		携帯	1	
	こしがや202	携帯	1	大袋分署		おおぶくろ1	車載	5
こしがやきゅうじょ101	携帯	1	おおぶくろ2			車載	5	
こしがやきゅうじょ102	携帯	1	こしがやきゅうじょ2		車載	5		
谷中分署	やなか1	車載	5		こしがやはんそう3	車載	5	
	やなか2	車載	5		こしがや10	車載	5	
	こしがやはんそう1	車載	5		きゅうきゅうおおぶくろ1	車載	5	
	こしがやはしご1	車載	5		おおぶくろしき101	携帯	1	
	こしがや20	車載	5		おおぶくろ101	携帯	1	
	きゅうきゅうやなか1	車載	5		おおぶくろ102	携帯	1	
	きゅうきゅうこしがや10	車載	5		こしがやきゅうじょ201	携帯	1	
	きゅうきゅうこしがや30	車載	5		こしがやきゅうじょ202	携帯	1	
	やなかしき101	携帯	1		消防団	越ヶ谷分団第1部	こしがやぶんだん1	5
	やなか101	携帯	1	越ヶ谷分団第2部		こしがやぶんだん2	5	
	やなか102	携帯	1	大沢分団第2部		おおさわぶんだん1	5	
	こしがやはしご101	携帯	1	桜井分団第4部		さくらいぶんだん1	5	
こしがやはしご102	携帯	1	桜井分団第5部	さくらいぶんだん2		5		
蒲生分署	がもう1	車載	5	大袋分団第1部		おおぶくろぶんだん1	5	
	こしがやとくしょう1	車載	5	大袋分団第4部		おおぶくろぶんだん2	5	
	こしがやはんそう2	車載	5	荻島分団第1部		おぎしまぶんだん1	5	
	きゅうきゅうがもう1	車載	5	荻島分団第3部		おぎしまぶんだん2	5	
	きゅうきゅうがもう2	車載	5	出羽分団第1部		でわぶんだん1	5	
	がもうしき101	携帯	1	出羽分団第5部		でわぶんだん2	5	
	がもう101	携帯	1	蒲生分団第1部		がもうぶんだん1	5	
	がもう102	携帯	1	蒲生分団第2部	がもうぶんだん2	5		
	こしがやとくしょう101	携帯	1	川柳分団第2部	かわやなぎぶんだん1	5		
	こしがやとくしょう102	携帯	1	大相模分団第1部	おおさがみぶんだん1	5		
				大相模分団第2部	おおさがみぶんだん2	5		
				増林分団第3部	ましばやしぶんだん1	5		
			増林分団第5部	ましばやしぶんだん2	5			
			新方分団第2部	にいがたぶんだん1	5			
			新方分団第3部	にいがたぶんだん2	5			

- ◎ 消防局・消防署（車載型無線機） 41台
- ◎ 消防局・消防署（携帯型無線機） 36台
- ◎ 消防団（車載型無線機） 20台
- 合計 97台

## (4) 消防用無線局（署活動用無線機）の配置状況

令和6年4月1日現在

## 越谷市消防局

所属	呼び出し名称
指令課 1台	しれいかしよかつ1

所属	呼び出し名称
消防署 12台	しきしよかつ1
	しきしよかつ2
	しきしよかつ3
	こしがやしよかつ1
	こしがやしよかつ2
	こしがやしよかつ3
	こしがやしよかつ4
	こしがやしよかつ5
	こしがやしよかつ6
	こしがやしよかつ7
	きゅうきゅうこしがやしよかつ1
	きゅうきゅうこしがやしよかつ2

所属	呼び出し名称
谷中分署 10台	やなかしよかつ1
	やなかしよかつ2
	やなかしよかつ3
	やなかしよかつ4
	やなかしよかつ5
	やなかしよかつ6
	やなかしよかつ7
	きゅうきゅうやなかしよかつ1
	きゅうきゅうこしがやしよかつ10
	きゅうきゅうこしがやしよかつ30

所属	呼び出し名称
蒲生分署 9台	がもうしよかつ1
	がもうしよかつ2
	がもうしよかつ3
	がもうしよかつ4
	がもうしよかつ5
	がもうしよかつ6
	がもうしよかつ7
	きゅうきゅうがもうしよかつ1
	きゅうきゅうがもうしよかつ2

所属	呼び出し名称
間久里分署 9台	まくりしよかつ1
	まくりしよかつ2
	まくりしよかつ3
	まくりしよかつ4
	まくりしよかつ5
	まくりしよかつ6
	まくりしよかつ7
	きゅうきゅうまくりしよかつ1
	きゅうきゅうこしがやしよかつ20

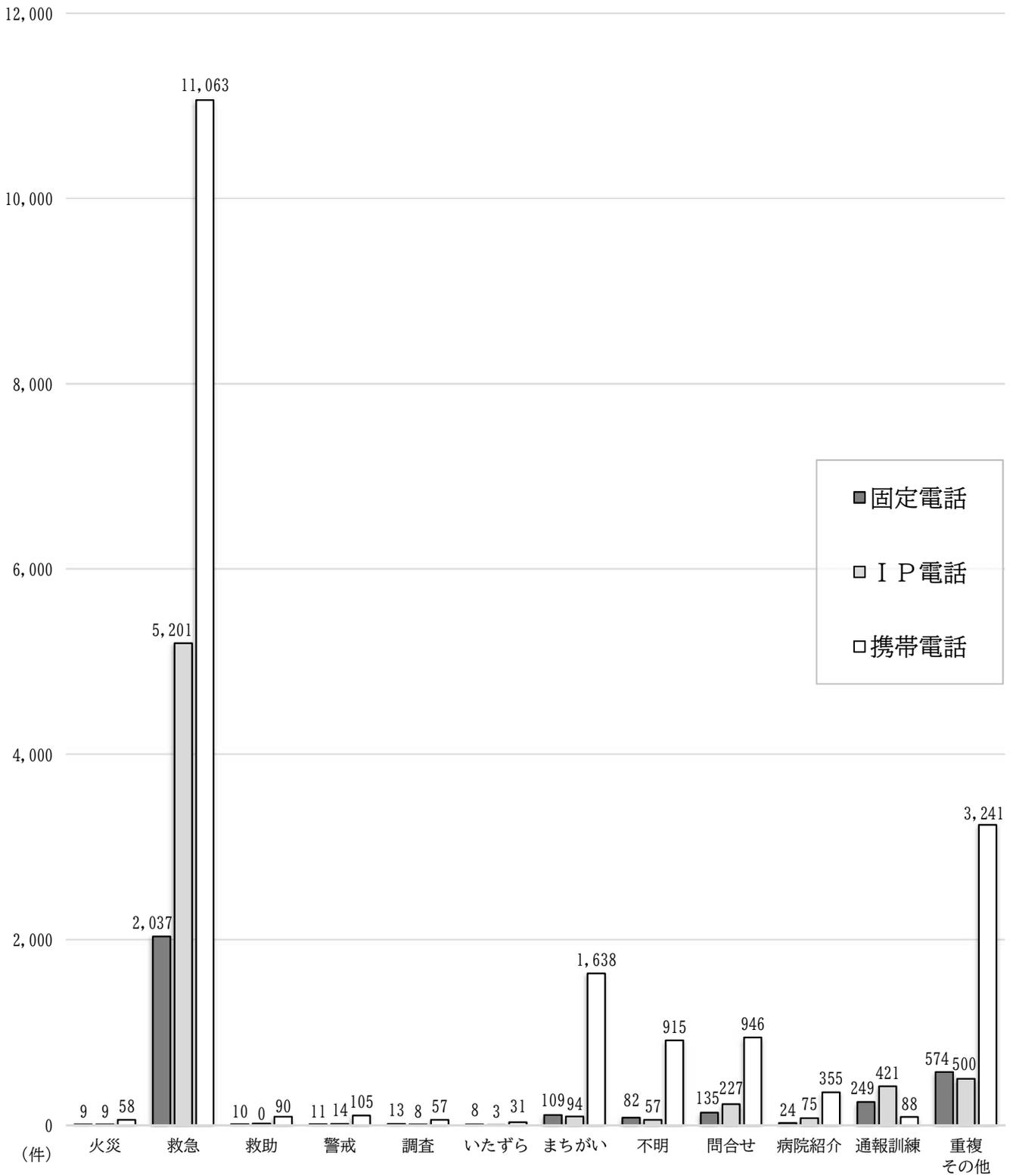
所属	呼び出し名称
大相模分署 8台	おおさがみしよかつ1
	おおさがみしよかつ2
	おおさがみしよかつ3
	おおさがみしよかつ4
	おおさがみしよかつ5
	おおさがみしよかつ6
	おおさがみしよかつ7
	きゅうきゅうおおさがみしよかつ1

所属	呼び出し名称
大袋分署 8台	おおぶくろしよかつ1
	おおぶくろしよかつ2
	おおぶくろしよかつ3
	おおぶくろしよかつ4
	おおぶくろしよかつ5
	おおぶくろしよかつ6
	おおぶくろしよかつ7
	きゅうきゅうおおぶくろしよかつ1

合計台数 57台

(5) 119番受信状況

令和5年中



種別 区分	火災	救急	救助	警戒	調査	いたづら	まちがひ	不明	問合せ	病院紹介	通報訓練	重複 その他	合計(件)
固定電話	9	2,037	10	11	13	8	109	82	135	24	249	574	3,261
IP電話	9	5,201	19	14	8	3	94	57	227	75	421	500	6,628
携帯電話	58	11,063	90	105	57	31	1,638	915	946	355	88	3,241	18,587
総合計 (件)	76	18,301	119	130	78	42	1,841	1,054	1,308	454	758	4,315	28,476

※一つの災害に対して複数の通報を受信した場合、第2報以降の通報は「重複その他」として数える。

## 2 気象の状況

### (1) 月別気象概況

令和5年中

種別 月別	天気			日数			気温			湿度			降雨量			風向		風速	
	快晴	晴	曇	雨	雪	その他	最高	最低	平均	最高	最低	平均	10分最大	1時間最大	総雨量	平均風向	最大瞬間		
1	9	14	6	2	0	0	14.4	-3.1	5.1	97.5	17.2	52.3	0.5	2.5	11.5	北西	2.0	23.5	
2	10	10	7	0	1	0	19.7	-1.7	6.6	97.2	19.9	51.0	1.0	5.0	33.0	北北西	2.3	22.3	
3	4	15	6	6	0	0	23.2	1.6	12.5	98.8	17.4	65.6	1.0	3.0	89.5	北北西	1.8	18.7	
4	1	18	8	3	0	0	25.7	5.7	16.1	98.6	9.7	58.9	1.5	7.0	61.0	南	2.7	22.4	
5	6	11	9	5	0	0	34.5	9.4	19.1	98.6	18.3	69.5	17.5	31.5	137.0	南南東	2.1	19.5	
6	0	10	13	7	0	0	33.5	15.2	23.4	99.4	19.4	77.4	9.5	49.5	358.5	南東	1.7	21.7	
7	5	16	10	0	0	0	39.4	21.8	29.2	98.3	29.7	70.5	4.5	8.0	17.0	南南東	1.7	14.8	
8	0	27	3	1	0	0	36.6	24.6	29.8	98.8	38.8	76.0	9.5	15.5	102.0	南	2.0	15.2	
9	1	18	8	3	0	0	36.5	17.5	27.0	99.1	38.8	79.1	6.5	26.5	171.0	東	1.9	20.5	
10	5	18	3	5	0	0	27.5	10.8	18.6	98.6	23.8	66.7	1.5	8.5	87.5	北北西	1.8	18.6	
11	8	12	7	3	0	0	26.1	4.9	13.8	98.3	22.4	66.0	4.5	11.0	40.0	北北西	1.8	23.0	
12	8	13	8	2	0	0	20.7	0.0	8.7	98.0	17.5	58.2	0.5	2.5	12.0	北西	1.6	16.9	
合計	57	182	88	37	1	0									1120.0				
平均									17.5			66.0				北北西	2.0		

※ 天気種別

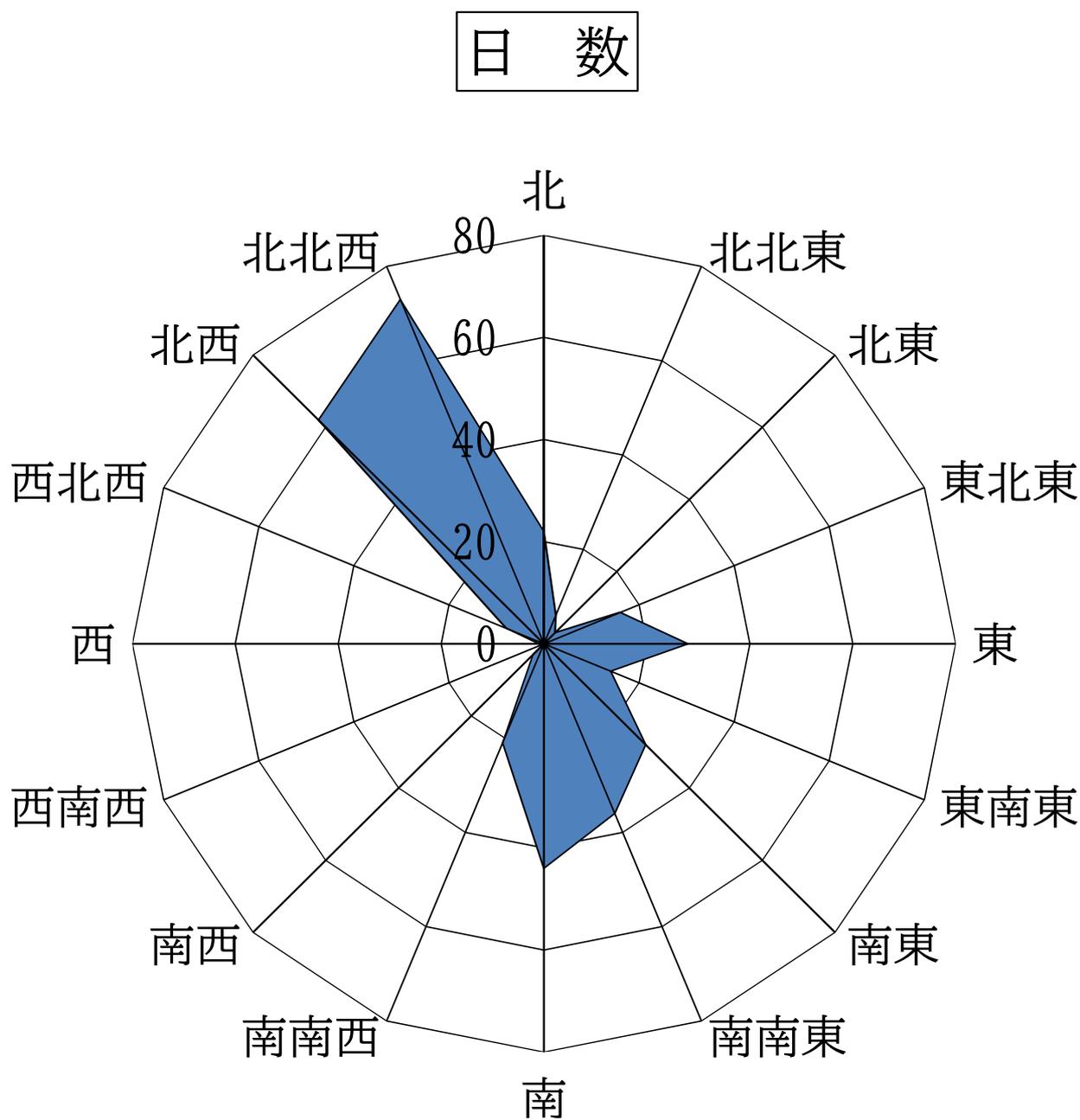
- 令和5年中で最も暑かった日 7月12日 39.4℃ 令和5年中で最も雨が降った日 6月2日 209.5mm
- 令和5年中で最も寒かった日 1月26日 -3.1℃ 令和5年中で最も風が強かった日 1月24日 23.5m/s
- 令和5年中で最も乾燥した日 4月13日 9.7% 令和5年中で雪が降った日 2月10日

(2) 年間風向図

令和5年中

方 向	北	北北東	北東	東北東	東	東南東	南東	南南東	南	南南西	南西	西南西	西	西北西	北西	北北西	無 風	合 計
回 数	22	6	3	16	28	14	28	36	44	21	3	0	1	8	62	73	0	365

※ 風向 = 1日の平均風向



## (3) 月別気象注意報等発令状況

令和5年中  
(単位：回)

発令種別 \ 月 別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
火災警報													0
暴風警報													0
洪水警報						1							1
大雨警報						1			1				2
大雪警報		1											1
大雨注意報					1	3		2	2	1			9
洪水注意報					1	2			1				4
大雪注意報		1											1
着雪注意報		1											1
風雪注意報													0
強風注意報	7	15	4	6	1				2	1	7	6	49
乾燥注意報	21	20	7	10	5					2		11	76
濃霧注意報			7	10	6	9			1	4	9	3	49
霜注意報		1		7									8
雷注意報	1		3	6	5	10	15	27	16	11	4	1	99
低温注意報	2												2
光化学スモッグ注意報													0
火災気象通報		23		13						3	6	17	62
台風に関する情報													0
大雨と雷に関する情報													0
記録的短時間大雨情報													0
大雪に関する情報													0
雷・突風・降ひょうに関する情報								2					2
熱中症警戒アラート							11	13	1				25
梅雨に関する情報													0
長期間の高温と小雨に関する情報													0
竜巻注意情報								1					1
異常天候早期警戒情報													0
綾瀬川氾濫注意情報													0
合 計	31	62	21	52	19	26	26	45	24	22	26	38	392

### 3 火災警報に関する協議書

昭和53年 2月13日  
 改正 昭和56年12月21日  
 改正 平成 6年 3月 1日  
 改正 平成28年 4月 1日  
 改正 令和 3年 4月 1日

(趣旨)

第1 この協議書は、消防法(昭和23年法律第186号)第22条第3項の規定により気象状況が火災予防上危険と予想されるとき、火災警報を発令するために必要な気象情報を収集し、以って警報発令に伴う事務処理を共同で行うことを協議するものとする。ただし、構成消防本部において独自に火災警報を発令するときは、幹事消防長に連絡する。

(協議機関)

第2 協議機関は、別表1に掲げる消防本部とする。

(観測の指定)

第3 気象観測は、熊谷地方気象台長並びに埼玉県知事からの異常気象通報のほか、別表2に定める各消防本部の指定する気象観測機器により観測するものとする。

2 消防長は、気象台長等から異常気象の通報があったとき、又は気象の状況が火災予防及び警戒上特に必要があると認めるときは、観測を強化するものとする。

(異常気象の報告)

第4 指定消防本部において異常気象を観測したときは、速やかに幹事消防本部に通報するものとする。

(警戒発令の事前協議)

第5 幹事消防長は、異常気象を認めるときは、速やかに関係消防長と電話で協議して警報発令の措置をとるものとする。

(火災警報の基準)

第6 火災警報は、気象状況が次の基準に該当し、火災発生及び延焼拡大の危険が極めて大であると認める場合に発令し、平常の気象に復したとき解除する。

- (1) 実効湿度が55パーセント以下で最小湿度が25パーセント以下になったとき。
- (2) 実効湿度が60パーセント以下であって最小湿度が30パーセント以下となり、最大風速毎秒10メートルを超える見込みのとき。
- (3) 風速毎秒12メートル以上が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

(幹事消防本部)

第7 幹事消防本部は、別表3に定める順番制で担当し、1年ごとに交代するものとする。

2 前項の事務引継ぎは、年度を以って行うものとする。

(会議)

第8 引継ぎに際し、担当者会議を年度内に開催する。

以上、二市二組合消防相互の理解のもとに本会議を結ぶものとする。

別表1 (第2関係)  
協議機関

消防本部名
越谷市消防局
草加八潮消防局
三郷市消防本部
吉川松伏消防組合消防本部

別表2 (第3関係)  
観測機関

消防本部名
越谷市消防局
草加八潮消防局
三郷市消防本部
吉川松伏消防組合消防本部

別表3 (第7関係)  
幹事消防本部

消防本部名
越谷市消防局
草加八潮消防局
三郷市消防本部
吉川松伏消防組合消防本部



## 消 防 団 編

消防団は、火災、風水害等の災害から市民を守るために欠かせない存在であり、市内で災害が発生したときは常に第一線で活動しています。

また、近年激甚化している大雨などによる自然災害や大地震などの大きな災害時には、地域に根付いた消防団の役割はますます重要になってきています。

令和6年1月に出羽分団第4部及び川柳分団第1部の小型動力ポンプ搬送車を人員搬送能力が向上した小型動力ポンプ付軽消防自動車に更新しました。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化が求められているなか、越谷市消防団は、自助・共助を担う自主防災組織のリーダーとしての自覚と、郷土愛護の精神をもって地域の安全、安心のために昼夜を問わず活躍しています。



小型動力ポンプ付軽消防自動車出羽分団第4部 小型動力ポンプ付軽消防自動車川柳分団第1部



安全・確実・迅速な基本操作の習得を目的としたポンプ操法訓練  
(令和5年度夏季特別訓練 小型ポンプ操法にて)

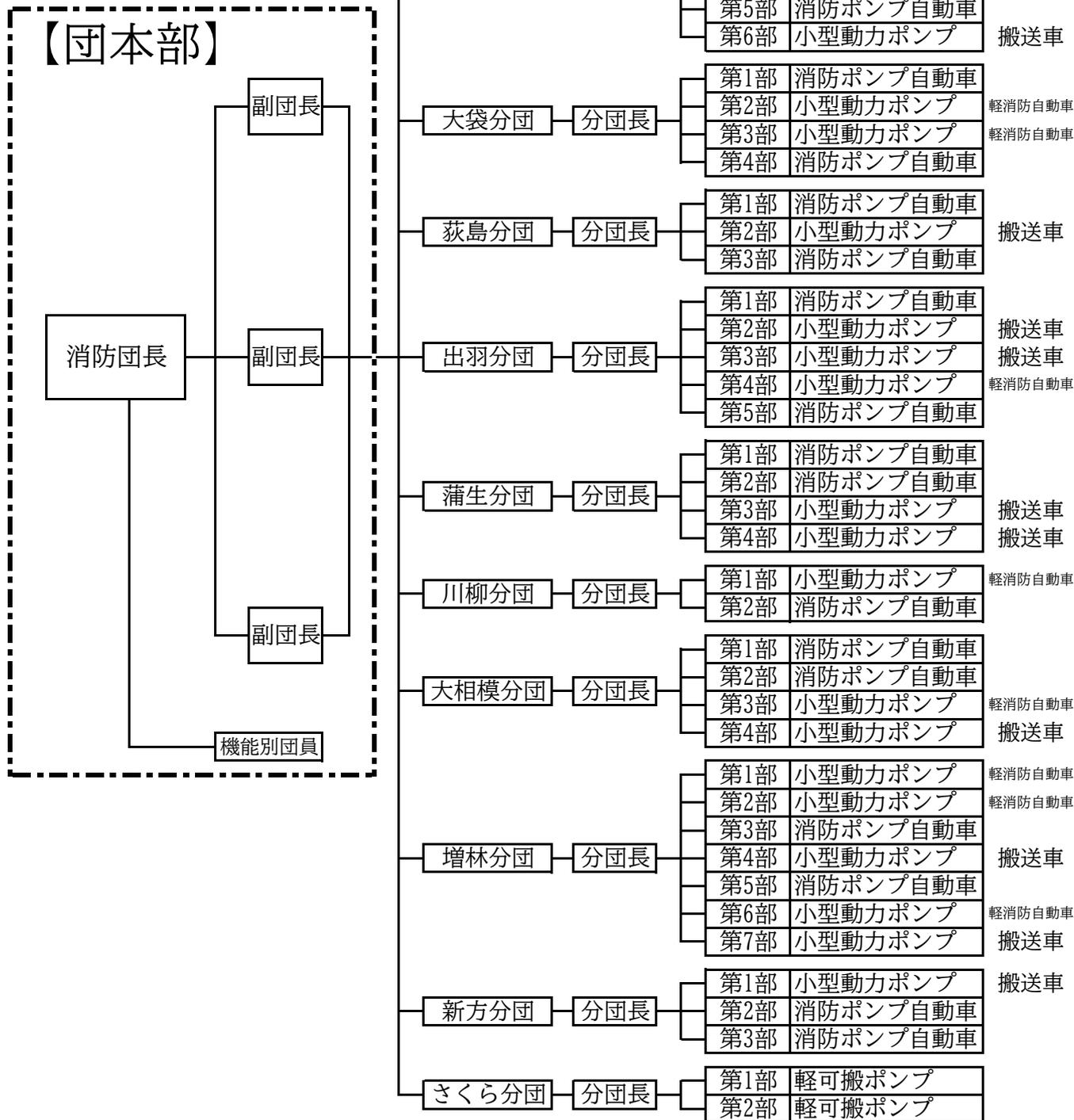


# Ⅰ 消防団の状況

(1) 消防団編成図

令和6年4月1日現在

12分団	44部
消防ポンプ自動車	20台
小型動力ポンプ (非常用含む)	23台
軽可搬ポンプ	2台
軽消防自動車	8台
搬送車	14台



## (2) 分団・勤続年数別団員数

令和6年4月1日現在

分団	勤続年数							合計(人)
	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上	
団本部 (機能別団員含む)	20					1	3	24
越ヶ谷	1	5	2	2	3	1	3	17
大沢	4	3		2	3	3	1	16
桜井	13	9	8	7	4	2	4	47
大袋	7	6	6	3	6			28
荻島	1	9	5	3	6	2		26
出羽	7	6	9	5	7	3	2	39
蒲生	6	7	6	3	2	2	1	27
川柳	9	1	2	3	5	1		21
大相模	12	6	3	5	9	1	1	37
増林	13	13	10	5	6	7	5	59
新方	3	3	4	3	2	2		17
さくら (女性団員)	9	3	2	10				24
合計(人)	105	71	57	51	53	25	20	382

## (3) 階級別勤続年数

令和6年4月1日現在

階級 勤続年数	団長		副団長		分団長		副分団長		部長		班長		団員		合計(人)	
	5年未満													105	(24)	105
5年以上 10年未満											3		68	(3)	71	(3)
10年以上 15年未満									5		15		37	(2)	57	(2)
15年以上 20年未満					1	(1)	4	(1)	7	(2)	9	(2)	30	(4)	51	(10)
20年以上 25年未満					4		3		19		11		16		53	
25年以上 30年未満	1				5		3		6		3		7		25	
30年以上			3		2		2		7		3		3		20	
合計(人)	1		3		12	(1)	12	(1)	44	(2)	44	(2)	266	(33)	382	(39)

( ) …女性消防団員〔内数〕

## (4) 階級別年齢構成

令和6年4月1日現在

年齢 \ 階級	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	合計
18歳以上20歳未満							3 (2)	3 (2)
20歳以上25歳未満							22 (15)	22 (15)
25歳以上30歳未満							7	7
30歳以上35歳未満						1	15	16
35歳以上40歳未満						2	24 (1)	26 (1)
40歳以上45歳未満				1	1	4	37 (4)	43 (4)
45歳以上50歳未満			1	1	8 (1)	5 (1)	64 (6)	79 (8)
50歳以上55歳未満			2	2	9 (1)	9 (1)	49 (2)	71 (4)
55歳以上60歳未満			5	4 (1)	10	17	30 (1)	66 (2)
60歳以上	1	3	4 (1)	4	16	6	15 (2)	49 (3)
合計(人)	1	3	12 (1)	12 (1)	44 (2)	44 (2)	266 (33)	382 (39)
( ) …女性消防団員〔内数〕							平均年齢	47.81

## (5) 分団区域別の人口及び世帯数

令和6年4月1日現在

分団 \ 区分	人口(人)	世帯数(世帯)	団員数(人)
団本部 (機能別団員含む)			24
越ヶ谷	26,612	13,400	17
大沢	26,232	12,981	16
桜井	37,302	17,082	47
大袋	55,018	26,532	28
荻島	11,732	5,520	26
出羽	34,012	15,881	39
蒲生	57,272	29,284	27
川柳	10,867	4,669	21
大相模	36,261	15,653	37
増林	33,357	14,918	59
新方	14,016	6,417	17
さくら (女性団員)			24
合計(人)	342,681	162,337	382

※分団の区域は、越谷市消防団規則による。

## (6) 団員・分団別階級

令和6年4月1日現在

分団	階級							合計(人)
	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	
団本部 (機能別団員含む)	1	3					20	24
越ヶ谷			1	1	2	2	11	17
大沢			1	1	2	2	10	16
桜井			1	1	6	6	33	47
大袋			1	1	4	4	18	28
荻島			1	1	3	3	18	26
出羽			1	1	5	5	27	39
蒲生			1	1	4	4	17	27
川柳			1	1	2	2	15	21
大相模			1	1	4	4	27	37
増林			1	1	7	7	43	59
新方			1	1	3	3	9	17
さくら (女性団員)			1	1	2	2	18	24
合計(人)	1	3	12	12	44	44	266	382

## (7) 過去10年間における消防団員数の推移

(各年度4月1日を基準とする)

年度	条例定数 (人)	実員数 (人)	充足率 (%)	内訳			
				基本団員		機能別団員	
				男	女	男	女
平成27年度	450	386	85.8	363	23		
平成28年度	450	390	86.7	366	24		
平成29年度	450	394	87.6	371	23		
平成30年度	480	410	85.4	371	25	5	9
令和元年度	480	410	85.4	362	24	4	20
令和2年度	480	401	83.5	354	27	4	16
令和3年度	480	388	80.8	352	25	2	9
令和4年度	480	377	78.5	344	27	2	4
令和5年度	480	375	78.1	343	32	2	6
令和6年度	480	382	79.6	338	24	5	15

※平成30年4月に「機能別団員」を設置する。

## (8) 消防団器具置場の概要(42か所)

令和6年4月1日現在

分団名	部 名	所 在 地	構 造	建築面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)
越ヶ谷	第1部	越谷市越ヶ谷一丁目636番6号	木造2階建	43.46	86.92
	第2部	越谷市越ヶ谷三丁目832番	木造平屋建	22.93	22.93
大 沢	第1部	越谷市大沢四丁目3730番10号	鉄骨造平屋建	9.72	9.72
	第2部	越谷市東大沢五丁目10番地	鉄骨造平屋建	28.80	28.80
桜 井	第1部	越谷市大字大里849番地	木造平屋建	9.72	9.72
	第2部	越谷市大字下間久里1339番地	木造平屋建	9.72	9.72
	第3部	越谷市千間台東三丁目7番地9	鉄骨造平屋建	9.72	9.72
	第4部	越谷市大字大泊62番地3	木造2階建	43.46	86.92
	第5部	越谷市大字平方373番地	木造2階建	11.34	22.68
	第6部	越谷市大字平方1028番地1	木造2階建	9.72	19.44
大 袋	第1部	越谷市大字大竹160番地1	木造平屋建	23.19	23.19
	第2部	越谷市大字恩間150番地7	鉄骨造平屋建	39.74	39.74
	第3部	越谷市北越谷四丁目12番3号	鉄骨造平屋建	19.44	19.44
	第4部	越谷市大字三野宮862番地1	木造平屋建	89.43	89.43
荻 島	第1部	越谷市大字南荻島190番地1	RC造2階建	22.50	45.00
	第2部	越谷市大字小曾川433番地1	木造平屋建	9.72	9.72
	第3部	越谷市大字西新井489番地1	鉄骨造2階建	44.71	89.42
出 羽	第1部	越谷市七左町四丁目248番地1	鉄骨造平屋建	78.00	78.00
	第2部	越谷市大間野町一丁目180番地2	木造2階建	11.175	22.35
	第3部	越谷市新川町一丁目280番地	木造平屋建	9.72	9.72
	第4部	越谷市谷中町一丁目170番地5	木造2階建	43.46	86.92
	第5部	越谷市宮本町二丁目164番地1	木造2階建	43.46	86.92
蒲 生	第1部	越谷市蒲生一丁目15番12号	木造2階建	43.46	86.92
	第2部	越谷市登戸町33番16号	RC造3階建	8.44	25.31
	第3部	越谷市瓦曾根一丁目13番11号	木造2階建	9.72	19.44
	第4部	越谷市南町二丁目23番12号	木造平屋建	9.72	9.72
川 柳	第1部	越谷市レイクタウン七丁目123番地	木造2階建	43.46	86.92
	第2部	越谷市川柳町二丁目507番地3	木造2階建	43.46	86.92
大相模	第1部	越谷市相模町三丁目57番地1	鉄骨造2階建	44.71	89.42
	第2部	越谷市大成町一丁目2233番1外	木造2階建	146.06	189.61
	第3部	越谷市東町二丁目165番地3	鉄骨造平屋建	39.74	39.74
	第4部	越谷市東町五丁目331番地	木造2階建	9.72	19.44
増 林	第1部	越谷市大字増林705番地3	木造平屋建	39.74	39.74
	第2部	越谷市大字増林3989番地6	鉄骨造平屋建	42.03	42.03
	第3部	越谷市増林三丁目4番地1	鉄骨造平屋建	81.00	81.00
	第4部	越谷市増森二丁目43番地	木造平屋建	9.72	9.72
	第5部	越谷市東越谷七丁目7番地11	鉄骨造平屋建	44.71	89.42
	第6部	越谷市中島二丁目91番地2	木造平屋建	39.74	39.74
	第7部	越谷市大字増森1657番地1	木造平屋建	9.72	9.72
新 方	第1部	越谷市大字船渡1420番地1	木造2階建	9.72	19.44
	第2部	越谷市大字北川崎113番地1	木造2階建	43.46	86.92
	第3部	越谷市大字大吉470番地1	RC造3階建	38.50	38.50

## (9) 消防団消防ポンプ自動車(20台)の状況

令和6年4月1日現在

分団名	名称	配置先	車両登録番号	車名	排気量(cc)	登録年月日	放水量	ポンプ型式	積載している小型動力ポンプの型式・級別
			型式	級別	出力(kW)		(m <sup>3</sup> /min)	タービン数	配置年月日
越ヶ谷	越ヶ谷分団1号車	第1部	越谷800さ51	日野	4,009	平成18年10月24日	2.43	GM2H2	
			PD-XZU304E	A-2	80.9			2段	
	越ヶ谷分団2号車	第2部	越谷800さ52	いすゞ	4,570	平成12年9月22日	2.26	GM2H2	
			KK-NKR71GN	A-2	97.8			2段	
大沢	大沢分団1号車	第2部	越谷800さ55	日野	4,000	平成24年1月10日	2.55	ND2A10	
			KC-NKR71	A-2	103			2段	
桜井	桜井分団1号車	第4部	越谷800さ56	いすゞ	4,770	平成15年10月15日	2.22	GM2H2	
			KR-NKR81GN改	A-2	103			2段	
	桜井分団2号車	第5部	越谷800さ106	日野	4,000	平成24年11月12日	2.15	GM22	V-46B(B-3級)
			TKG-XZU640M	A-2	110.3			2段バランス	平成4年7月1日
大袋	大袋分団1号車	第1部	越谷800さ717	いすゞ	2,990	令和2年1月30日	2.23	ME-5	
			2PG-NMS88AN	A-2	110			2段バランス	
	大袋分団2号車	第4部	越谷800さ120	日野	4,000	平成21年9月30日	2.31	GM2H2	V-38C(B-3級)
			BDG-XZU304E	A-2	110.3			2段	平成2年7月19日
荻島	荻島分団1号車	第1部	越谷800さ121	日野	4,000	平成25年10月2日	2.15	GM22	
			TKG-XZU640M	A-2	110.3			2段バランス	
	荻島分団2号車	第3部	越谷800さ53	いすゞ	4,777	平成16年1月26日	2.16	GM2H2	V-38C(B-3級)
			KR-NKR81GN	A-2	103			2段	平成元年6月19日
出羽	出羽分団1号車	第1部	越谷800さ123	いすゞ	4,570	平成13年10月19日	2.29	GM2H2	
			KK-NKR71GN	A-2	95.6			2段タービン	
	出羽分団2号車	第5部	越谷810さ605	日野	4,000	平成30年12月19日	2.36	MZI	
			TPG-XZU640M	A-2	110			1段ポリユート	
蒲生	蒲生分団1号車	第1部	越谷800さ125	日野	4,000	平成24年10月24日	2.15	GM22	
			TKG-XZU640M	A-2	110.3			2段バランス	
	蒲生分団2号車	第2部	越谷800さ128	日野	4,000	平成25年10月2日	2.15	GM22	
			TKG-XZU640M	A-2	110.3			2段バランス	
川柳	川柳分団1号車	第2部	越谷800さ132	日野	4,000	平成16年10月27日	2.45	GM2H2	
			PD-XZU304E	A-2	110.3			2段	
大相模	大相模分団1号車	第1部	越谷800さ63	いすゞ	4,570	平成12年1月21日	2.31	GM2H2	V-46B(B-3級)
			KK-NKR71GN	A-2	95.6			2段	平成9年5月30日
	大相模分団2号車	第2部	越谷800さ133	いすゞ	4,777	平成15年3月19日	2.00	GM2H2	
			KR-NKR81GN改	A-2	97.8			2段	
増林	増林分団1号車	第3部	越谷800さ54	日野	4,000	平成24年1月10日	2.48	ND2A10	V-38BS(B-3級)
			SKG-XZU640M	A-2	103			2段	昭和63年6月8日
	増林分団2号車	第5部	越谷800さ61	いすゞ	4,570	平成14年3月19日	2.33	GM2H2	V-38C(B-3級)
			KK-NKR71GN	A-2	103			2段	平成2年7月19日
新方	新方分団1号車	第2部	越谷800さ23	いすゞ	4,770	平成16年12月15日	2.26	GM2H2	
			PB-NKR81N	A-2	95.6			2段	
	新方分団2号車	第3部	越谷800さ62	日野	4,000	平成27年2月6日	2.15	GM22	
			TKG-XZU640M	A-2	110.3			2段バランス	

## (10) 消防団小型動力ポンプ付軽消防自動車等(22台)の状況

令和6年4月1日現在

分団名	配置先	車両登録番号	型式	車名	種別	排気量(CC)	登録年月日
大沢	第1部	越谷880あ22	V-HA3	ホンダ	搬送車	650	平成9年7月18日
桜井	第1部	越谷880あ23	V-HA3	ホンダ	搬送車	650	平成9年7月18日
	第2部	越谷880あ28	V-HA3	ホンダ	搬送車	650	平成9年7月22日
	第3部	越谷880あ20	V-HA3	ホンダ	搬送車	650	平成9年7月24日
	第6部	越谷880あ19	V-HA3	ホンダ	搬送車	650	平成9年7月23日
大袋	第2部	越谷880あ25	EBD-DA64V改	スズキ	小型動力ポンプ付軽消防自動車	650	平成25年3月18日
	第3部	越谷883あ403	3BD-S710W	ダイハツ	小型動力ポンプ付軽消防自動車	650	令和5年2月21日
荻島	第2部	越谷880あ33	V-HA3	ホンダ	搬送車	650	平成9年7月24日
出羽	第2部	越谷880あ15	EBD-HA8	ホンダ	搬送車	650	平成23年3月9日
	第3部	越谷880あ24	V-HA3	ホンダ	搬送車	650	平成9年7月23日
	第4部	越谷883あ604	3BD-S710W	ダイハツ	小型動力ポンプ付軽消防自動車	650	令和5年11月22日
蒲生	第3部	越谷880あ26	V-HA3	ホンダ	搬送車	650	平成9年7月22日
	第4部	越谷880あ37	V-HA3	ホンダ	搬送車	650	平成9年7月22日
川柳	第1部	越谷883あ801	3BD-S710W	ダイハツ	小型動力ポンプ付軽消防自動車	650	令和5年11月22日
大相模	第3部	越谷883あ903	EBD-S331W	ダイハツ	小型動力ポンプ付軽消防自動車	650	令和元年9月5日
	第4部	越谷880あ32	V-HA3	ホンダ	搬送車	650	平成9年7月23日
増林	第1部	越谷880あ6	EBD-S331W	ダイハツ	小型動力ポンプ付軽消防自動車	650	平成22年12月15日
	第2部	越谷883あ1002	3BD-S710W	ダイハツ	小型動力ポンプ付軽消防自動車	650	令和5年2月21日
	第4部	越谷880あ27	V-HA3	ホンダ	搬送車	650	平成9年7月23日
	第6部	越谷883あ1006	3BD-S331W	ダイハツ	小型動力ポンプ付軽消防自動車	650	令和3年3月2日
	第7部	越谷880あ30	V-HA3	ホンダ	搬送車	650	平成9年7月24日
新方	第1部	越谷880あ18	V-HA3	ホンダ	搬送車	650	平成9年7月23日



小型動力ポンプ付軽消防自動車  
(4人乗り)



搬送車  
(2人乗り)

## (11) 消防団小型動力ポンプ(23台)の状況

令和6年4月1日現在

分団名	配置先	配置年月日	製造会社名	型式	級別	出力	放水量 (m <sup>3</sup> /分)
大沢	第1部	令和2年12月9日	トーハツ	VF53AS	B-3	22kW	1.1
桜井	第1部	令和3年3月26日	トーハツ	VF53AS	B-3	22kW	1.1
	第2部	令和5年3月17日	トーハツ	VF53AS	B-3	22kW	1.1
	第3部	令和2年12月9日	トーハツ	VF53AS	B-3	22kW	1.1
	第6部	令和4年12月15日	トーハツ	VF53BS	B-3	22kW	1.1
大袋	第2部	平成25年3月18日	IHIシバウラ	SF756AZi	B-2	34kW	1.3
	第3部	平成26年2月21日	トーハツ	VF53AS	B-3	22kW	1.1
荻島	第2部	令和5年3月17日	トーハツ	VF53AS	B-3	22kW	1.1
出羽	第2部	令和6年1月19日	トーハツ	VF632	B-3	22kW	1.1
	第3部	令和元年9月30日	トーハツ	VF53AS	B-3	22kW	1.1
	第4部	平成29年12月15日	トーハツ	VF53AS	B-3	22kW	1.1
蒲生	第3部	令和6年1月19日	トーハツ	VF632	B-3	22kW	1.1
	第4部	平成27年11月16日	トーハツ	VF53AS	B-3	22kW	1.1
川柳	第1部	令和元年9月30日	トーハツ	VF53AS	B-3	22kW	1.1
大相模	第3部	平成24年12月19日	トーハツ	VF53AS	B-3	22kW	1.1
	第4部	令和3年11月8日	トーハツ	VF53AS	B-3	22kW	1.1
増林	第1部	平成23年3月24日	トーハツ	VF63AS	B-2	22kW	1.0
	第2部	平成26年11月28日	トーハツ	VF53AS	B-3	22kW	1.1
	第4部	平成26年2月21日	トーハツ	VF53AS	B-3	22kW	1.1
	第6部	令和元年9月30日	トーハツ	VF53AS	B-3	22kW	1.1
	第7部	平成31年1月24日	トーハツ	VF53AS	B-3	22kW	1.1
新方	第1部	平成28年6月3日	トーハツ	VF53AS	B-3	22kW	1.1
非常用	団本部管理 保管場所 谷中分署	平成29年12月15日	トーハツ	VF53AS	B-3	22kW	1.1

## (12) 消防団軽可搬ポンプ（2台）の状況

令和6年4月1日現在

分団名	配置先	配置年月日	製造会社名	型式	級別	出力	放水量 (m <sup>3</sup> /分)
さくら	第1部	平成21年2月19日	トーハツ	V10F-D	D-1	4kW	0.2
	第2部	平成21年6月30日	シバウラ	TF305SH	D-1	4kW	0.2

## (13) 消防団装備の保有状況

令和6年4月1日現在

区分	種類	機器	数量
情報伝達装備	携帯用無線機	デジタル簡易無線機	124
		デジタル携帯型受令機	69
	車載用無線機	消防ポンプ自動車積載	20
	車載型デジタル簡易無線機	小型動力ポンプ付軽消防自動車	6
救助活動用資機材	救急救助用器具	担架	2
		応急処置セット	14
		AED	1
		油圧切断機	12
		エンジンカッター	12
		チェーンソー	22
		油圧ジャッキ	23
		可搬ウィンチ	1
		排水ポンプ	1
		救命ボート	12
		救命胴衣	300
切創防止用保護衣	23		

発行 越谷市消防局 消防総務課

〒343-0025

埼玉県越谷市大沢二丁目10番15号

電話 048(974)0102

FAX 048(974)0456

E-mail: shobosomu@city.koshigaya.lg.jp

URL: <http://www.city.koshigaya.saitama.jp>

